

千葉県印旛郡酒々井町

史跡墨古沢遺跡保存活用計画書



令和3年3月

酒々井町教育委員会

序 文

「歴史と自然の町・酒々井」は千葉県の北部に広がる下総台地の中央に位置し、印旛沼を背景として育まれた水と緑の豊かな町です。そしてこのような地の利を背景に、酒々井町は水陸の要衝地として栄え、原始・古代からの歴史遺産も数多く見られています。

その中のひとつ墨古沢遺跡は、令和元年10月16日に国史跡に指定された、今から約3万4千年前の後期旧石器時代前半期にあたる、当時の人々の生活痕跡を示す複数の石器ブロックがドーナツ状に分布するいわゆる「環状ブロック群」(環状集落)が検出された遺跡です。環状ブロック群は日本旧石器文化の3大特徴の一つとされ、世界史的にも類例のないものです。また下総台地を中心に多く分布し、千葉県を代表する旧石器時代の遺構ともいえます。その中でも墨古沢遺跡の環状ブロック群は日本最大級の規模を誇る貴重な遺跡として評価されたものです。

酒々井町ではこの史跡を後世に保存し、整備活用へと進めていくために、このたび「史跡墨古沢遺跡保存活用計画」を策定いたしました。今後はこの計画をもとに史跡の保存と活用のための整備を行うとともに広く一般の方々へ周知・普及を図っていきたいと考えております。

最後に、本計画の策定にご指導・ご助言をいただきました文化庁並びに千葉県教育委員会、関係者・関係諸機関の各位に心より御礼申し上げます。

令和3年3月25日

酒々井町教育委員会
教育長 木村俊幸

例 言

1. 本書は千葉県印旛郡酒々井町に所在する「国指定史跡墨古沢遺跡」の保存活用にかかわる計画である。
2. 本計画書は、酒々井町教育委員会生涯学習課が主体となり、令和元年度から令和2年度の2か年をかけて策定を行った。
3. 本計画の策定にあたり、「墨古沢遺跡保存活用計画策定委員会」を設置し、酒々井町教育委員会が事務局を務めた。また、同委員会の検討・審議のほか、文化庁文化財第二課及び千葉県教育庁教育振興部文化財課の指導と助言を得た。
4. 本計画の策定にあたり、計画策定支援業務として有限会社歴史環境研究所に委託した。
5. 本計画においては、時代名称について「後期旧石器時代」を用いた。一部図版内等において「旧石器時代」の名称が用いられているが、すべて後期旧石器時代を表している。
6. 計画策定で収集した資料は、すべて酒々井町教育委員会で保管をしている。
7. 本書で示す方位はすべて真北であり、座標は世界測地系の値を基本とするが、一部旧座標（日本測地系）の値を併記したものがある。
8. 発掘調査から本書の作成にいたるまで、多くの関係者や関係機関からご理解とご協力を賜った。ここに記して感謝の意を表したい。

表紙写真
墨古沢遺跡周辺航空写真 南から
(酒々井町提供)

目 次

序章 日本の後期旧石器時代と史跡墨古沢遺跡を知る	1
<考古学用語解説>	

第1章 計画策定の経緯と目的

(1) 計画策定の経緯	7
(2) 計画の目的	7
(3) 委員会の設置	7
① 委員会の設置	7
② 委員会等の経過	10
(4) 史跡指定の概要	11
① 指定告示	11
② 説明文	11
③ 史跡の管理団体の告示	13
(5) 計画・他の法令との関係	14
① 第5次酒々井町総合計画	15
② 酒々井町教育振興基本計画	16
③ 酒々井町都市計画マスタープラン	17
④ 酒々井町歴史文化基本構想・酒々井町歴史文化保存活用基本計画	19
⑤ 墨古沢南Ⅰ遺跡保存整備基本計画書(案)	22
⑥ 千葉県文化財保存活用大綱	23
⑦ その他の関連する法令	23
(6) 計画対象の範囲と期間	24
① 範囲	24
② 期間	24

第2章 史跡墨古沢遺跡を取り巻く環境

(1) 位置と交通	25
(2) 自然環境	26
① 立地	26
② 地形と地質	27
③ 植生	29
④ 気象	30
(3) 歴史的環境	31
① 町の来歴	31
② 町の主な遺跡	31
③ 主な指定・登録文化財	37
④ 周辺の後期旧石器時代関連遺跡	38
(4) 社会的環境	41
① 人口	41
② 土地利用	41
③ 産業	42
④ 農業	42
⑤ 商業	43
⑥ 工業	43
⑦ 酒々井町の観光とみどころ	43

第3章 史跡墨古沢遺跡の概要

(1) 遺跡の発見に至る経緯	46
① 墨古沢遺跡とは	46
② 貴重な遺構の発見	48
③ 実施体制の整備	48
(2) 発掘調査の成果	50
① 発掘調査の経過と方法	50
② 発掘調査成果の概要	52
(3) 指定地の現況	61
① 国史跡指定へ	61
② 指定地の範囲と地番	61
③ 主な遺構と遺物の現状	63
④ 地形と指定地からの景観	66
⑤ 土地利用	67
⑥ これまでの普及・啓発活動	68
(4) 史跡指定地周辺地区の現況	69
① 隣接地区の現況	69
② 周辺地区の現況	70

第4章 史跡墨古沢遺跡の価値

(1) 史跡墨古沢遺跡の本質的価値	72
① 普遍的な価値	72
② 副次的な価値	74
(2) 史跡周辺を構成する各種資産の価値	75
(3) 史跡の構成要素	75

第5章 保存活用への課題

(1) アンケート結果の分析	78
① 遺物展示見学者のアンケートから	78
② 記念講演会参加者のアンケートから	79
(2) 現状と課題	79
① 現状	79
② 課題	80
1.保存管理	80
2.活用	80
3.整備	81
4.運営・体制	83

第6章 大綱と基本方針

(1) 保存活用の大綱	84
(2) 保存活用の基本方針	85

第7章 保存管理

(1) 保存管理の方向性	87
(2) 保存管理の方法	87
① 保存管理方針の明確化	87
保存管理の対象範囲、地区区分、地区区分ごとの構成要素	
保存管理の方法、追加指定と公有化	
② 既存施設との調整	95
③ 出土遺物・調査資料の保存	95
④ 環状ブロック群の調査・研究の推進	96

第8章 活用	
(1) 活用の方向性	99
(2) 活用の方法	99
① 「後期旧石器時代」「史跡墨古沢遺跡」周知のための普及活動	99
② 周辺景観資源の活用	101
③ 周辺施設との一体的な活用	101
第9章 整備	
(1) 整備の方向性	103
(2) 整備の方法	103
① 環状集落の景観の復元	103
② 環状集落周辺の景観の復元	104
③ 環状ブロック群を学び・理解する施設の設置	105
④ 見学者のための便益施設の設置	106
⑤ 整備に向けた既存施設の取り扱い	107
⑥ 酒々井PAとの連携方法	107
(3) 段階的な進展	108
第10章 運営・体制の整備	
(1) 運営・体制の整備の方向性	110
(2) 運営・体制の整備の方法	110
① 活用・維持管理体制の整備	110
② 行政体制の整備	111
(3) 体制づくりの段階的進展	112
第11章 施策の実施計画の策定	
(1) 実施すべき施策の方向性	114
(2) 実施すべき主な施策	114
(3) 実施計画の期間と総括表	115
第12章 経過観察	
(1) 方向性	117
(2) 方法	117
参考・引用文献	119
法令等の参考資料	121

図 目次

図1	官報告示	11
図2	平成27年度調査・環状ブロック群調査区全景	13
図3	史跡位置図	14
図4	文化・芸術の施策の体系と内容	15
図5	施策の体系と内容	16
図6	将来都市構造図	17
図7	南部地域の将来都市構造図	18
図8	歴史文化基本構想で示す「関連文化財群とストーリー」 及び「重点区域と促進区域」	19

図9	高崎川沿いのムラ（仮称）基本整備対象位置図.....	21
図10	整備イメージ及び遺跡周辺の関連施設.....	22
図11	計画の対象範囲図.....	24
図12	酒々井町の位置.....	25
図13	主なアクセス.....	25
図14	地形分類図.....	26
図15	上岩橋貝層.....	27
図16	下総台地の段丘地形模式図.....	27
図17	地形の変遷.....	28
図18	地質図.....	28
図19	植生図.....	29
図20	気温と降水量・風向き.....	30
図21	酒々井町内の主要な遺跡.....	32
図22	香取の海.....	33
図23	伝・上岩橋大鷲神社古墳出土 石枕.....	34
図24	尾上木見津遺跡 二彩椀.....	34
図25	奈良・平安時代の駅路・伝路・水路推定図.....	35
図26	国史跡本佐倉城跡.....	35
図27	周辺における旧石器時代遺跡分布図.....	39
図28	用途地域指定状況.....	41
図29	産業大分類毎の就業者数.....	42
図30-1	落花生製品と落花生畑の「ぼっち」.....	42
図30-2	自然薯（じねんじょ）.....	42
図31	酒々井インターチェンジ開通式.....	43
図32	墨古沢遺跡全体図.....	47
図33	委員会開催及び現地指導.....	49
図34	年度別調査区分図.....	51
図35	基本土層及び石器出土層位.....	54
図36	平成11・12年度調査・環状ブロック群出土主要石器.....	55
図37	平成11・12年度調査・環状ブロック群出土主要接合資料.....	55
図38	平成11・12年度調査遺物分布・ブロック間接合図.....	56
図39	環状ブロック群集落形成モデル仮説.....	56
図40	遺跡全体図.....	57
図41	環状ブロック群検出状況.....	58
図42	発掘調査写真.....	59
図43	凹地地形形成過程模式図.....	60
図44	I層上面埋没等高線.....	60
図45	指定地及び周辺図.....	61
図46	地番図.....	62
図47	南から望む全景.....	63
図48	現況写真①.....	64
図49-1	現況写真②.....	65
図49-2	現況写真③.....	65
図50	史跡周囲の地形区分と湧水位置.....	66
図51	土地利用区分（現況地目）.....	67
図52	土地利用区分図（現況地目）.....	67
図53	土地所有区分図.....	68
図54	普及活動事例写真.....	69
図55	周辺路線名称図.....	71
図56	史跡の構成要素の分類.....	76

図57	墨古沢遺跡展示アンケート結果	78
図58-1	地区区分図①	89
図58-2	地区区分図②	90
図59	周知活動事例	100
図60	学校教育・生涯学習との連携事例	100
図61	遺跡周辺の景観資源例	101
図62	後期旧石器時代遺跡の整備・表現例	104
図63	酒々井リサイクル文化センター内遠景	105
図64	短期・中期計画の概念図	109
図65	運営体制案	111
図66	経過観察の循環イメージ	117

表 目次

表1	墨古沢遺跡保存活用計画策定委員会 委員構成と設置要綱	8
表2	墨古沢遺跡保存活用計画策定委員会の開催経過	10
表3	史跡の管理団体の告示	13
表4	該当する主な法規制一覧	23
表5	酒々井町指定文化財等一覧	37
表6	周辺における旧石器時代遺跡一覧	40
表7	年齢別人口統計整理	41
表8	地目別面積	41
表9	農家数	42
表10	墨古沢南 I 遺跡調査検討会	48
表11	墨古沢南 I 遺跡調査指導委員会	49
表12	石器組成表	54
表13	指定地の地目と所有者	63
表14	普及活動一覧	69
表15	史跡の構成要素	77
表16	墨古沢遺跡国史跡指定記念講演会の参加者アンケート結果	79
表17	地区区分ごとの構成要素	91
表18	点検と維持の内容	93
表19	地区別の発掘調査・追加指定・公有化の方針	95
表20	現状変更許可区分	97
表21	地区区分ごとの現状変更取扱基準	98
表22	体制づくりの段階的な進展	112
表23	事業計画	116
表24	点検項目	118

序章 日本の後期旧石器時代と史跡墨古沢遺跡を知る

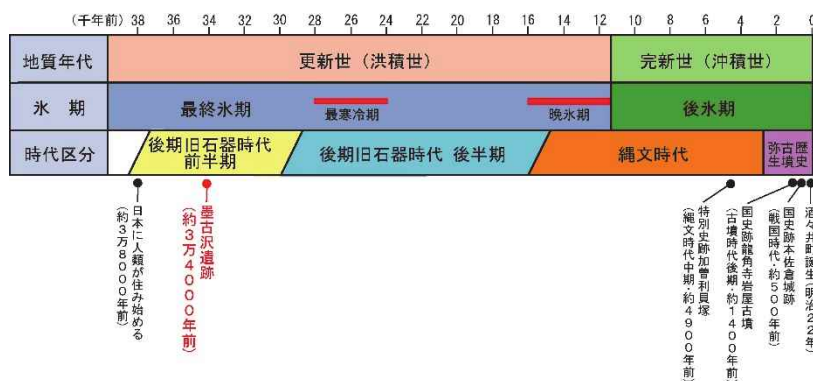
約3万8千年前から始まる日本の歴史—後期旧石器時代とは—

後期旧石器時代とは今から約3万8千年前から1万6千年前の約2万2千年間をいう。アフリカで誕生した私たちと同じホモ・サピエンスが長い年月をかけて拡散・到来して日本に定着した時代である。日本ではこれより古い人類活動の痕跡（世界史的にみられる前期旧石器時代あるいは中期旧石器時代）は断片的であり諸説あって明確にはなっておらず、現在のところ日本の歴史の1ページが確実に始まるのは、後期旧石器時代からとなる。

人々がまだ土器を持たず、主に打ち欠きによって作られた石器（打製石器）や動物の骨・角を用いて作られた骨角器を使い、狩猟や木の実等の採集活動を行っていた。定住はせずに、テントのような軽易な住居によって糧となる獲物を求めてたえず移動を行いながら生活をしてきた時代である。しかも当時は氷河期という寒冷で不安定な気候で年間の平均気温も現在より7～8度低く、また古富士山や箱根の火山活動も活発で頻りに火山灰が降り注ぐ

（この堆積した火山灰が土壌化したものが今日われわれが赤土と呼ぶ関東ローム層）非常に厳しい環境下での暮らしでもあった。

後期旧石器時代人達が生活していた地面は関東ローム層中にあり、発掘調査はこの関東ローム層を深く掘り下げて実施される。これを「下層調査」といい、関東ローム層よりも上に生活面を持つ縄文時代以降の「上層調査」とは区別される。そして発掘調査では、深く掘り下げたローム層の中から石器がある一定の範囲に集中して出土する。数点から時には数千点と規模はさまざまであるが、このまとまりを「ブロック（石器集中地点）」と呼び、当時の人々の石器作りや石器の使用・廃棄などの生活の痕跡と考えられる。そして1つの遺跡からは同時期のブロックが数カ所まとまって検出される例が多く、おそらく当時は数家族がまとまって1つの小集団（バンド）を作り、行動していたと考えられる。



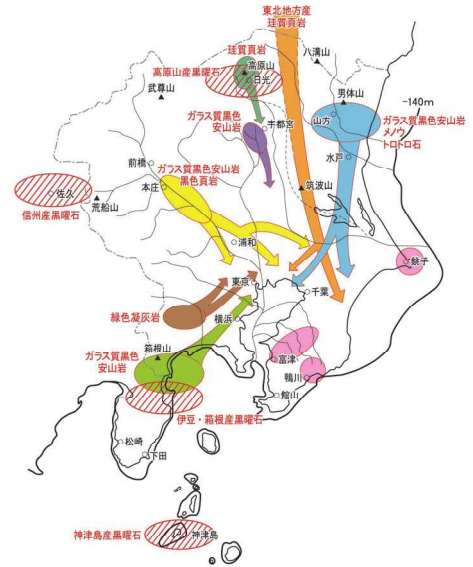
略年表（酒々井町HPを改訂）

日本の交差点でエコ生活—千葉県の後期旧石器時代—

現在、日本国内では10,150カ所の後期旧石器時代の遺跡が確認されている。そのうち千葉県内の遺跡は988カ所を数えており、日本で一番分布の多い県となっている（日本旧石器学会2010）。

当時の人々は栃木県北部から下総台地につながる、「下野-北総回廊」（千葉県史料研究財団2004）と呼ばれる平坦でなだらかな台地上を、糧となる動物や石器石材を求めて、この回

廊を中心に往還する移動生活を行っていたと考えられている。その中でも印旛沼周辺は、豊富な水（湧水）を有し、この回廊からさらに南方の房総丘陵や東方の銚子方面、西方の大宮台地・赤城南麓を經由して利根川上流や信州へと分岐する地点にあたると思われることから、ヒト・モノ・情報が集まり、交差する「日本の交差点」とも言える地域であったと思われ、そのため「遺跡数」や史跡墨古沢遺跡を含む「環状ブロック群の数」の多さの特徴があると考えられる。また、千葉県は「石なし県」とも呼ばれ、良質な石器石材の原産地が乏しい地域である。そこで周辺地域から運び込んだ良質な石材（黒曜石・珪質頁岩など）を無駄なく大切に使用・消費する、「下総型石刃再生技法」（新田 1995）、「遠山技法」（新田 1988）、「東内野型尖頭器」（富里村 1977）など、節約型（エコタイプ）の独特の石器製作技術を編み出している。



関東地方における石材原産地と移動ルート（酒井・宇井 2004 を改訂）

このように千葉県北部に広がる下総台地では、豊かな水と独特の地勢を背景に多くの特筆される後期旧石器文化が生まれ、そしてそれらが現在、多くの遺跡となって千葉県の後期旧石器文化を物語っている。

日本の固有の文化の発見—環状ブロック群とは—

後期旧石器時代前半期前葉（約 3.8 万～3.2 万年前）、石器集中ブロックがドーナツ状にめぐる「環状ブロック群」が多く見られる。これらのブロック同士は石器の接合関係や石材の共有が見られることから、同時にまたお互いに関係を持って存在していたことがわかっており、日本最古の「環状集落」であるといえる。普段、狩猟活動を行い移動生活を送っていた小集団（バンド）が大型獣の狩猟やヒト（婚姻）・モノ（石器・石材）・情報の交換などを行うために集まった一つの姿ととらえることができる。

しかも環状ブロック群は世界史的にも例を見ない日本独自のものであり、日本後期旧石器時代の 3 大特徴（陥し穴、局部磨製石斧、環状ブロック群）の一つとも言うことができる。

現在のところ北海道から九州まで 118 遺跡から 146 基見つかっているが、このうち千葉県内で 53 遺跡から 71 基見つかっており（平成 31.3 時点・酒井・村井編 2019）、特に印旛沼周辺は全国的に見ても非常に集中する地域でもある。



環状ブロック群の分布（酒々井町HPより）

<考古学用語解説>

遺構(いこう)

人為的に掘り込まれた穴や住居跡・建物跡等、人間の生活痕跡のうち、動かすことのできないもの。

旧石器時代の場合は、簡易なテント状住居により移動生活を行っていたと考えられており、明確な住居跡等はほとんど見られず、石器ブロックや焚火跡（焼土跡・炭化材の分布跡）を指す。

石錐(いしきり・せきすい)

石器の一部に2次加工を施して、錐のような短く尖鋭な形状の刺突部をもつ石器。穴をあけるための道具。

遺跡(いせき)

過去に人々が生活や活動を行い、そこに遺構や遺物が残されている場所。

遺物(いぶつ)

過去に人々が製作し使用した道具や用具など。

日本の旧石器時代では、関東ローム層をはじめ遺跡が埋まっている土壌が酸性土壌であることが多いため、人骨や動物の骨・角を用いた骨角器、木製品は長い年月の間に分解されて、石器や炭化材しか残されない。

遺物包含層(いぶつほうがんそう)

地層・土層の中で遺物を含んでいる層。複数の包含層が存在し、それぞれ異なった時代または文化の遺物が含まれているようなときは特に文化層と呼ぶ。

AMS法(えいえむえすほう)

放射性炭素年代測定加速器質量分析法の略。炭素14年代測定法のひとつ。炭素14は生物が死ぬと自然界からそ

の供給が行われなくなり、時間の経過とともに次第に減少していき、5730年で半減することを利用した年代測定法である。1970年代末に加速器で炭素14を直接数える方法AMS (Accelerator Mass Spectrometer = 加速器質量分析計)が開発され、試料量・測定時間など従来と比較し高精度化・高効率化され、また約6万年前まで測定可能となった。しかし炭素14量は、宇宙線の変動などにより一定ではなく、測定結果には誤差が生じる。そのため年代の較正が行われて正確な年代が決定される。

確認調査(かくにんちょうさ)

部分的なトレンチ調査(千葉県では面積の約10%を基準)により、遺跡の種類や内容、範囲、価値等を事前に把握することを目的として行う発掘調査。

関東造盆地運動(かんとうぞうぼんちうんどう)

関東平野の中心部が第三紀末以後、特に第四紀に盆状に沈降し、平野周辺が隆起してきた地殻運動。この盆地を埋めた堆積物により関東平野が形成される。沈降速度は更新世を通じてほぼ1m/1000年であったとされる。

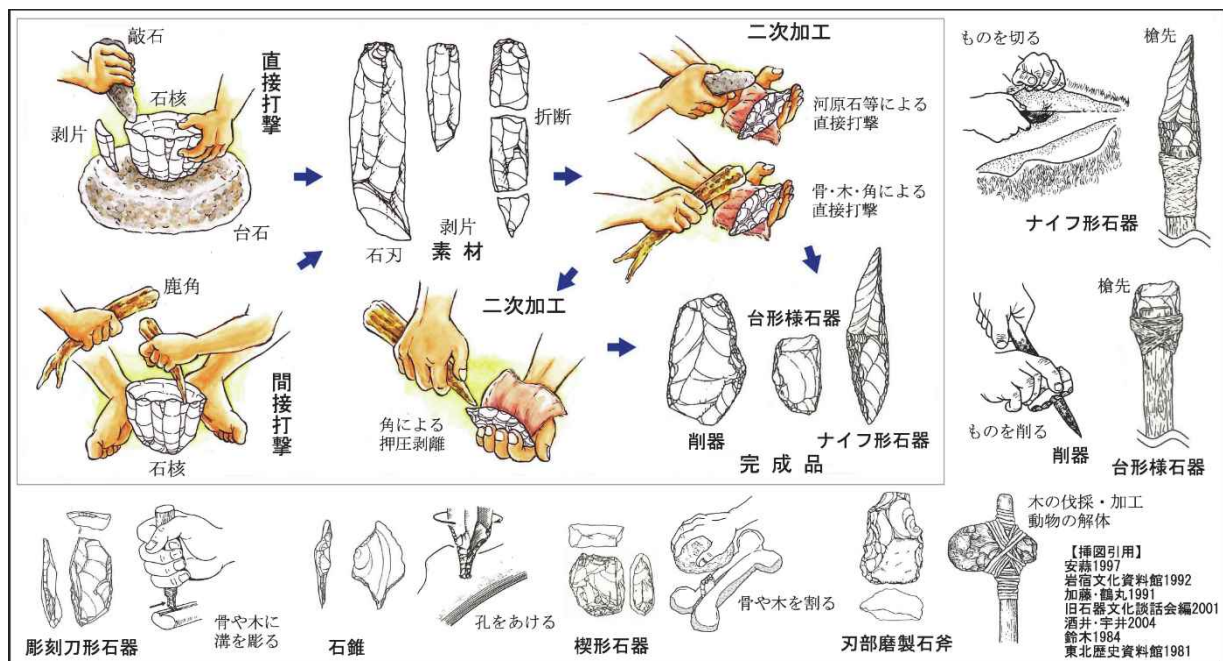
記念物(きねんぶつ)

以下の文化財の総称。土地に記念された文化財。

1. 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅、その他の遺跡
2. 庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等の名勝地
3. 動物、植物、地質鉱物

旧石器時代(きゅうせつきじだい)

日本で人類が残した遺跡が見つかるのは今からおよそ3万8000年前からで、その時代を後期旧石器時代という。



石器の製作方法と使用例

ヨーロッパやアジアを中心とした石器時代の区分では、この後期旧石器時代に先行する時代、前期旧石器時代・中期旧石器時代が見られるが、日本では2000年にこれまで確認されてきた前期・中期旧石器時代の資料がねつ造によるものだと判明した。以後日本でも前期・中期旧石器時代の資料は見つかっているが、極めて断片的で、明確になっていないのが現状である。

局部磨製石斧(きよくばませいせきふ)

刃部(じんぶ)磨製石斧ともいう。刃部を中心に研磨された石斧で、楕円形・長方形・撥(ばち)形など様々な形態が認められる。後期旧石器時代前半期の代表的な石器であり、日本独特の石器。主に木の伐採・加工や動物の解体に用いられたと考えられる。墨古沢遺跡では石斧本体は発見されていないが、製作や修理の際に生じたカケラ(石斧調整剥片)が見つかっており、石斧を所有していたことが明らかになっている。

記録保存(きろくほぞん)

やむをえず開発等により破壊される遺跡を、記録として保存すること。発掘調査により現地の記録(図面・写真・遺物の取上げなど)が行われ、調査後は整理作業を行い、発掘調査報告書として刊行する。

緊急発掘調査(きんきゅうはくつちょうさ)

開発等により、現状保存ができずやむを得ず遺跡が破壊されることを前提に行われる、記録保存のための発掘調査。本調査。

楔形石器(くさびがたせっき)

平面形状は四角形を呈するものが多く、相対する縁辺には両極打法による一対の刃部が形成される、縦断面凸レンズ状を呈する石器。骨や木を割るためのクサビとして用いられたと考えられる。ピエス・エスキューともいう。

グリッド

遺跡を発掘するとき、緯度・経度に合わせ遺跡を東西南北の直行する格子目で区切った方形の区画のことをグリッドという。将棋の盤面のように番号を振り、調査位置をあらわす。

蛍光X線分析法(けいこうえつくすせんぶんせきほう)

岩石にX線を照射すると、その岩石を構成する成分それぞれが原子固有のX線(これを蛍光X線という)を発生する。この値は岩石の産地ごとに比率が異なっており、遺跡から出土した石器の分析値と石材原産地から採取したサンプルの分析値とを比較することにより石器石材の産地を特定することができる。黒曜石や安山岩などの火山岩に

有効。

削器(さつき)

素材の剥片の縁辺に2次加工を施して刃部を作り出した石器。ものを削るための道具。

碎片(さいへん)

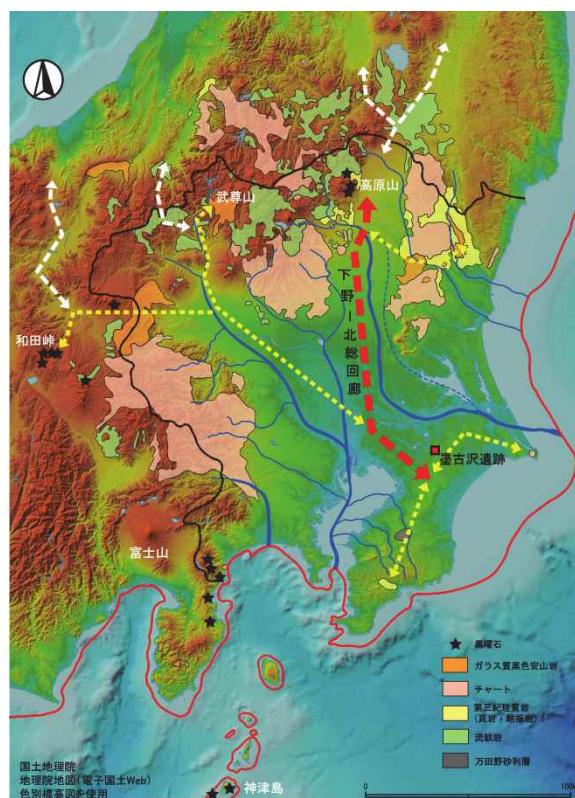
石器製作の際に剥離によって飛び散った細破片。

史跡(しせき)

貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもので保護が必要なものについて、国や地方公共団体(都道府県及び市町村等)が指定を行ったもの。

下野一北総回廊(しもつけーほくそうかいろう)

下総台地北部から栃木県北部の鬼怒川上流部まで大きな河川を渡ることなく移動することができる細長い台地が南北70kmにおよび続いており、これを下野一北総回廊と呼ぶ。この回廊は多くの動植物の移動経路となっており、この動植物を求めた旧石器時代人たちは数万年にわたり南北の往還を繰り返していたと考えられる。またこの回廊の北部地域には石器に適した良質の石材、黒曜石・ガラス質黒色安山岩・珪質頁岩・流紋岩・玉髓などが分布し、多く利用されている。墨古沢遺跡でもこれら石材の一部が利用されており、下野一北総回廊を移動していた集団もいたことが推察される。またこの回廊から南に延びる分水界は房総半島南部にまで到達して上総丘陵の礫層や嶺岡産珪

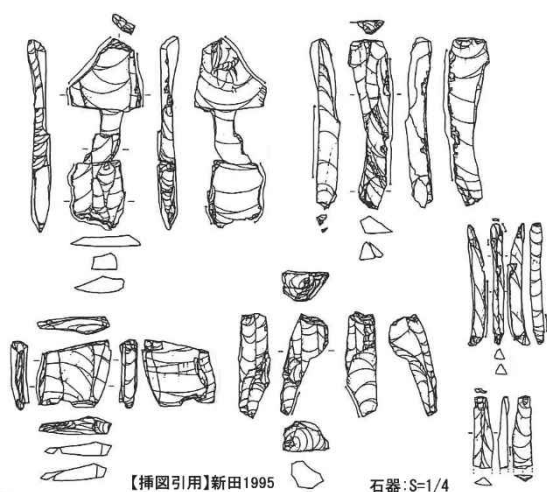


質頁岩の石材産地ともつながり、旧石器時代の重要な交通路を形成していた。

下総型石刃再生技法

(しもふさがたせきじんさいせいぎほう)

中～大型の石刃を石器素材として搬入し、素材打面または折断面小口から石刃の縁辺を頻繁に再生して新鮮な縁辺あるいは刃部の作り出しを行うもの。石刃の再生が主目的であるが、再生の際に剥離された剥片・小型石刃も刃器や他の石器に加工され再利用を行うものが認められる。希少な良質な石材（東北地方産の珪質頁岩を主に利用）を用いた石刃の究極の再利用を行う技法。下総台地Ⅶ層～Ⅵ層段階に見られる。



上層調査(じょうそうちょうさ)と下層調査(かそうちょうさ)

千葉県が発掘調査で用いられる慣例用語。後期旧石器時代人達が生活していた地面は関東ローム層中にあり、発掘調査はこの関東ローム層を深く掘り下げて実施される。これを「下層調査」といい、関東ローム層よりも上に生活面を持つ縄文時代以降の「上層調査」とは区別される。通常発掘調査は上から下へ、新しい時代からより古い時代へと進められるため、上層調査の後に下層調査（後期旧石器時代の調査）が行われることになる。

石核(せきかく)

石器の素材となる剥片を剥離した石塊。剥離する剥片の形態や進行方法により様々な形態をなす。剥離が行われなくなったものを残核(ざんかく)という。

石器組成(せつきそせい)

当時の道具(石器)の種類のみ組み合わせ。旧石器時代人の道具箱の中身。時期や地域により異なる。

接合資料(せつごうしりょう)

石器や石器を作る際に出た石のかげら同士が、割れ面や折れ面でくっついたもの(図37)。石器を作る際の石割り

の経過を具体的にたどる資料として、また遺跡での出土の位置関係から石器を作った人や使った人の行動について考える重要な意味をもつ。

層序(そうじょ)・層位(そうい)と関東ローム層

層序とは地層の堆積状況やできた順序(新旧関係)で、層位ともいう。後期旧石器時代の石器は関東ローム層(赤土)の中でも最も上位の「立川ローム層」からのみ出土する(図16)。この立川ローム層は色調や含有物、硬化度から6～7枚の層に分層(層序区分)され(図35)、これらは「地層累重の法則」に従い下の層が上の層に比べ古いという位置づけが行われる。これは旧石器時代研究の基礎であり、石器の出土した層により時期が分かり(墨古沢遺跡の環状ブロック群はⅨ層中部～上部より出土・図35)、他遺跡・他地域との新旧関係や内容の比較ができる。

台形様石器(たいけいようせつき)

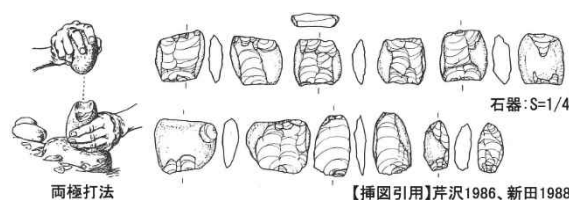
平面形が台形または四角形を呈し、石器の主軸に対して直行する刃部を一端に持つ石器。先の尖ったペン先形のものも認められる。後期旧石器時代前半期を代表する石器で汎列島的に見られる。槍先として用いられたと考えられる。

彫刻刀形石器(ちょうくとうがたせつき)

剥片の先端部または端部に楕状剥離を施し、彫刀面を作出したもの。骨や木に溝を掘る道具で様々な形態が認められる。

遠山技法(とのおやまぎほう)

チャート、ガラス質黒色安山岩などの硬質の小円礫を台石上に固定し、ハンマーで加撃する(挟み割り、両極打法)ことにより円礫から縦長の小剥片を連続的に作り出す技法。通常の方法では剥片などを生産できない小型の原石から小石刃状剥片を量産できる利点がある。生産された小石刃は刃器や他の石器に加工される。下総台地Ⅸ層上部～Ⅶ層段階に見られる。



トレンチ

確認調査のために設定する幅2m程度の細い溝状の調査区。試掘溝。

ナイフ形石器(ないふがたせつき)

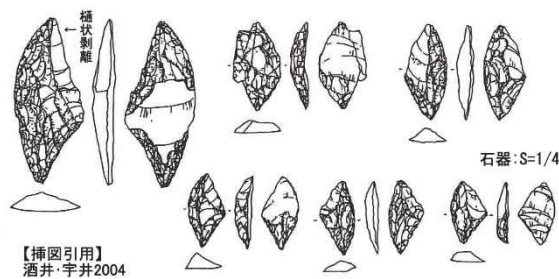
石刃などの剥片に刃潰し加工を加え、現在のナイフに似た形に仕上げた石器。槍先やものを切るための道具。

剥片(はくへん)

石核から剥離された石片。石器の素材。そのまま利用することもある。両側縁がほぼ並行する規則的な縦長の剥片を石刃(せきじん)という。

東内野型尖頭器(ひがしうちのがたせんとうき)

先端部の1側縁に槓状剥離を施した槍先型尖頭器。小型で、平面形は槓状剥離を施した側縁が「く」の字状を呈する。槓状剥離は石器の再利用のため刃部の付け替えを目的に行われ、槓状剥離により作出された削片も刃器として利用される。



プラント・オパール

イネやススキなどイネ科の植物の葉にはガラス質細胞が含まれており、これは植物が死滅しても土中に小さな化石(プラント・オパール)として残る。プラント・オパールは種類や部位によって形が異なるので、種や属を決めることができる。メダケ属(ネザザ節)は温暖な気候、ササ属は寒冷な気候の指標とされ、墨古沢遺跡ではIX層上半(環状ブロック群が属する層)からササ属の比率が多くなっていることから寒冷化していったことがうかがえる。

ブロックとユニット

旧石器時代の遺跡では石器はある一定の範囲にまとまって分布する。これを「ブロック(石器集中地点)」と呼び、当時の人々の石器作りや石器の使用・廃棄などの生活の痕跡と考えられている。当時は石器以外にも木や骨、毛皮などで作られた道具や衣類を使用していたと考えられるが、関東ローム層を含む日本の土壌のほとんどが酸性であるため、それら有機物の遺物は長い年月の間に分解され、石器だけが残り、よってブロックから見つかる遺物は石器が中心となる。発掘調査では同時期のブロックが数か所まとまって見つかること(「ユニット」と呼ばれることがある)が多く、当時の人々は数家族が集まって小集団(これを「バンド」と呼ぶ)を作って行動していたと考えられている。墨古沢遺跡の環状ブロック群はさらにいくつかの小集団(バンド)が集まって形成されたものと考えられることができる。

母岩別分布(ぼがんべつぶんぷ)

石器製作は一つの母岩(原石)から製作が始まり、分割・剥離・加工が繰り返されて様々な石器が作られる。遺跡から出土したこれら石器を石材の特徴や接合資料などにより母岩(原石)別に分類し、遺跡内での同一母岩資料の分布状態や石器製作の特徴などを分析することによって、石材や石器の入手方法・移動・所有形態が明らかになり、遺跡内での人々の活動が明らかになる。

本調査(ほんちようさ)

遺跡の内容・性格を調べるために行われる面的な発掘調査。検出された個々の遺構・遺物の調査を行い時期・用途等の詳細や相互関係を調べるとともに、それらの記録を作成する作業。

【参考文献】安蒜 1997、岩宿文化資料館 1992、加藤・鶴丸 1991、旧石器文化談話会編 2001、酒井・宇井 2004、鈴木 1984、芹沢 1986、千葉県史料研究財団 2004、東北歴史資料館 1981、新田 1988・1995、羽曳野市 HP、町田他編 1981】

第1章 計画策定の経緯と目的

(1) 計画策定の経緯

史跡墨古沢遺跡は、東関東自動車道酒々井パーキングエリアの拡張工事に伴い、平成11年度・12年度に(財)千葉県文化財センターによる緊急発掘調査が行われ、環状ブロック群の一部が発見された。発見当初より日本最大級の規模になるものと注目されたこの貴重な遺跡を、酒々井町では後世に継承し、その内容を広く一般に周知し、文化財の保存・普及活動並びに郷土愛の醸成、観光拠点として普及・利活用を積極的に図っていきたいと考えた。

そこで文化庁・県教育委員会と協議を行いながら、今もなお残ると推測される環状ブロック群の東側部分の規模や遺存状態を確認し、学術的な価値づけを行うため、平成27年度より範囲確認調査を実施した。その結果、当初の予想を上回る日本国内における最大級の環状ブロック群で、遺存状況も良好であることなどが確認された。

これらの成果を受け令和元年10月16日には「墨古沢遺跡」として文化財保護法に基づき国の史跡に指定された。

史跡等の文化財は、我が国の歴史や文化を正しく理解するために、なくてはならないものであると同時に、将来の文化の向上発展の基礎となるものであり、貴重な国民的財産である。そこで、その価値が損なわれることのないよう保存活用計画を策定し史跡の適切な保存と活用を図ることとした。

(2) 計画の目的

保存活用計画の目的は、史跡墨古沢遺跡の適正な保存と整備・活用について明らかにしていくことである。ここでは大きく次の4つの点について、その考え方や方法などについて示し、保存活用の指針としていくこととする。

- 史跡の本質的な価値を示すこと
- 価値を構成するさまざまな要素を整理すること
- 史跡を適正に保存管理する考え方や方法を示すこと
- 今後の整備・活用に関する方法や体制について考え方を示すこと

(3) 委員会の設置

①委員会の設置 (表1)

本計画の策定にあたっては、学識経験者、地元関係者、酒々井町の行政関係者などで構成する「墨古沢遺跡保存活用計画策定委員会」(以下「策定委員会」という)を設置した。策定委員会の事務局は、酒々井町教育委員会生涯学習課とし、文化庁及び千葉県教育庁文化財課の指導・助言を受けた。

表1 墨古沢遺跡保存活用計画策定委員会 委員構成と設置要綱

委員	氏名	所属	分野
委員長	佐藤宏之	東京大学 大学院人文社会系研究科 文学部考古学研究室 教授	考古学 旧石器
	国武貞克	独立行政法人国立文化財機構 奈良文化財研究所 都城発掘調査部 主任研究員	考古学 旧石器
	工藤雄一郎	学習院女子大学 国際文化交流学部 日本文化学科 准教授	第四紀学 展示・活用
	百原 新	千葉大学大学院園芸学研究科 緑地科学領域 教授	植物学
	八馬 智	千葉工業大学創造工学部 デザイン科学科 教授	景観デザイン 都市計画 観光学
	鯨島真弓	NPO 法人全国生涯学習まちづくり協会 副理事長	生涯学習 まちづくり
	副委員長 立田文夫	墨ウエルカムロード実行委員会 代表	地元代表 まちづくり

オブザーバー	氏名	所属	
	浅野啓介	文化庁 文化財第二課 史跡部門 文化財調査官	
	四柳 隆	千葉県教育庁 教育振興部文化財課 指定文化財班 班長	令和元年度
	米谷 博	千葉県教育庁 教育振興部文化財課 指定文化財班 班長	令和2年度
	吉野健一	千葉県教育庁 教育振興部文化財課 指定文化財班 主任上席文化財主事	
	吉野真如	千葉県教育庁 教育振興部文化財課 指定文化財班 副主査	令和2年度
	速水成美	千葉県教育庁 教育振興部文化財課 指定文化財班 文化財主事	令和元年度
	酒元誠和	東日本高速道路株式会社 関東支社 千葉管理事務所 管理担当課長	令和元年度
	渡辺一也	東日本高速道路株式会社 関東支社 千葉管理事務所 管理担当課長	令和2年度
	藤記 凌	東日本高速道路株式会社 関東支社 千葉管理事務所 管理	令和2年度
	坂上雅敏	佐倉市、酒々井町清掃組合 総務課長	

墨古沢遺跡保存活用策定委員会設置要綱

令和元年 7月 11日
教育委員会告示第6号

(設置)

第1条 墨古沢遺跡保存活用計画について、専門的有識者及び関係者など様々な立場から助言・指導・調査協力を得ることを目的として、墨古沢遺跡保存活用計画策定委員会(以下「委員会」)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、墨古沢遺跡保存活用計画(以下「保存活用計画」という。)の策定に関する事項その他保存活用計画を策定するために酒々井町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める事項を所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、知識経験を有する者、関係行政機関の職員、関係団体の職員又は構成員、その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 委員会は、文化庁及び千葉県に保存活用計画の策定のために必要な指導及び助言を得ることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から保存活用計画の策定が完了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の中から互選する。

2 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、必要に応じて教育長が招集し、委員長がその議長となる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第9条 委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この要綱は、公示の日から施行する。

②委員会等の経過（表2）

令和元年度～2年度にかけての委員会開催は、次の日程で開催し、指導・助言を得た。

表2 墨古沢遺跡保存活用計画策定委員会の開催経過

委員会	開催日	主な報告と協議事項
第1回委員会	令和元年11月29日	〈報告〉 ・委嘱状交付 ・正副委員長の選任 ・墨古沢遺跡の概要について 〈協議事項〉 ・墨古沢遺跡保存活用計画の主旨及び策定工程 ・保存活用計画の目次案について ・保存活用計画内容案について ・課題の進捗・整理・意見交換 整備の方向性について 整備工提案の変更について
第2回委員会	令和2年3月2日	〈協議事項〉 ・令和2年度の事業計画について ・保存活用計画の目次案及び計画内容案の修正について ・課題の進捗・整理・意見交換 講演会アンケート結果の集計について 整備・活用の方向性について
第3回委員会	令和2年7月20日	〈協議事項〉 ・前回指摘事項における計画内容案の修正について ・第6章以降の計画内容案の検討について ・課題の進捗・整理・意見交換 今後の計画について（工程の一部変更） 整備・活用の方向性について（整備レイアウト案等）
第4回委員会	令和2年11月2日	〈協議事項〉 ・前回指摘事項における計画内容案の修正について ・第9章以降の計画内容案の検討について ・計画策定に係る今後の進行予定について ・課題の進捗・整理・意見交換 酒々井PA緑地帯活用の進捗について 来年度の事業計画案について
パブリックコメント	令和3年1月25日 ～ 令和3年2月8日	町内在住・在勤・在学者を対象 意見数0件
第5回委員会	令和3年2月24日	〈協議事項〉 ・前回以降の内容修正経過について ・最終計画内容案の検討について ・次年度以降の計画について ・保存活用計画策定委員会について



第1回 委員会開催



第2回 委員会開催



第3回 委員会現地視察

が樹枝状に侵食する下総台地特有の複雑な地形を呈している。墨古沢遺跡は高崎川の南岸、高崎川の支流である南部川北岸の台地上に位置し、標高はおよそ 35 メートルである。遺跡周辺の谷津には現在においても水量の豊富な湧水が多数存在している。

本遺跡は、東関東自動車道酒々井パーキングエリアの拡張工事に伴って平成 11 年度から 12 年度に行われた、財団法人千葉県文化財センターによる発掘調査で発見された。この発掘調査では、後期旧石器時代前半期の環状ブロック群の一部が検出されており、その範囲が発掘調査区外に大きく広がると考えられたため、平成 27 年度から 29 年度にかけて酒々井町教育委員会が、範囲と内容を確認するための発掘調査を実施した。なお、酒々井町教育委員会による発掘調査では、出土した石器は取り上げず、ブロックを検出したのち位置・標高・器種・石材等を記録して埋戻し、現状保存を図っている。

環状ブロック群は、石器製作址であるブロックが多数あつまり、大きく円を描いて分布することを定義とする日本列島の後期旧石器時代前半期に特有の大型集落形態で、ブロック周囲には焚き火などの跡とみられる炭化物集中部も多数分布している。こうした環状ブロック群は全国で 118 遺跡 146 基発見されており、このうち約半数が下総台地に分布している。特に、墨古沢遺跡の存在する印旛沼周辺は全国的に見ても環状ブロック群が集中する地域である。墨古沢遺跡の環状ブロック群の規模は、およそ南北 70 メートル、東西 60 メートルの範囲におよび、日本列島で発見されている環状ブロック群のなかでも最大級の規模である。出土した炭化材 31 点の放射性炭素年代測定により、本遺跡は約 3 万 4 千年前に営まれた集落であることが確定した。

ハンドオーガーボーリング等による台地の基盤土層調査と旧地形分析によると、環状ブロック群は凹地を囲むように形成されている。石器組成は台形様石器、ナイフ形石器、削器、彫刻刀形石器、楔形石器、石錐、局部磨製石斧（調整剥片）、敲石、石核、剥片などからなり、狩猟具を含む石器製作等の作業、削器、彫刻刀形石器、局部磨製石斧を用いた加工作業が行われたことを示す。

蛍光 X 線分析や剥片プレパラートの顕微鏡観察によって、黒曜石には東京都神津島産、栃木県高原山産、長野県和田・諏訪産のものが認められ、出土石材の約 7 割を占めるガラス質黒色安山岩は群馬県武尊山産である可能性が強まった。他にも、玉髓やトロトロ石、流紋岩などの石材が認められるが、多くが北関東からもたらされたと考えられている。これにより墨古沢遺跡を営んだのは、北関東を含む広域を移動し、さらに遠方の集団との交流をも行っていた人々であったことも分かっている。

ローム層中のプラント・オパール分析や出土炭化材樹種同定の結果を、周辺の花粉分析事例と総合したところでは、当時、墨古沢遺跡周辺には針広混交林が広がっていた。森林景観の中の開けた凹地を選んで、付近の豊富な湧水に集まる動物資源を目的に、広域を移動しながら生

活を送る複数の集団が集まって営んだ集落と推定できる。

このように、墨古沢遺跡は、地質学的・年代学的な検討を通じてその編年的位置づけが明らかになり、また、石材の分析等により旧石器時代の人々の移動や交流、生業活動や集団関係について豊富な情報を提供する遺跡である。我が国の後期旧石器時代はじめの人類社会の在り方を知る上で極めて重要である環状ブロック群の中でも、その具体的な内容が明らかになるとともに、良好な状態で保存を図ることができた初めての例である。よって、史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

出典：文化庁文化財第二課 2019「新指定の文化財―記念物―」『月刊文化財』第 672 号（令和元年 9 月号） 第一法規株式会社



図2 平成 27 年度調査・環状ブロック群調査区全景

③史跡の管理団体の告示

酒々井町は、文部科学省官報第 198 号（表 3）により、令和 2 年（2020）2 月 27 日に国指定史跡墨古沢遺跡を管理すべき地方公共団体に指定された。

指定告示

文化庁告示第六号

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第百十三条第一項の規定により、次の表に上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

表 3 史跡の管理団体の告示

上 欄	下 欄	
名称	指定告示	地方公共団体名
墨古沢遺跡	令和元年文部科学省告示七十七号	酒々井町（千葉県）

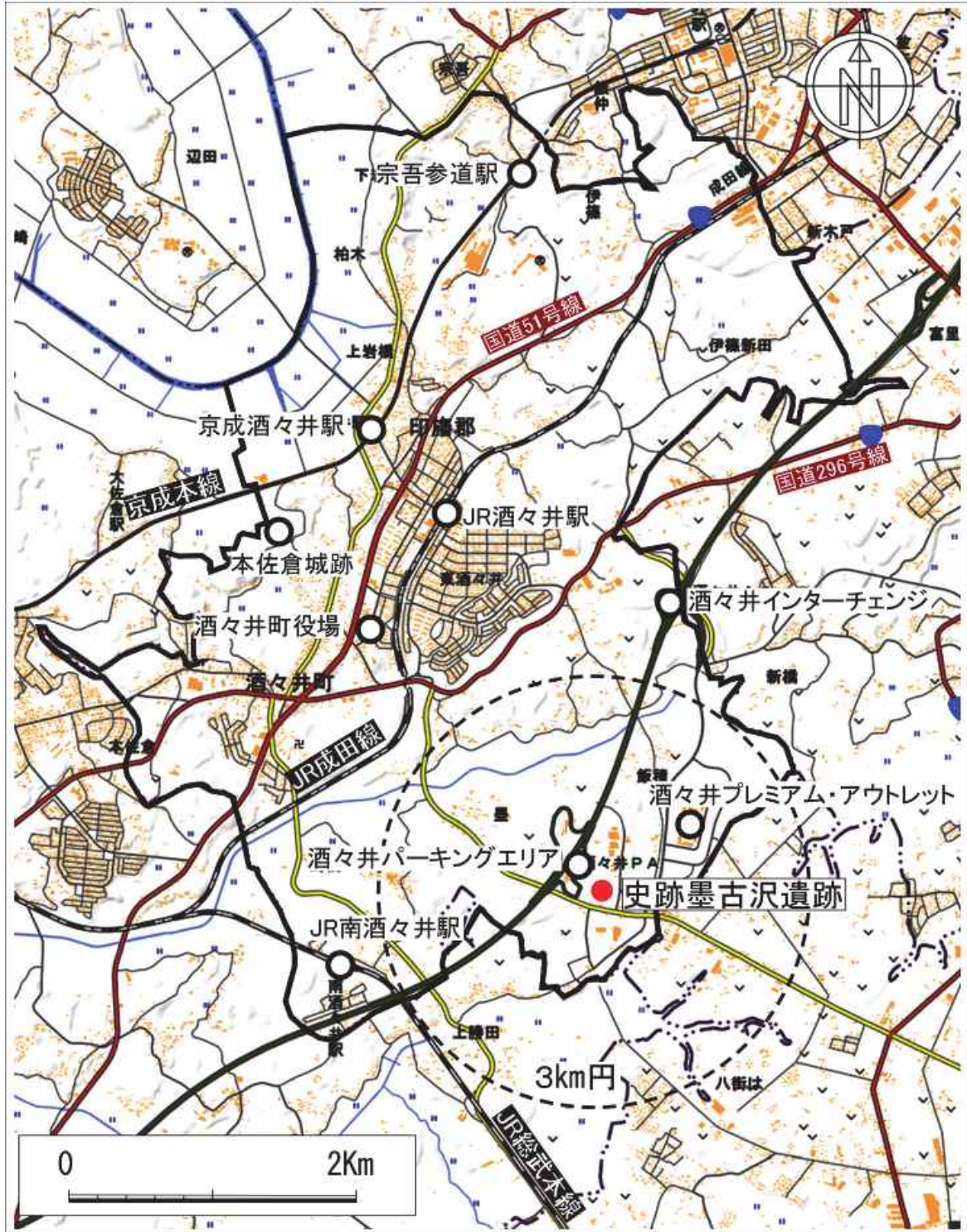


図3 史跡位置図

(5) 計画・他の法令との関係

保存活用計画の策定にあたって、本計画の位置づけを明らかにするため、町施策の最上位計画となる第5次酒々井町総合計画、具体的なまちづくりでは、都市計画マスタープランを挙げ関連性を整理する。

また、第5次酒々井町総合計画をうけた教育分野として、教育振興基本計画、歴史文化基本構想・歴史文化保存活用計画のほか、本保存活用計画に先立ち検討された「墨古沢南Ⅰ遺跡保存整備基本計画（案）」や「千葉県文化財保存活用大綱」について明示する。

①第5次酒々井町総合計画（2012年～2021年）（図4）

酒々井町では、平成24年度から令和3年度までを計画期間とする「第5次酒々井町総合計画」に基づいてまちづくりに取り組んでいる。計画は、平成24年度から28年度までを前期基本計画、平成29年度から令和3年度までを後期基本計画として、本町の上位計画に位置付けている。

総合計画では、本町が目指す将来像「人 自然 歴史が調和した活力あふれるまち 酒々井」を実現するため、6つの基本目標を掲げている。本計画は直接的には、「豊かな心を育み歴史を活かした文化創造のまちづくり」に位置付けられた施策として、文化・芸術の項に次のように掲げられている。



(5) 施策の内容

施策1 本佐倉城跡保存・整備の推進

担当課 生涯学習課

1. 入口広場整備事業やアクセス道路など周辺を含めた便益施設・環境の整備を進め、観光資源の中心としての位置づけを確立し、各種団体などとの活用を図ります。また城跡と周辺の景観、関連史跡などを含めた整備を推進します。

施策2 文化財等の保護と活用

担当課 生涯学習課

1. 景観を含めた文化財及び埋蔵文化財の調査を行い、必要に応じて文化財指定を進め、貴重な歴史資源が失われることがないよう積極的な保存・活用を実施します。また、「まちの顔」として有効活用を図っていきます。
2. 町の伝統的な郷土芸能について、用具・衣装などの修理・補充や後継者の育成・記録などの作成など、保存・伝承活動を積極的に推進し、後世に伝えるよう努めます。
3. 古文書、公文書、歴史資料の収集・調査・保管に努めます。
4. 文化財や文化資産に対する関心を高め、町民と協働で行う文化財保護活動に努めます。
5. 墨古沢南Ⅰ遺跡出土の「環状ブロック群」の遺存部分について発掘調査を行い、その保存状況や規模・内容を把握し、国史跡指定を目指して保存整備事業を推進します。

図4 文化・芸術の施策の体系と内容

②酒々井町教育振興基本計画（平成 29 年度～令和 3 年度）（図 5）

酒々井教育委員会では、平成 29 年度から令和 3 年度までを計画期間とする「第 2 期酒々井町教育振興基本計画」を策定した。この計画は、「第 5 次酒々井町総合計画前期基本計画」での実績や取り組みを踏まえた教育分野における上位計画である。

この教育振興基本計画では、酒々井町が目指す教育の基本理念を「しなやかに すこやかにいきいきと生きる人づくり」と定め、7つの目標を掲げている。

このうち本計画と深く係わる目標は、(6) 文化・芸術であり、次の施策を掲げている。

④ 施策の体系



⑤ 施策の内容

施策1 本佐倉城跡保存・整備の推進	担当課	生涯学習課
1.	入口広場整備事業やアクセス道路など周辺を含めた便益施設・環境の整備を進め、観光資源の中心としての位置づけを確立し、各種団体などとの活用を図ります。また城跡と周辺の景観、関連史跡などを含めた整備を推進します。	

施策2 文化財等の保護と活用	担当課	生涯学習課
1.	景観を含めた文化財及び埋蔵文化財の調査を行い、必要に応じて文化財指定を進め、貴重な歴史資源が失われることがないよう積極的な保存・活用を実施します。また、「まちの顔」として有効活用を図っていきます。	
2.	町の伝統的な郷土芸能について、用具・衣装などの修理・補充や後継者の育成・記録などの作成など、保存・伝承活動を積極的に推進し、後世に伝えるよう努めます。	
3.	古文書、公文書、歴史資料の収集・調査・保管に努めます。	
4.	文化財や文化資産に対する関心を高め、町民と協働で行う文化財保護活動に努めます。	
5.	墨古沢南 I 遺跡出土の「環状ブロック群」の遺存部分について発掘調査を行い、その保存状況や規模・内容を把握し、国史跡指定を目指して保存整備事業を推進します。	

図5 施策の体系と内容

③酒々井町都市計画マスタープラン（平成 26 年 3 月）（図 6・7）

本町では、令和 12 年度までを計画期間とする「酒々井町都市計画マスタープラン」を策定し、まちづくりに取り組んでいる。

この計画では、本町が目指す将来都市像「**活力あふれる 持続可能な コンパクトシティ**」を実現するため、6つの分野ごとの町全体の方針を示し、さらに地域別構想では、町域を中部（A）、中部（B）、中部（C）、北部、南部に区分して、各地域の特性を踏まえた将来像と具体的なまちづくりの方針を示している。

史跡墨古沢遺跡の所在する南部地域は、その将来像を、「**新たな拠点と伝統・自然が調和した活力を生み出す交流のまち**」と定めている。この中では策定年次の関係から、遺跡について言及はされていないが、本地域の主な課題解消に、遺跡の保存活用が係わる点も多く、今後は新たな歴史・文化拠点として、連携したまちづくりを目指すことが重要である。

<p>主な地域の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○酒々井インターチェンジ及び南部地区新産業団地における大規模商業施設の観光客の受け入れに向けた道路整備や景観形成 ○墨工業団地や酒々井パーキングエリアなど、周辺地域での新たな産業振興につながる土地利用 ○しすい・ハーブガーデンや高崎川など、本町を代表する地域資源の適切な保全を図り、その活用についても検討していく必要がある。

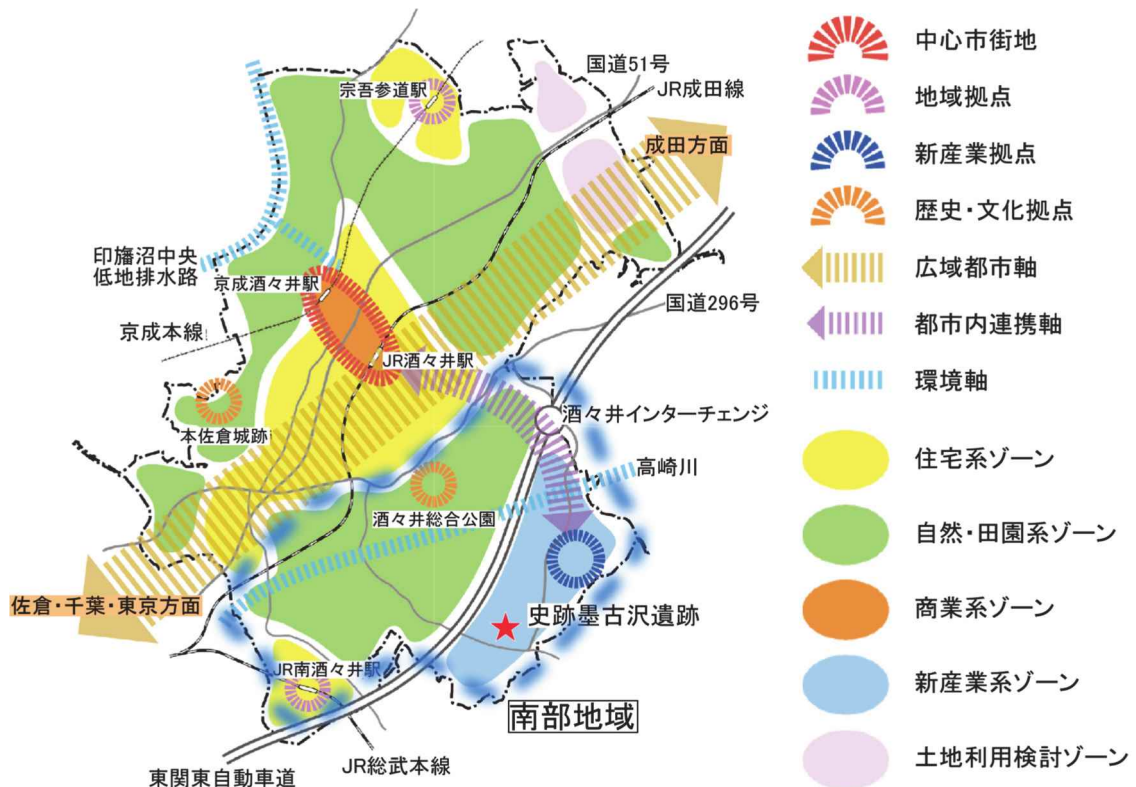


図6 将来都市構造図（一部加筆）

④酒々井町歴史文化基本構想・酒々井町歴史文化保存活用基本計画（図8・9）

『歴史文化基本構想』では、文化財をまちづくりや地域の活性化などに生かしていくため、酒々井町の総合計画や、都市計画マスタープラン、景観計画と連携して取り組むとしている。

そのため文化財を歴史的・地域的関連性に基づき一定のまとまりとして捉えた「関連文化財群」と捉え（図8左上）、旧石器から幕末明治に至る7つのテーマを設けている。さらにその中では、文化財と一体となって価値を形成する周辺環境も含め、文化財（群）を核として文化的な空間を創出するための区域として、ひとつの重点区域と4つの促進区域が設定された（図8右下）。

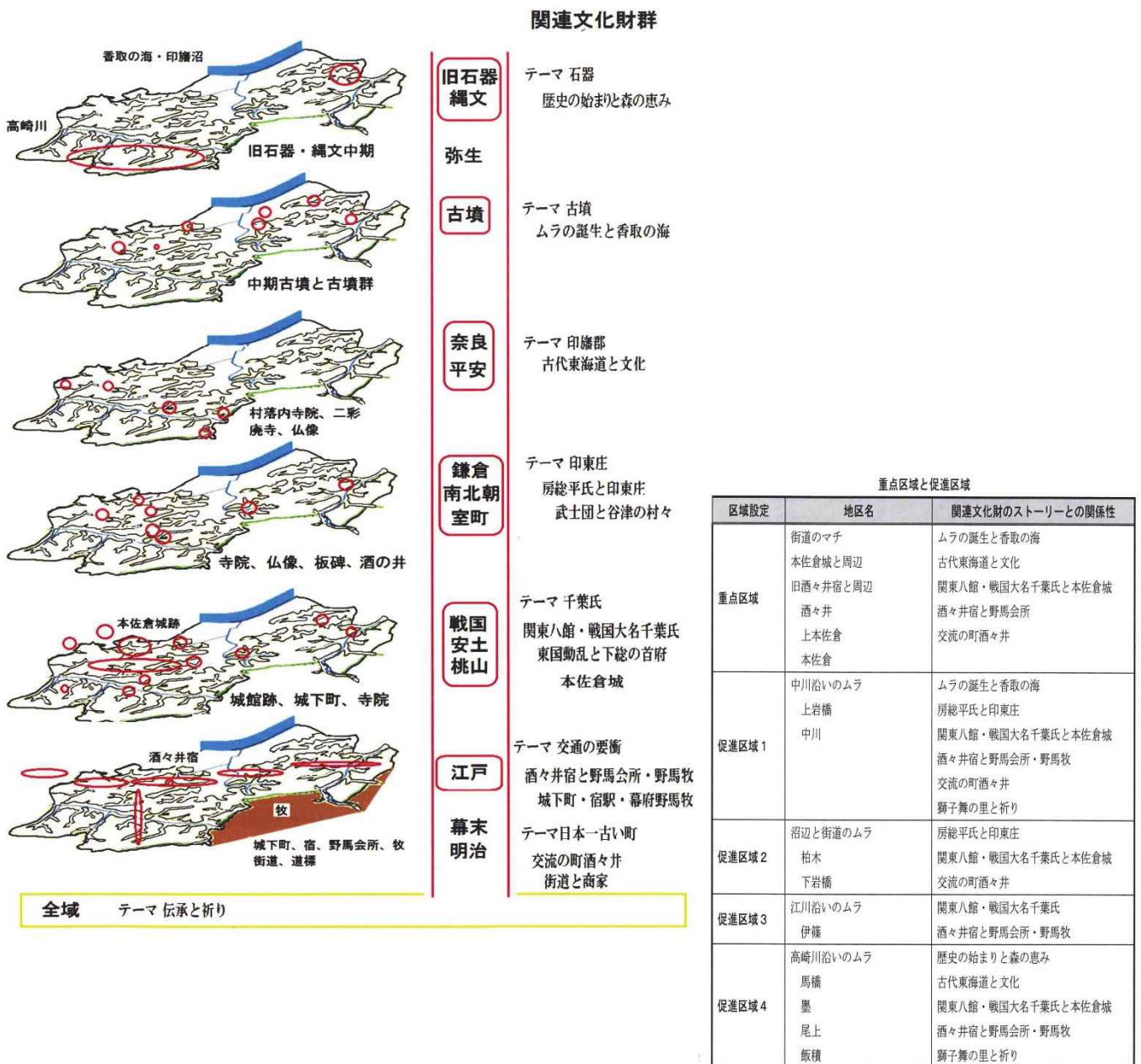


図8 歴史文化基本構想で示す「関連文化財群とストーリー」及び「重点区域と促進区域」

また、『歴史文化保存活用基本計画』では、史跡墨古沢遺跡が所在する範囲は、「歴史文化保存活用促進区域4」に区分され、次の内容が設定された（図8右下・図9）。

区分名称 高崎川沿いのムラ(仮称)

区域の設定 東西を流れる「高崎川」によって形成された谷津地形の景観に優れ、長い歴史と伝承がある集落が連なる尾上区、飯積区、墨区、馬橋区を範囲とします。

高崎川は富里市実のロや八街市文違を源流として鹿島川に合流するまでに多くの集落を形成します。この地域は旧石器時代からの埋蔵文化財の著名な大遺跡が多く所在している流域として知られています。また平安時代後期には印東庄の中心部でありました。

尾上区 古文書では「小上」「小神」とも表記され、奈良二彩椀や11世紀頃の仏像などの文化財をはじめ近世の野馬牧にかかる遺跡までを抱える地区です。

飯積区 寺社と泉を囲む小さな集落ですが開発に伴う発掘調査により縄文時代の大集落、初期庄園遺跡、野馬牧跡などが発見された地区です。

墨区 高崎川両岸に広がり旧石器時代の大遺跡、縄文時代の大集落、中世の集落遺跡など埋蔵文化財遺跡とともに中世戦国時代の寺院遺跡、近世中ごろに起源を持つ獅子舞、昔話や伝承話が伝わる地区です

馬橋区 巨木のある香取神社で村祭り「獅子舞」が行われ、造り酒屋や養蚕を行っていた古民家がある集落です。

主たる関連文化財群のストーリー

- ・歴史の始まりと森の恵み
- ・房総平氏と印東庄
- ・酒々井宿と野馬会所・野馬牧
- ・古代東海道と文化
- ・関東八館・戦国大名千葉氏と本佐倉城
- ・獅子舞の里と祈り

⑤墨古沢南 I 遺跡保存整備基本計画書（案）（図 10）

本基本計画（案）は、平成 26 年度に遺跡保存と活用の将来像を描くことを目的に、文化庁・千葉県教育委員会と協議を行いながら策定したものである。これを基に範囲確認調査が進められることになるが、調査の進捗に伴って内容に多少の変更が生じている箇所がある。

遺跡の将来イメージを描いていることから、関係する計画として掲示する。



図 10 整備イメージ及び遺跡周辺の関連施設

⑥千葉県文化財保存活用大綱

千葉県では令和2年10月、県内の文化財の保存・活用の基本的な方向性を示し、県・市町村・文化財所有者等のもとより、県全体で相互に矛盾なく文化財保護に取り組むために、「千葉県文化財保存活用大綱」が策定された。

その中では千葉県が目指す文化財の保存・活用の将来像と方針や文化財の保存・活用を図るために講ずる措置などが述べられており、また各市町村がそれぞれの地域の特徴を生かした文化財の保存活用を図ることができるよう、文化財保存活用地域計画や個別文化財の保存活用計画の策定において千葉県文化財保存活用大綱との整合性が求められている。

本保存活用計画も、この千葉県文化財保存活用大綱との整合を図りながら策定を行っている。

⑦その他の関連する法令（表4）

史跡は市街化調整区域にあり、現況は畑地であるが、地目は山林である。ここでは関連する主な法規制等を整理する。

表4 該当する主な法規制一覧

法令名	条項	規制の対象となる主な行為
文化財保護法	第92条	調査のための発掘に関する届出、指示及び復命
	第93条	土木工事のための発掘に関する届出及び指示
	第125条	現状変更の制限及び現状回復の命令
	※国史跡指定地及び埋蔵文化財包蔵地範囲	
都市計画法	第29条第1項又は第2項	開発行為の許可
	第43条第1項	建築行為の許可
	第40条	公共施設の用を供する土地の帰属(相互帰属)
	※町全体が都市計画区域、墨古沢遺跡一帯は市街化調整区域	
農地法	第5条第1項	自己所有農地以外の転用(権利の設定・移転を伴う)の許可
農業振興地域の整備に関する法律	第15条の2	農用地区域内における開発行為の制限
	第15条の4	農用地区域以外の区域内における開発行為についての勧告等
	※国史跡指定地の大半及び南、東側は畑である。	
景観法	酒々井町景観条例	酒々井町全域が景観規制の対象地である。そのため各種行為の規制が生じる。
	※各種施設整備にあたり、条例に基づく対応が必要である。	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の3	一般廃棄物処理施設の設置(市・町)の届出
	第15条	産業廃棄物処理施設の設置の許可
	※史跡指定地の一部が佐倉市、酒々井町清掃組合用地であるため。	
廃棄物処理施設の構造に関する基準	県条例関係 千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱の規定により廃棄物処理施設の構造に関し必要な事項を定めたもの。(囲い・保安距離等)	
	※史跡指定地の一部が佐倉市、酒々井町清掃組合用地であるため。	
道路法	第24条	道路管理者以外の者が行う道路工事の承認
	第32条	道路の占用の許可
	第91条	道路予定区域内の工事の許可
	第95条の2	県公安委員会への意見聴取及び協議
	※史跡指定地内の町道及び周辺道路への保存活用上で対応が必要である。	
災害発生時における施設の一時使用に関する協定	三者協定	災害発生時における「墨スポーツ広場」のヘリポート使用に関する酒々井町、佐倉市、酒々井町清掃組合、ネクスコ東日本との協定。(要進入道路の確保)
史跡隣接地区の土地利用にあたって		
高速自動車国道法	第17条	出入り、自動車以外の方法による通行の制限
高速道路利便施設の連結	実施要領	高速道路を活用した多様な事業の推進を目的に休憩所、商業施設、レクリエーション施設等と高速道路との連結を可能とし、方法・手続きを定めたもの。

(6) 計画対象の範囲と期間

① 範囲 (図 11)

本計画の対象範囲は、史跡指定地を中心に、環状ブロック群の一部であり史跡発見の発端となった範囲のほか、現在までの発掘調査の成果、埋蔵文化財包蔵地範囲、墨古沢南 I 遺跡保存整備基本計画書(案)に描いた将来的な整備イメージ等を踏まえ、計画対象範囲を次のようにとらえていく。

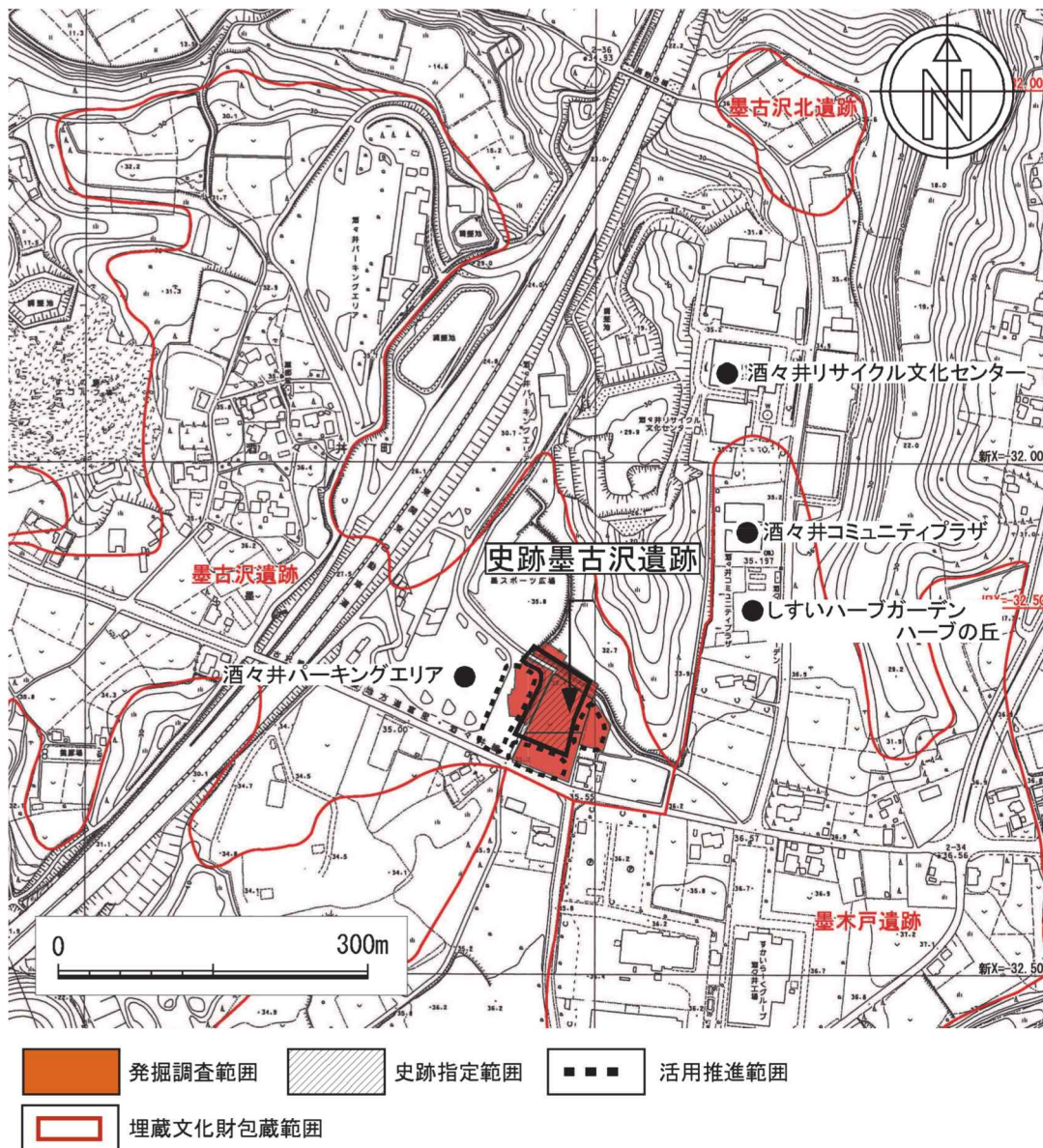


図 11 計画の対象範囲図

② 期間

本計画は令和 2 年度の保存活用計画書の完成と以降の諸手続きを経て発効する。その実施期間は、令和 3 年(2021 年) 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 9 カ年とする。そして本計画は短期(4 カ年)及び中期(5 カ年)、それ以降を長期計画に区分して実施する(詳細は第 11 章(3)・P.115 参照)。また今後の追加指定や公有化の進捗、社会情勢等の影響が予想されることから、必要に応じた時期に見直しを行う。

第2章 史跡墨古沢遺跡を取り巻く環境

(1) 位置と交通 (図12・13)

酒々井町は、千葉県北部に位置し、県庁所在地である千葉市からは約 20 kmの距離で、都心から 50 km圏内にあって、北西部には印旛沼、東南部には北総台地を配し、緑豊かな自然環境と温暖な気候に恵まれている。

また、町域の北は印西市や成田市、西は佐倉市、東は八街市、富里市の地域色豊かな大きな自治体に囲まれている。

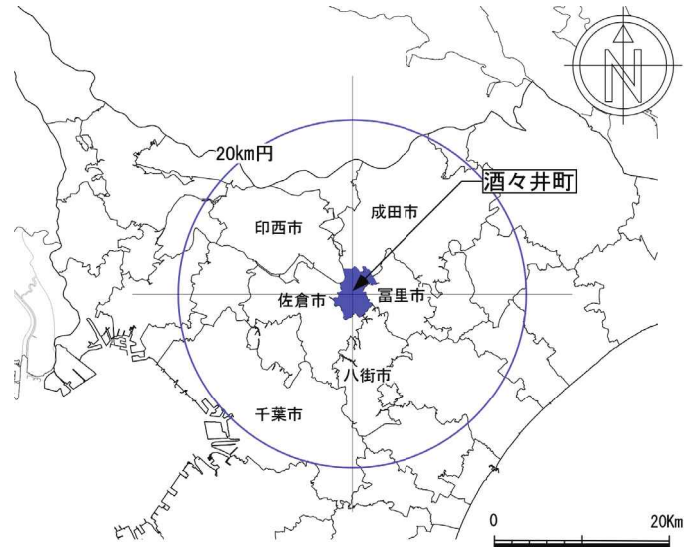


図12 酒々井町の位置

◆鉄道

町域には、JR成田線酒々井駅、JR総武本線南酒々井駅、京成電鉄本線京成酒々井駅、同宗吾参道駅の3線4駅があり、東京都心や千葉市、成田国際空港と結ばれている。



図13 主なアクセス

◆道路

東関東自動車道(酒々井インターチェンジ)、国道51号、国道296号や主要地方道成東酒々井線、同富里酒々井線、一般県道宗吾酒々井線があり、県東部、千葉市および東京方面と結ばれている。

【参考文献:酒々井町 2014・2017】

(2) 自然環境

①立地 (図 14)

酒々井町は千葉県北部に広がる北総台地のほぼ中央にあつて、印旛沼の南岸に位置する。本町域は、北部の印旛沼に面した低地と町の中央を東から西に流れる高崎川によって侵食された標高約 30m～40mを測るほぼ平坦な南北の台地からなる。北総台地は一般に東部が高く、標高 40～50mを測る。酒々井町のある台地中央部は 25～35m程度で、江戸川沿いの北西部は 20～25mと北西に向かって低くなっている。

また、この台地は大小の谷津が樹枝状に削り込む下総台地特有の複雑な地形を呈している。

遺跡は高崎川の南岸、高崎川の支流・南部川北岸の標高約 35mの台地上に位置する。この台地は東西を高崎川により北側から入り込む開析谷に、南側を南部川によって区切られ、南北に細長い形状を呈し、遺跡付近で台地が狭くなっている。

【参考文献：酒井・村井編 2019】

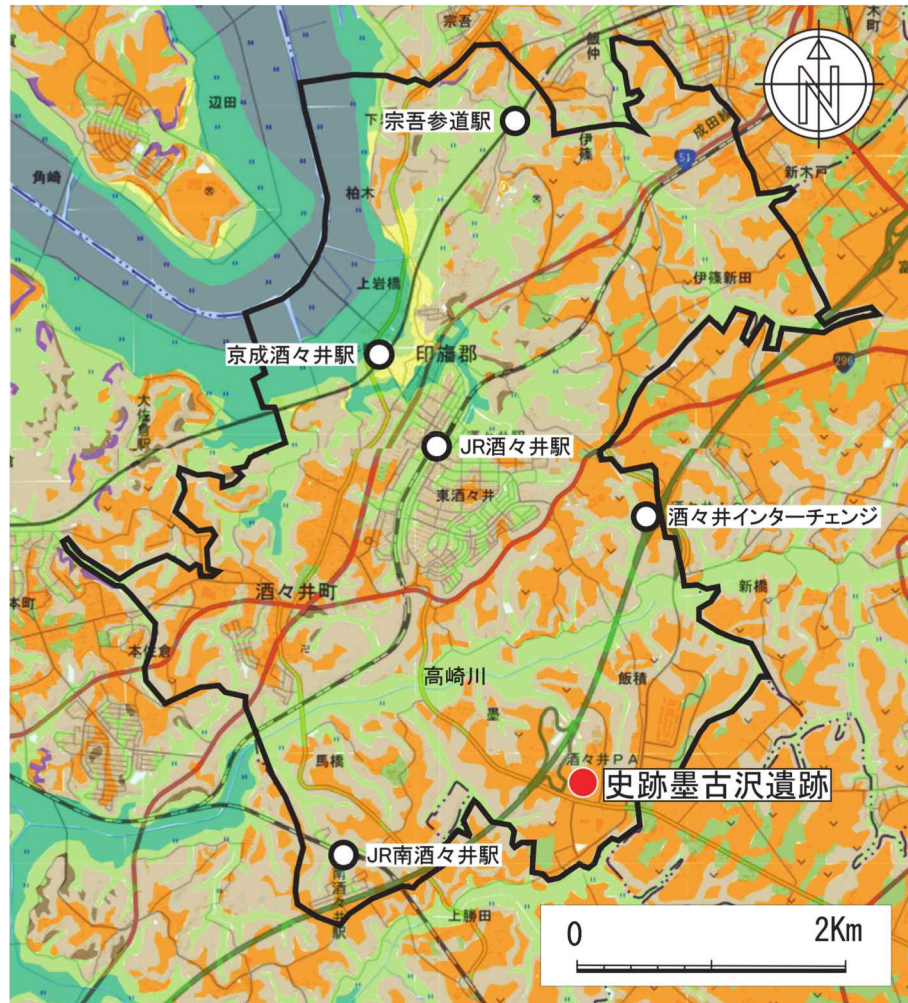


図 14 地形分類図 (国土地理院 タイル 地形分類に一部加筆)

https://maps.gsi.go.jp/#14/35.735679/140.269446/&base=std&ls=std%7Cexperimental_landformclassification1&disp=11&lcd=experimental_landformclassification1&vs=c0j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1

②地形と地質 (図 15～18)

「人類の時代」とも呼ばれる第四紀(約 258 万年前～現在)は氷河時代とも呼ばれ、厳しい寒さの氷期と比較的温暖な間氷期が繰り返し訪れた時代であり(現在は間氷期にあたる)、下総台地の形成にはこの氷期-間氷期変動(海進・海退)や激しい地殻変動(関東造盆地運動)、富士・箱根を給源とする火山灰の降下によるところが大きく、複雑な変化をとげながら現在の下総台地へと移り変わっていく。

下総台地は、今から約 45 万～11 万年前(中期更新世～後期更新世)の頃、古東京湾と呼ばれる大きな浅海の入江下に没していた時間が長く、このことは下総台地の基盤層である下総層群の厚い砂層や貝化石層でその様子がうかがえる。酒々井町に所在する県指定天然記念物・上岩橋貝層(約 15 万年前・図 15)や最も海が広がった下末吉海進(約 13～11 万年前 図 17-A)の時に堆積した国指定天然記念物木下貝層(印西市・約 12 万年前)は下総層群上部の成田層中にみられるものであり、地形変遷の雄大さを物語っている。

その後の後期更新世に訪れる最終氷期の海退(約 11 万年前～)により、陸地化した台地上には富士山や箱根を給源とする火山灰が降り積もり、下から下末吉ローム層(下総台地付近では古東京湾の名残で湿地状であったため水成堆積となり常総粘土層を形成)、赤土と呼ばれる武蔵野ローム層・立川ローム層の関東ローム層を形成する(下総上位面・下総下位面)。これらの火山灰層をのせた台地は、地盤の上昇・火山灰層の堆積や河川の侵食に伴い、樹枝状の谷津地形や段丘地形を形成し(千葉第 1 段丘・千葉第 2 段丘)、現在の地形の基が出来上がったといえる(図 16)。日本で明確な人類活動の痕跡が認められ、後期旧石器時代と呼ばれる時代は立川ローム層内にあり、墨古沢遺跡もこのローム層内から見つかった遺跡である(図 35)。立川ローム層内には、約 3 万年前に鹿児島県の始良火山の大規模噴火による火山灰が日本全国に降り積もり(始良 Tn 火山灰=AT、町田・新井 1976)、旧石器時代編年研究の「鍵層」として重要な役割を果たしている(図 35)。そして AT 火山灰降灰後すぐ、最終氷期最寒冷期(約 2 万 8 千年～2 万 4 千年前頃)を迎え、この時期には海水面が現在よりも約 120m も低下したものとされている(図 17-B)。



図 15 上岩橋貝層

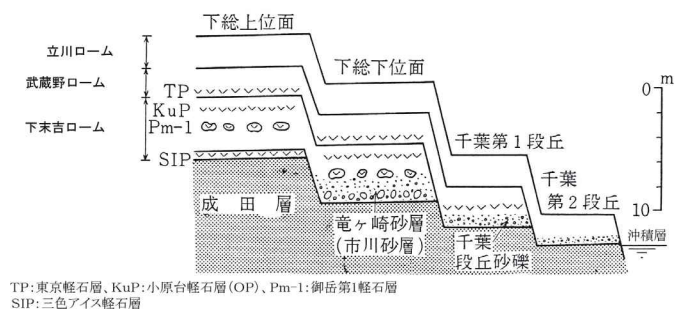
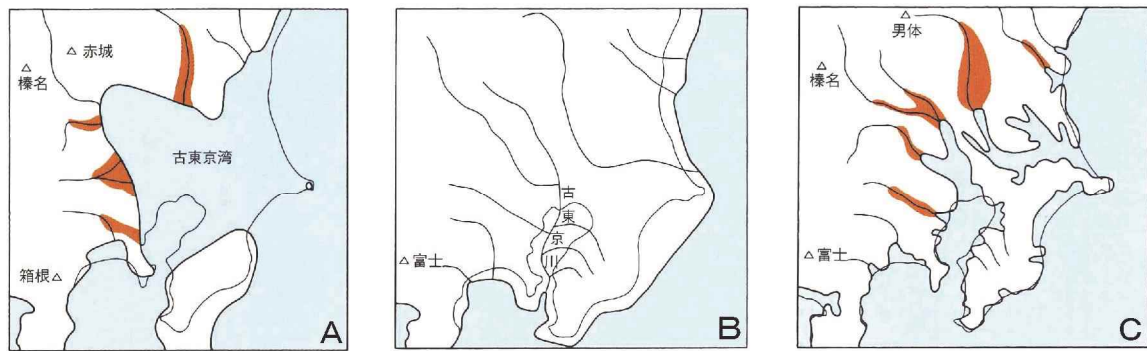


図 16 下総台地の段丘地形模式図
(成田市史編さん委員会 1980 より引用・修正)

約1万5千年前頃、最終氷期末期の晩氷期に起こった気候の温暖化に伴い海水面も次第に上昇し始め、後氷期が始まる1万1,700年前頃から温暖化による海面上昇がさらに加速する。近年の研究成果では時代は約1万6千年前に旧石器時代から縄文時代草創期へと移行していることが判明しており、縄文時代草創期はまだ氷期の中にあつたといえる。約7千年前（縄文時代前期）には海進の最盛期を迎え、この頃に谷津に流れ込んだ海水により形成されたのが、現在水田として利用されている低地層（沖積層）である（図17-C）。しかしこの海進も長くは続かず、おおよそ6千年前以降にまた海退が始まって谷津に浅谷が形成され、そして約2千年前頃には現在見られるような台地と谷津・低地部からなる下総台地の姿が誕生する。



■ は当時の沖積平野、△は活動した火山

図17 地形の変遷（酒井・宇井 2004 より引用・修正）

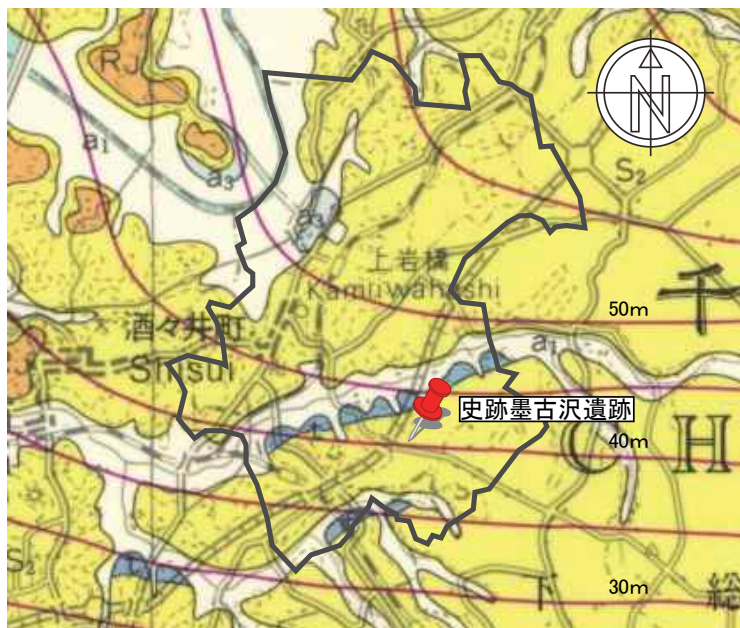


図18 地質図（地質調査総合センター 20万分の1地質図幅 千葉を一部加筆・修正）

【参考文献:近藤監修 1992、酒井・宇井 2004、佐藤 2019、県史料財団 1996・1997、成田市史編さん委員会 1980】

③植生 (図 19)

酒々井町の植物は、平成9年から平成11年までの調査で、羊歯植物98種、裸子植物18種、離弁花類539種、合弁花類336種、単子葉類351種の157科1342種の植物が確認されており、希少植物も含まれる(折目1999)。かつて墨地区の六所神社境内にはサラシナショウマの群生が存在し、昭和46年に町の天然記念物に指定されたが盗乱獲により絶滅、平成7年には指定解除となった。現在では町北部の伊篠地区においてカタクリの群生が見られるほか、国史跡本佐倉城跡内に自然植生が良く残されている。その他町内にはキンラン、エビネ、コ克蘭、マンリョウ、タコノアシなどの希少植物が今なおわずかながらも見られる。

また、北総台地の自然植生はスタジイ、シラカシ、アカガシ、タブノキ、ケヤキ、ムクノキ、エノキ、クマシデの高木からなる二次林である。古くからの集落は、台地と沖積低地が接する斜面の下部に帯状に分布し、集落の背後の斜面の林が屋敷林として保護され、崖崩れを防ぐとともに、林内の自然が守られてきた。近年の宅地造成などにより斜面はけずられて、自然植生は破壊されつつあるが、酒々井町ではスタジイを主とした樹林が伊篠・伊篠新田・上岩橋・下岩橋・尾上・根古谷地区の南斜面や、今倉新田松島神社・下台麻賀多神社・飯積伊豆神社、本

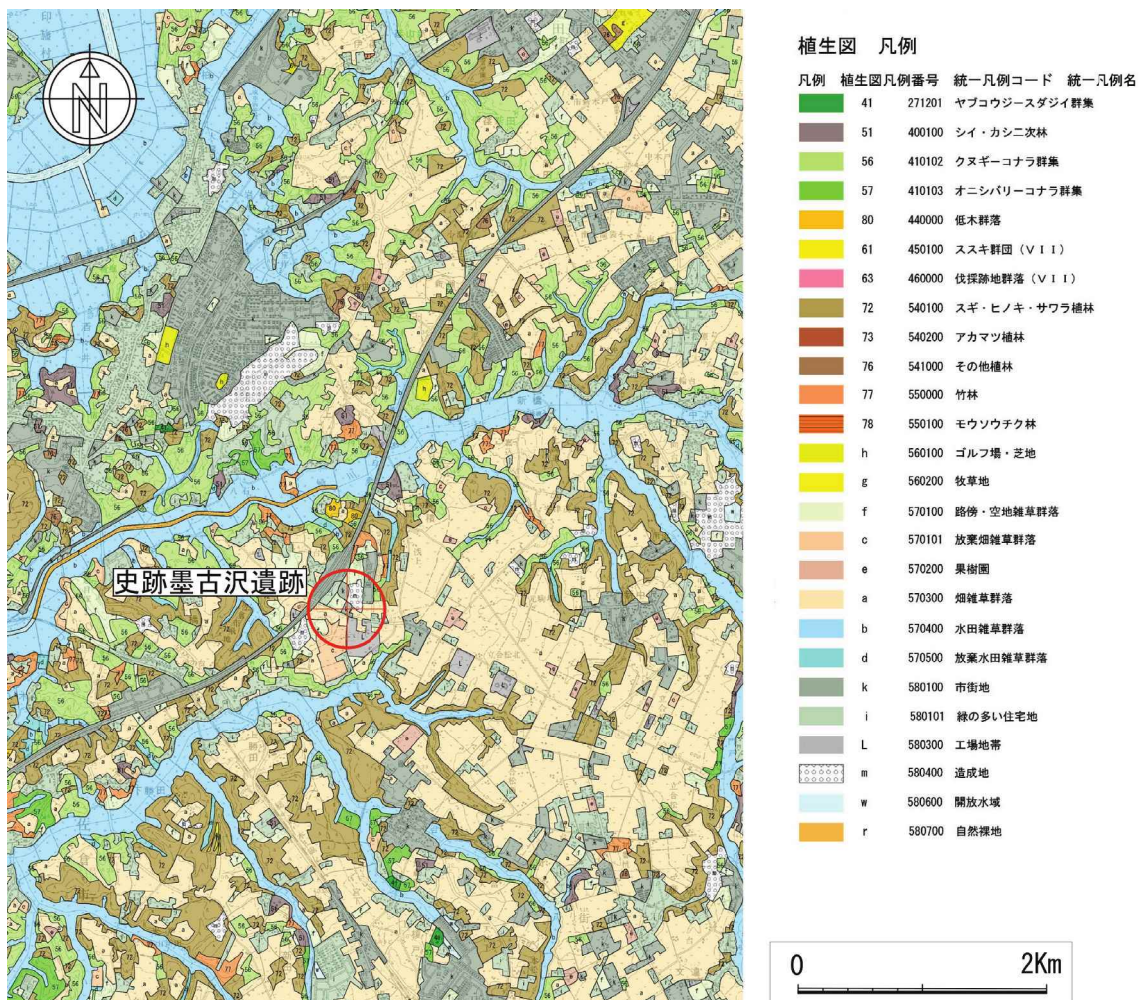


図 19 植生図 (環境省自然環境局 生物多様性センター 植生調査 1/2.5万 酒々井に一部加筆)

佐倉愛宕神社などの森によく保たれ、本佐倉城跡北斜面にはウラジロガシを主とした樹林が保存されている。神社や寺院の境内には、シイ、イチョウ、スギなどの巨樹・古木も多く、飯積伊豆神社には町の天然記念物にも指定されている飯積の大杉（推定樹齢700年・地元伝承）が見られる。

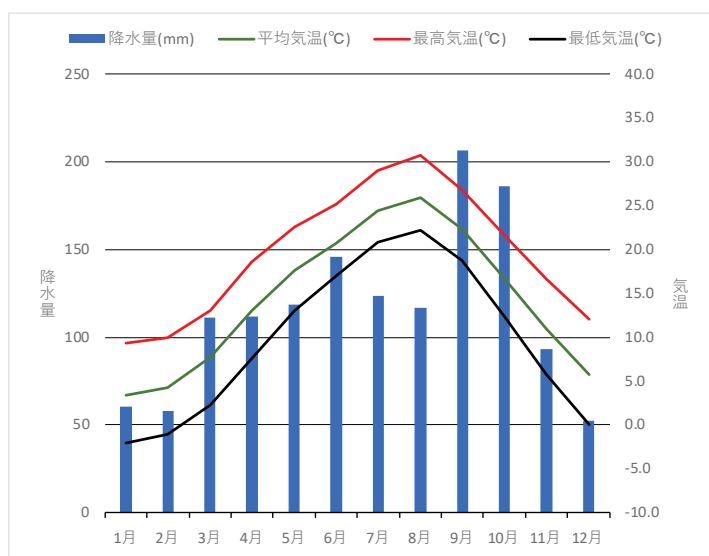
【参考文献:酒々井町1987、町郷土研野草部2008～2011a・b】

④気象 (図20)

ここでは史跡墨古沢遺跡から直線距離で約6.8kmに所在する東京管区気象台管内銚子地方気象台の佐倉観測所（佐倉市角来字屋敷前）の観測データを利用した。なお、観測データは、1981年から2010年までの期間で、平年値（年・月ごとの値）で表記する。

年平均気温は14.4℃で、最高気温は8月に観測され30.8℃である。一日の寒暖の差は約9.9℃と大きく、内陸的な気候である。風は、平均風速は2.2m/sで、通年では北東の風向きが多く、冬は「筑波下ろし」と呼ばれる北寄りの風が多い。

年平均降水量は1,409.6mmであり、最大降雨量は9月の206.8mmである。このように一年を通してみると四季の変化に富む穏やかな気候といえるが、しかしながら近年では、気候温暖化の影響からか、記録的猛暑や豪雨・大型台風による自然災害被害が急増しているようにも感じられる。



佐倉気象観測所			
要素/月 (季節区分)	平均風速	最多風向	
		出現率 (%)	風向
1月	1.6	19	北
2月	1.9	18	北
3月	2.4	17	北北東
4月	2.7	14	北東
5月	2.8	15	北東
6月	2.5	19	北東
7月	2.5	16	北東
8月	2.4	16	北東
9月	2.4	19	北北東
10月	2.0	21	北
11月	1.7	20	北
12月	1.6	18	北
年	2.2	15	北北東

図20 気温と降水量・風向き（統計期間：1981-2010年：気象庁HP 各種データ資料過去の気象データ）

(3) 歴史的環境

①町の来歴

千葉県北部、北総の中心、酒々井町は印旛沼低地と北総台地が接する場所に位置し、小河川と谷津が造り上げた緑豊かで豊富な水に恵まれた大地にある。また酒々井町は約3万4千年前の史跡墨古沢遺跡に示されるように原始・古代より水路と陸路が交差し、人と物が交流する場でもあった。

この自然と人の営みは交流を通じて酒々井町の歴史と文化を育み、風土を培ってきた。

酒々井町の風土で培われた文化は様々な文化財として、地域の人々の手によって継承され、あるいは再認識されることにより、ここに住む人々の心の拠り所として連帯感を育み、地域共同体の紐帯を形成する役割を長く担ってきた。

②町の主な遺跡 (図21～図26)

令和2年4月段階で酒々井町内の遺跡数は、旧石器時代から近世に至るまで、台地上を中心に101カ所を数える(「酒々井町埋蔵文化財包蔵地登録台帳」、千葉県HP「ちば情報マップふさの国文化財ナビゲーション」より)。開発により失われてしまった遺跡も少なくはないが、まだ未発見の遺跡も存在するものと考えられる。

旧石器時代

酒々井町に初めて人類が痕跡を残したのは約3万8千年前から始まる後期旧石器時代である。見晴らすことのできる平坦な台地や狩場となった湧水豊富な谷津・低地が狩猟・採取を生業とした旧石器時代人に適した場所であったと考えられ、旧石器時代を通してその痕跡が確認できる。

約3万4千年前の日本最大級の「環状ブロック群(環状集落)」である史跡墨古沢遺跡はこの地形を最初に生活に有効利用した酒々井町の住人で、人と環境を考えるうえで貴重かつ重要な遺跡であり、国史跡に指定されている(本書)。町内にはその他に現在のところ17遺跡が確認され、町城南側の高崎川流域に多く分布している。飯積原山遺跡や飯積上台遺跡のように複数の文化層が重複する大規模な遺跡も見られてはいるが、多くは中・小規模なもので、他の環状ブロック群も見られていない。

縄文時代

現在の研究では、約1万6千年前に縄文土器が登場し、縄文時代が始まるとされる。人々は竪穴住居による定住をはじめ、縄文土器・弓矢・磨製石器も登場していく。しかし気候的には最終氷期末期の晩氷期による温暖化の開始が約1万5千年前とされているため、縄文時代草創期はまだ氷期の中にあつたといえる。その後約1万1,700年～7千年前には温暖化がピークを

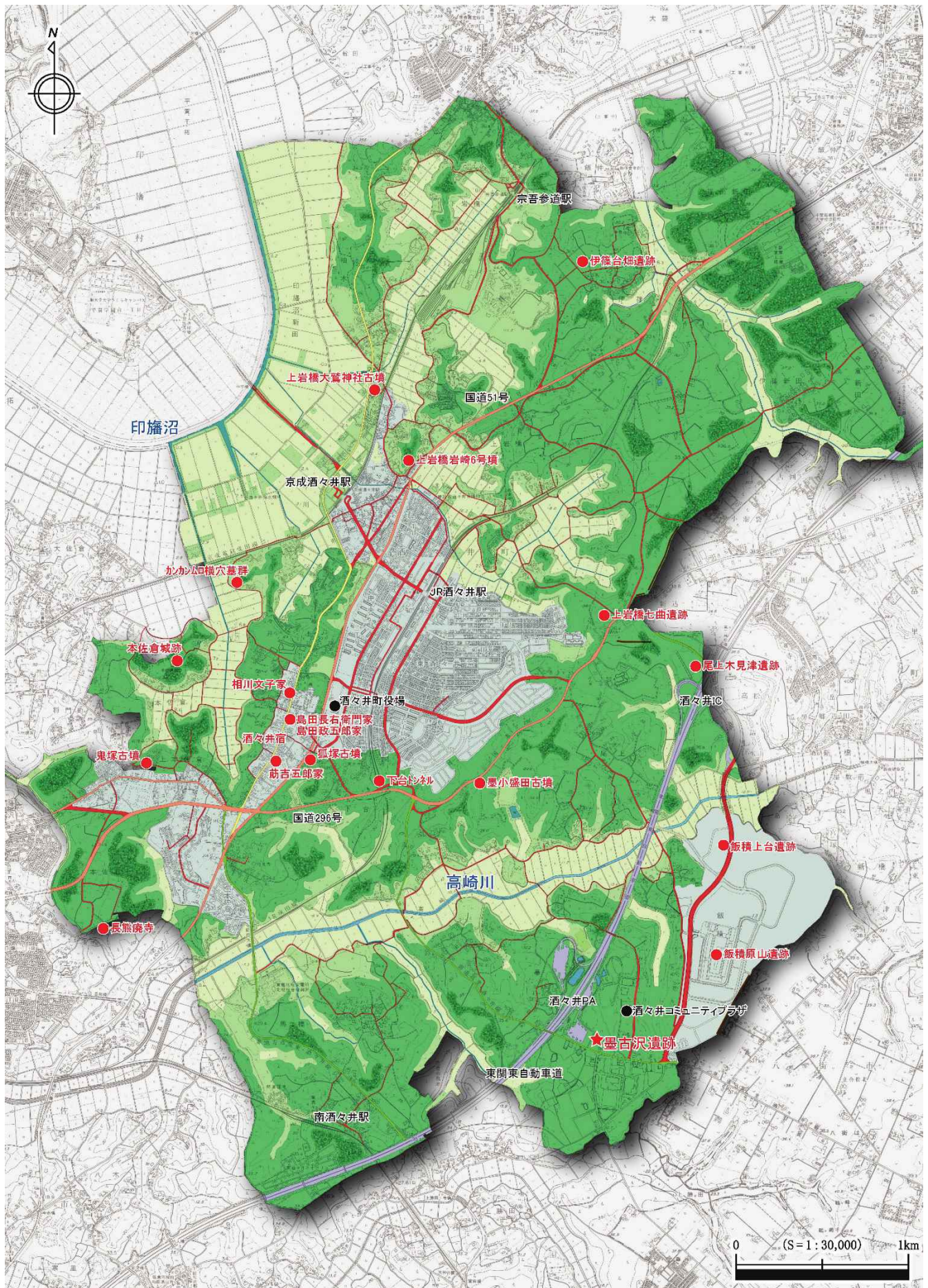


図 21 酒々井町内の主要な遺跡

迎え、海水面が上昇して下総台地の内陸奥深くにも海が入り込み、東京湾沿岸や印旛沼周辺でも大規模な貝塚や集落が作られるようになるが、残念ながら酒々井町では大規模な貝塚は確認できていない。

町内での縄文時代の遺跡は早期のものから多く見られるが、早～前期の遺跡は発掘調査例が少なくその詳細はまだ不明確な部分が多い。貝塚は前期の小規模な地点貝塚が上岩橋七曲遺跡で見られるのみである。中期になると酒々井町でも伊篠台畑遺跡や墨古沢遺跡、飯積原山遺跡のような大きな集落が見られるようになり、海から離れた内陸部の大規模集落のあり方を示しており、土器の形から東日本全体の影響がうかがえる。その後、大規模な遺跡は少なくなるが後期・晩期の遺跡も確認されており、縄文時代を通して連綿と遺跡は残され続けている。

弥生時代

稲作の開始に代表される弥生時代の始まりは、現在の最新年代測定の結果により紀元前 10 世紀にさかのぼるとされる。これまで自然の恵みの中で暮らしてきた人々が、金属器を用いて自然に対して人々が働きかける暮らしを行い、貧富の差も生まれ社会を大きく変革する。

南関東地方に稲作が伝わってくるのは弥生時代中期頃（紀元前 3 世紀頃）で、集落の規模も拡大して印旛沼周辺でも環濠集落や墓域である方形周溝墓群が作られる。しかし、酒々井町ではこれまでのところ弥生時代の集落跡は見られていない。稲作の基本となる利水技術が広大な水辺と谷津地形に適合しなかったと考えられる。

古墳時代

3 世紀半ば頃、列島各地に成立したクニ同士が統合され、倭（ヤマト）国家が成立し、巨大な古墳の築造と古墳を中心とした儀式・祭祀に特徴づけられる古墳時代を迎える。千葉県内では市原市域や佐倉市域でも 4 世紀初めには古墳が取り入れられるようになる。

この古墳時代には、香取の海と呼ばれた利根川下流域（現在の霞ヶ浦、利根川、手賀沼、印旛沼を含む内海・図 22）に特徴的な「常総型」文化圏があり、酒々井町もその文化圏に含まれていた。中期に古墳埋葬者の枕「石枕」と呼ばれる石製品が千葉市から茨城県鹿嶋市に至る、現在の国道 51 号線沿いの古墳から発見されている。酒々井町内でも上岩橋大鷲神社古墳から出土したものが伝わっている（図 23）。また後期には古墳の墳丘裾部に箱式石棺を

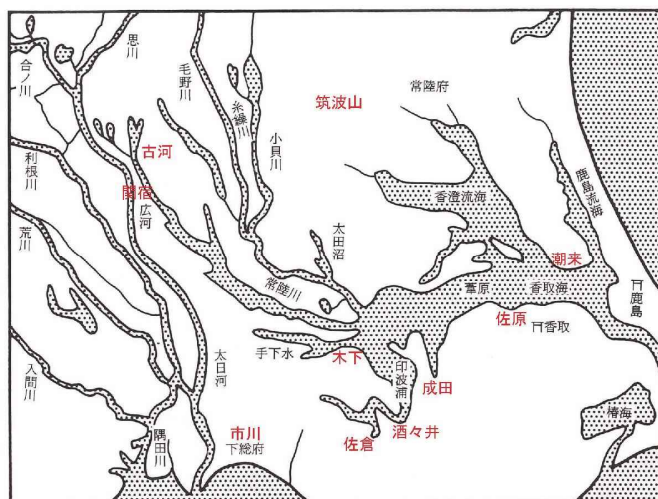


図 22 香取の海（千文セ 1990 より引用・加筆）

持つ特徴的な「常総型古墳」が現れ、伊篠地区・下岩橋地区で確認されている。これら石棺の石材は茨城県波周辺から水運により運ばれたものである。この他に煮炊きに用いる「常総型甕」の広がりも見られ、香取の海を通じた周辺の広い文化圏・交流圏の中に酒々井町があったことがわかっている。



図23 伝・上岩橋大鷲神社古墳出土 石枕

町内には古墳の分布もあまり見られていないが、中期のものとして上岩橋岩崎6号墳(23m円墳・調査消滅)、低地古墳である上岩橋大鷲神社古墳(30m円墳・未調査)、後期のものとして、現存する町内最大の前方後円墳であり埴輪の存在も確認されている鬼塚古墳(30m・未調査)、ヒスイ製の勾玉やガラス玉が副葬された中型の前方後円墳である狐塚古墳(49m・調査消滅)、銅椀が出土している7世紀後半のカンカンムロ横穴墓群、終末期の長方形墳である墨小盛田古墳(30×23m・整備保存)など少数・小規模ながらも特徴的な古墳が見られている。集落跡は、中～後期の大規模な遺跡が印旛沼に近い伊篠地区、下岩橋地区で検出されているものの、発掘調査が行われておらず今のところ詳細は不明と言わざるを得ない。

奈良・平安時代

律令に基づく統一国家が成立した七世紀後半、酒々井町にも新しい行政組織がつくられ、国家機関としての郡衙も機能していたものと考えられる。さらに本佐倉と佐倉市長熊にまたがる奈良時代の「長熊廃寺」の建立など新しい文化の吸収もうかがえるようになる。また都(奈良)と国(国府)を結ぶ道・駅路や国(国府)と地域(郡)を結ぶ伝路といった国家制度として街道が整備される(図25)。酒々井町は水辺と台地の境にある水陸の要衝であり、駅路である東海道と伝路の両方が通っていたと考えられている(東海道は千葉市から茨城県石岡市に向かう道で現国道51号線、伝路は市川市から酒々井を経て匝瑳郡、山武郡に向かう現国道296号線)。

平安時代に入ると酒々井町南部の高崎川沿いに尾上木見津遺跡や飯積原山遺跡といった8～9世紀にわたる特殊な集落跡が現れる。尾上木見津遺跡の円形祭祀遺構をはじめ、両遺跡に見られる大規模な掘立柱建物の配置・変遷や威信財を含む出土遺物から、飯積原山遺跡は「初期荘園に係る有力農民の園・宅地が継続して営まれたもの」(木原2019)、尾上木見津遺跡は「高崎川中流域において展開した初期荘園の全体的・統括的な開発・経営拠点」(前掲木原)と見られ、当該期の集落の開発・発展に係る重要な資料となっている。



図24 尾上木見津遺跡 二彩椀

特筆すべき出土遺物としては尾上木見津遺跡出土の「奈良二彩椀」があげられる（図 24）。平安時代の竪穴住居跡からの出土品（伝世品か）であり、完形の二彩椀が発掘されたのは全国初である。なぜ、どのような経緯でこのような貴重かつ高級品が当該地区にもたらされ、一竪穴住居跡から出土したのかはいまだ不可解な部分が多いが、酒々井町の交流の歴史を物語る一端である。



図 25 奈良・平安時代の駅路・伝路・水路推定図（酒々井町 HP より）

中 世

中世における酒々井町域は印東庄に含まれていた。京都醍醐寺に伝わる『醍醐寺雑事記』の裏文書に平安時代末頃の「印東荘郷司村司交名」（平安遺文 4750）があり、その記述の中に「小上藤原弘里」の名が見られる。小上＝尾上と読みかえられると推測することができ、この時期すでに小上（＝尾上）として地名が記される村落が存在した証である。想像をたくましくすることが許されるのなら、奈良・平安時代の項でふれた、尾上木見津遺跡・飯積原山遺跡と関係する子孫であるかもしれない。

中世の印東庄は千葉氏の支配下にあった。千葉氏は桓武平氏の流れをくむ一族で、鎌倉幕府成立時に源頼朝に協力したことから歴史の表舞台に登場し、室町時代には「関東八屋形」の筆頭に位置する名族であった。室町時代後期から戦国時代にかけて（15 世紀後半頃）、千葉輔胤は関東の戦乱・同



図 26 国史跡本佐倉城跡

族争いを背景にこれまでの千葉氏の本拠地であった猪鼻城（千葉市猪鼻）から、香取の海（現印旛沼）に面した水陸の交通の要衝である酒々井町に本佐倉城を築く（図 26）。以後、天正十八年（1590）、小田原の役にて千葉氏が滅びるまで九代の城主、約百余年にわたり下総の首府「佐倉」と呼ばれ、政治・経済・文化の中心として栄えた。本佐倉城は内郭・外郭・4つの城下町（酒々井宿・佐倉宿・浜宿・鹿島宿）で形づくられる三重の同心円状の「総構え」の構造をとり、総面積約 35 万㎡を測る。城下には多くの武家屋敷・寺社・館・砦・大堀が配され、それらは現在でも遺跡・地名として確認することができる。

近 世

千葉氏滅亡後、酒々井町は徳川家康の支配下となり、城下町を再編した。江戸幕府成立後、酒々井宿は佐倉藩の城下町として栄え、江戸時代前半期には幕府直轄の野馬牧「佐倉七牧」の管理の中心・馬市が行われた町として、後半期には成田山参詣の宿場町としてにぎわった。

往時を伝える遺跡としては佐倉牧に関する野馬土手が残されているところであるが、これらも近代以降の開発によりかなり失われてしまっている。また酒々井宿は現在市街地となっており、開発の波も激しく、今後近世遺跡の調査・保存にどのように取り組んでいくか課題となっている。

近 代・現 代

明治維新の後、数百年にわたり酒々井町を支えた宿場や野馬牧の制度と生業は消滅することとなり、大きな変動期を迎えた。酒々井宿の家々である「島田長右衛門家」「島田政五郎家」「苧吉五郎家」「相川文子家」は大きな変動期を商家として生き抜いた酒々井宿の住民の活躍を物語るもので、旧酒々井宿のランドマークとして町登録文化財となっている。明治 22 年（1870）、町村制施行と共に酒々井宿を中心として、近隣 16 町村が合併して酒々井町が成立する。以来、酒々井町は合併せず 130 余年を経て、「日本一古い町」となっている。

酒々井町の交流の歴史は、印旛沼の水運から明治 30 年に総武鉄道の敷設により鉄道に変わり（この時の線路跡は現在でも「下台トンネル」として残る）、その後大正時代に入ると人と物の流れは鉄道と自動車が担うようになり、交流の町・酒々井はその役割を終える。

大正時代以降、酒々井町は「農村」となり、昭和 40 年代からは首都圏のベッドタウンとなった。

しかしながら、平成 25 年（2013）の東関東自動車道・酒々井 IC の供用開始、大型アウトレットモールの開業により年に数百万人の人々が訪れるようになり、再び歴史文化遺産を活かした交流の町づくりが進んでいる。

③主な指定・登録文化財 (表5)

表5 酒々井町指定文化財等一覧

酒々井町の風土を物語る歴史的な建造物、遺跡などの文化財、また良好な景観や地域に伝わる祭りや行事は町と地域の活性化を進め、個性あふれるまちづくりを図るうえでの基礎であり、現在及び将来の酒々井町の向上発展のために無くてはならない存在と位置付けている。その中でも町の歴史や文化の理解に欠くことのできない貴重な文化財を、指定・登録・地域文化財(町独自)の制度を用いて保護・活用を図っている。

現在のところ国指定文化財 3件、県指定文化財 8件、町指定文化財 30件、国登録文化財 6件、町登録文化財 6件、地域文化財 1件であり、約3万4千年前の環状ブロック群(環状集落)であり国内最古の国史跡である墨古沢遺跡(本書)を最新に千葉県内の城郭跡や本佐倉城ゆかりの千葉氏の隆盛を示す歴史資料、江戸時代に栄えた佐倉藩、佐倉七牧に係る資料、現在でも地域に引き継がれ传承されている墨地区、上岩橋地区、馬橋地区の獅子舞などの民俗文化財、大自然の営みの壮大さを今に伝える上岩橋貝層などの天然記念物などが見られ、多岐にわたっている。

【(3)歴史的環境】参考文献:酒々井町 1987、酒々井町 2016、酒々井町 2018、酒々井町 HP、麻生・鈴木編 1992、石井・宇野 2000、大塚・三浦監修 2013、後藤・熊野 1984、竹内編 1984、成田市史編さん委員会 1980、藤尾・松木編 2019】

区分	番号	種別	名称	所在地・指定地 伝承地(番地)	所有者 指定者 伝承者	指定年月日	周知 施設 有無
国	1	史跡	本佐倉城跡	本佐倉765-2他	酒々井町	H10. 9. 11	○
	2	重文美	銀板写真(田中光儀像)(エリファレット・ブラウン・ジュニア撮影/一八五四年)	東京都写真美術館	個人	H18. 6. 9	—
	3	史跡	墨古沢遺跡	墨1381-1他	個人 佐倉市、酒々井町、馬橋地区、墨古沢	R 1. 10. 16	—
県	1	千有	銅造阿弥陀如来及び両脇侍立像	上本佐倉206	清光寺	S56. 3. 13	○
	2	千有	木造阿弥陀如来座像	上岩橋1664	長福寺	S62. 2. 27	○
	3	千有	木造持国天・多聞天立像	上岩橋1664	長福寺	S62. 2. 27	○
	4	千有	鋳銅雲版(応永22年在銘)	伊篠字辻屋敷647	浄泉寺	S52. 3. 4	○
	5	千有	天正検地帳(下郷・印東庄中台郷御縄打水帳)	下台	個人	S57. 4. 6	—
	6	千無	墨の獅子舞	墨区	墨獅子講	S42. 3. 7	○
	7	千天	上岩橋貝層	酒々井字西戸47-3他	個人	S50. 3. 28	○
	8	千無	武術 天真正伝香取神道流	尾上	個人	H16. 3. 30	○
町	1	有建	経胤寺本堂	本佐倉字西照上り21-1	経胤寺	S52. 3. 29	○
	2	有建	勝蔵院本堂	酒々井字馬場127-1	勝蔵院	S52. 3. 29	○
	3	有彫	木造十一面観音立像	本佐倉字向根古谷696-1	吉祥寺	S46. 11. 3	○
	4	有彫	銅造十一面観音座像	伊篠字辻屋敷647	浄泉寺	S46. 11. 3	○
	5	有彫	木造正観音立像	伊篠字辻屋敷647	浄泉寺	S46. 11. 3	○
	6	有彫	木造不動明王座像	酒々井字馬場127-1	勝蔵院	S46. 11. 3	○
	7	有彫	木造阿弥陀如来座像	伊篠字大畑719	松雲寺	H 3. 3. 30	○
	8	有彫	木造童子立像	柏木字谷津台562	新光寺	H 3. 3. 30	○
	9	有歴	浄泉寺文書二通	伊篠字辻屋敷647	浄泉寺	S46. 11. 3	○
	10	有歴	板石塔婆(永徳三年在銘)	上岩橋	個人	S46. 11. 3	—
	11	有歴	石造追分不動道標	上岩橋	個人	S46. 11. 3	—
	12	有歴	島田長右衛門家文書	酒々井	個人	S52. 3. 29	—
	13	有歴	佐倉七牧大絵図	酒々井	個人	S52. 3. 29	—
	14	有歴	酒々井駅古松碑	酒々井字内方167-6	酒々井町	S52. 3. 29	○
	15	有歴	柏木の庚申塔(正徳二年在銘)	柏木字谷津台562	新光寺	S52. 3. 29	○
	16	有歴	本佐倉の庚申塔(享保十年)	本佐倉字南大畑383	本佐倉区	S52. 3. 29	○
	17	有歴	酒々井の庚申塔(正徳元年)	酒々井字横町1839-1	東光寺	S52. 3. 29	○
	18	有歴	大日如来供養塔(寛文十三年)	酒々井字横町1839-1	東光寺	S52. 3. 29	○
	19	有歴	飯積村道標(寛政十一年)	飯積字鏡治畑地先	個人	S52. 3. 29	○
	20	有歴	慶長九年検地帳(小神村御縄打水帳)	尾上区	尾上地区	H 3. 3. 30	—
	21	有歴	慶長九年検地帳(馬橋郷御縄打水帳)	馬橋区	馬橋地区	H 3. 3. 30	—
	22	有歴	慶長九年検地帳(上岩橋郷御縄打水帳)	上岩橋	個人	H 3. 3. 30	—
	23	有歴	柏木の六地藏	柏木字谷津台562	新光寺	H 3. 3. 30	—
	24	有絵	紙本着色鬼子母神図(附 紙本着色日蓮聖人図及び法華曼陀羅二幅)	酒々井字馬場127-1	勝蔵院	H11. 9. 6	—
	25	工芸	勝福寺鑄口	墨	個人	S62. 12. 15	—
	26	無民	上岩橋の獅子舞	上岩橋区	上岩橋獅子舞保存会	S46. 11. 3	—
	27	無民	馬橋の獅子舞	馬橋区	馬橋獅子舞保存会	S52. 3. 29	—
	28	史跡	カンカン口横穴群	酒々井558-2他	個人	S46. 11. 3	○
	29	天記	飯積の大杉	飯積字堀ノ内293	伊豆神社	S46. 11. 3	○
	30	有民	下宿麻賀多神社山車人形及び山車	酒々井字内方204-1	下宿麻賀多神社	H19. 10. 5	—
国登録	1	登建	飯沼本家(主屋)	馬橋字場々106-1他	榊飯沼本家	H29. 10. 27	—
	2	登建	飯沼本家(離れ屋)	馬橋字場々106-2他	榊飯沼本家	H29. 10. 27	—
	3	登建	飯沼本家(甲子蔵)	馬橋字場々106-3他	榊飯沼本家	H29. 10. 27	—
	4	登建	飯沼本家(明治蔵)	馬橋字場々106-4他	榊飯沼本家	H29. 10. 27	—
	5	登建	飯沼本家(前蔵)	馬橋字場々106-5他	榊飯沼本家	H29. 10. 27	—
	6	登建	飯沼本家(裏門及び塀)	馬橋字場々106-6他	榊飯沼本家	H29. 10. 27	—
町登録	1	登建	島田長右衛門家(店舗兼住宅一棟)	酒々井1688-1	個人	H24. 12. 21	○
	2	登建	島田政五郎家(店舗兼住宅一棟)	酒々井1688-2	個人	H24. 12. 21	○
	3	登建	蒔吉五郎家(店舗兼住宅一棟、添蔵、棟門)	酒々井1636-1	酒々井町	H27. 10. 29	○
	4	登建	蒔吉五郎家(土蔵)	酒々井1636-1	酒々井町	H27. 10. 29	○
	5	登建	蒔吉五郎家(レンガ塀)	酒々井1636-1	酒々井町	H28. 3. 2	○
	6	登建	相川文子家(主屋一棟・付属屋・数寄屋門)	酒々井1715	酒々井町	H30. 8. 20	—
地域	1	地域名勝	飯積の泉	飯積字堀ノ内269他	飯積の泉整備計画実行委員会	H25. 12. 27	—

④周辺の後期旧石器時代関連遺跡（図 27、表 6）

墨古沢遺跡（1）の所在する高崎川周辺には、数多くの旧石器時代遺跡が確認されている。中・小規模かつ内容の不明確なものが多いが、飯積原山遺跡（4）や飯積上台遺跡（5）のような文化層が重複する大規模な遺跡を中心に、旧石器時代を通じてその痕跡を確認することができる。

墨古沢遺跡に大きく関連する遺跡としては、同時期の立川ローム（以下省略）IX層段階の遺跡である飯積原山遺跡第2文化層（4）、本佐倉南大堀遺跡Aブロック（17）があげられるのみで遺跡数は少ない。飯積原山遺跡では8ブロックが検出され、局部磨製石斧も出土している点で留意される。本佐倉北大堀遺跡のものは珪質頁岩を主体としたIX層中部に位置づけられる小規模なものである。当該地域ではIX層段階に先行する貴重なX層段階の石器群も見られている。ナイフ形石器が複数含まれる飯積原山遺跡第1文化層（4）や梅田台遺跡（7）であるが、いずれも10点未満の小規模ブロックで内容に明確さを欠く。

墨古沢遺跡よりも後出の近隣の主要な遺跡では、年代の古い順に、黒曜石・珪質頁岩を主体に環状ブロック群に後続する石器群と考えられる飯積原山遺跡第3文化層（4）、玉髓を用いた石刃技法を基盤に持つ飯積上台遺跡第1文化層（5）がVII層段階に、またIV下・V層段階の遺跡としては、飯積原山遺跡第4文化層（4）や高崎川北岸になるが本佐倉大堀遺跡（16）で黒曜石を主体的に用いナイフ形石器や円形搔器を伴う石器群がまとまって検出されている（未報告のため詳細は不明）。他に本佐倉北大堀遺跡（13）I・Jブロックにおいても同時期の小規模な石器群が見つかった。

さらに後続する遺跡としては、尖頭器文化期段階の遺跡として、隣接する墨新山遺跡第3ブロック（3）でIII～V層にかけてナイフ形石器や尖頭器がまとまって検出され、同じく隣接する墨木戸遺跡（2）においても尖頭器が遺構外出土で見つかった。細石刃文化期の遺跡としては飯積原山遺跡第5文化層（4）や塚越遺跡（9）から野岳・休場型の細石刃核を伴うまとまった石器が、墨古沢遺跡（1）からは舟底形の細石刃核がIII層又は上層から単独出土しているという状況である。また地図外になるため示せなかったが、墨古沢遺跡の北東側約4km離れた富里市南大溜袋遺跡からは旧石器時代終末期の尖頭器85点がまとまって出土した遺跡であり、千葉県史跡の指定を受けている重要な遺跡である。

残念ながら、高崎川流域及び酒々井町内においても墨古沢遺跡以外、他の環状ブロック群は今のところ検出されていない。しかし千葉県内では1遺跡内から隣接して複数の環状ブロック群が検出され、環状ブロック群間での接合資料が見られている山武市四ツ塚遺跡（西口他 2001）、袖ヶ浦市関畑遺跡（新田 2004）の例があり、今後の周辺調査の進捗によってはさらなる環状ブロック群が発見される可能性は否めない。

墨古沢遺跡から距離的に近い主な環状ブロック群としては、県内の環状ブロック群研究の先

駆けとなり出土遺物は千葉県指定有形文化財とされている四街道市池花南遺跡(渡辺他 1991)、
 径 50mを超える大型の環状ブロック群である四街道市小屋ノ内遺跡第 1 地点 (古内他 2005)、
 近接する 3 基の環状ブロック群と多数の石斧の出土が見られた成田市南三里塚宮原第 1 遺跡
 (宇井他 2004)、その他に印西市瀧水寺裏遺跡(酒井他 2004)や大型の環状ブロック群である
 印西市角田台遺跡(古内 2012)、印西市泉北側第 3 遺跡(山岡 2011)が見られている。南三里
 塚宮原第 1 遺跡や瀧水寺裏遺跡では出土石斧の使用痕分析も実施されている興味深い遺跡であ
 る。これらの環状ブロック群は開発に伴う緊急発掘調査で発見されたものであるため、すでに
 遺跡現地には残されていないが、出土遺物については、池花南遺跡は千葉県立房総のむら資料
 館(印旛郡栄町)、南三里塚宮原第 1 遺跡は下総歴史民俗資料館(成田市)、瀧水寺裏遺跡は印
 西市立木下交流の杜歴史資料センターで見ることができる。また環状ブロック群のみならず旧
 石器時代の概説や出土資料については、遺跡近隣では国立歴史民俗博物館(佐倉市)や千葉県
 立房総のむら風土記の丘資料館で見学することができる。

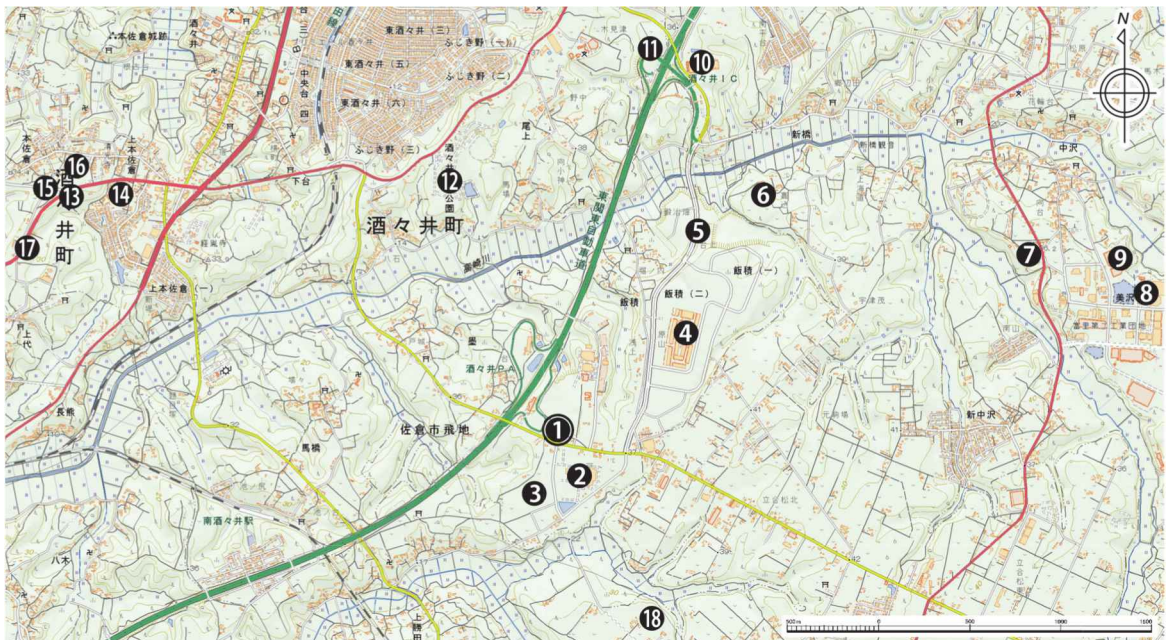


図 27 周辺における旧石器時代遺跡分布図

(地形図は国土地理院 1/25000 地形図インターネットからのダウンロード版を使用)

表6 周辺における旧石器時代遺跡一覧

番号	遺跡名	市町村	文献	遺物	備考
1	墨古沢遺跡	酒々井町	新田2005 横山他2007 酒教委2019	T、K、AxRF、Pe、Dr、Bu、RF、 UF、C、MCなど	本書、大規模環状ブロック群70×60m、≧61ブロッ ク、≧4,386点 他に単独で船底形の細石刃核
2	墨木戸遺跡	酒々井町	中山1995	P	遺構外出土、2点
3	墨新山遺跡	酒々井町	小谷他1997	K、P、Bu、RF、UF、Peなど	7ブロック、500点、Ⅲ～Ⅳ下・Ⅴ層、尖頭器文化期の 第3ブロック(252点)出土多
4	飯積原山遺跡	酒々井町	糸川他2014 木原他2015	K、F	Ⅹ層(第1文化層)、1ブロック、8点
				T、K、Pe、Ax、RF、UF、Bl、HSなど	Ⅸ層上部(第2文化層)、8ブロック、157点
				T、K、SS、ES、Pe、Bu、RF、UF、Spなど	Ⅶ層(第3文化層)、11ブロック、461点
				K、角、SS、ES、RFなど	Ⅳ下・Ⅴ層(第4文化層)、4ブロック、143点
			MB、MC、SS、ES、Pe、RF、UF、HSなど	Ⅲ層上面(第5文化層)、4ブロック、513点、野岳・休 場型細石刃核、黒曜石主体	
5	飯積上台遺跡	酒々井町	糸川他2013 木原2015	K、Bl、RF、UF、Sp、F、Cなど	Ⅶ層中部(第1文化層)1ブロック、72点、玉髓主体の 石刃製作
			K、SS、Bu、Bl、RF、UF、Sp、HSなど	Ⅵ～Ⅶ層上部(第2文化層)2ブロック、134点	
6	新橋遺跡	富里市	篠原他1978	P、F	遺構外出土、12点
7	梅田台遺跡	富里市	塚田2012	F	1ブロック、7点、Ⅹ層、玉髓主体
8	稲荷谷津遺跡	富里市	日暮・小谷1998	K、P、Pe、Fなど	遺構外出土、33点
9	塚越遺跡	富里市	日暮・小谷1998	MB、MC、F	3ブロック、407点、野岳・休場型細石刃核、黒曜石主 体
10	新橋高松遺跡	富里市	林田1997	F	遺構外出土、1点
11	尾上平台南遺跡	酒々井町	齊藤他2012	Fなど	1ブロック、15点、Ⅲ層中
12	墨総合公園内遺跡	酒々井町	高野他1980	+	詳細不明
13	本佐倉北大堀遺跡	酒々井町	横山他1996	K、Pe、RF、UF、Fなど	3ブロック(H～J)、86点、Ⅲ～Ⅳ・Ⅴ層、1・Jブロックが Ⅳ下・Ⅴ層期(82点・K、RF、UF、Fなど)
14	上本佐倉上宿遺跡	酒々井町	小倉2001	Bl	遺構外出土、1点
15	北大堀遺跡	酒々井町	篠原1985	K、UF、F	1ブロック、15点、Ⅳ下・Ⅴ層、分布散漫
16	本佐倉大堀遺跡	酒々井町	印文セ1994	K、ES、SS、F	未報告、詳細不明、Ⅳ下・Ⅴ層段階、黒曜石主体の 石器群
17	本佐倉南大堀遺跡	酒々井町	横山他1996	K、SS、RF、HS、Fなど	7ブロック(A～G)、33点、Ⅳ・Ⅴ～Ⅸ層、Aブロックが Ⅸ層期(24点・RF、F、HSなど)
18	藤株Ⅱ遺跡	八街市	千葉県教委1997	P	採集

T=台形様石器、K=ナイフ形石器、P=尖頭器、角=角錐状石器、ES=搔器、SS=削器、Bu=彫器、Pe=楔形石器、Dr=石錘、Ax=局部磨製石斧(含打製石斧)、AxRF=石斧調整剥片、MC=細石刃核、MB=細石刃、Bl=石刃、RF=2次加工のある剥片、UF=使用痕のある剥片、Sp=削片、C=石核、F=剥片、+=旧石器の検出は見られているが内容不明

糸川道行他2013『酒々井町飯積上台遺跡1-酒々井南部地区埋蔵文化財調査報告書1-』(公財)千葉県教育振興財団
 糸川道行他2014『酒々井町飯積原山遺跡1 旧石器時代 奈良時代～中・近世編-酒々井南部地区埋蔵文化財調査報告書2-』(公財)千葉県教育振興財団
 印旛郡市文化財センター1994『印旛郡市文化財センター年報10-平成5年度-』(財)印旛郡市文化財センター
 小倉和重2001『上本佐倉上宿遺跡(第4次)』(財)印旛郡市文化財センター
 小谷龍司他1997『墨新山遺跡-ホソヤミート調理食品工場造成地内埋蔵文化財調査-』(財)印旛郡市文化財センター
 木原高弘他2015『酒々井町飯積上台遺跡2・飯積原山遺跡3 柳沢牧墨木戸境野馬土手-酒々井南部地区埋蔵文化財調査報告書4-』(公財)千葉県教育振興財団
 齊藤 毅他2012『酒々井町尾上平台遺跡・尾上平台南遺跡(第1・2・3・4・5地点) 富里市新込野馬土手-社会資本総合交付金(住宅)委託(埋蔵文化財整理)-』(公財)印旛郡市文化財センター
 酒々井町教育委員会2019『墨古沢遺跡総括報告書-下総台地に現存する日本最大級の環状ブロック群-』酒々井町
 篠原 正1985『北大堀・猿楽場遺跡発掘調査報告書-酒々井町道北大堀・猿楽場線埋蔵文化財調査-』(財)印旛郡市文化財センター
 篠原 正他1978『新橋遺跡発掘調査報告書』富里村村史編纂委員会
 高野博光他1980『酒々井町総合公園遺跡発掘調査報告書』酒々井町教育委員会
 千葉県教育委員会1997『千葉県埋蔵文化財分布地図(1) 東葛飾・印旛地区(改訂版)』
 塚田清啓2012『梅田台遺跡-富里市立向台幼稚園改築工事に伴う埋蔵文化財調査-』(財)印旛郡市文化財センター
 中山俊之1995『墨木戸-(仮)すかいら-く酒々井工場建設予定地内埋蔵文化財調査』(財)印旛郡市文化財センター
 新田浩三2005『東関東自動車道水戸線酒々井PA埋蔵文化財調査報告書1-酒々井町墨古沢南Ⅰ遺跡-旧石器時代編』(財)千葉県文化財センター
 林田利之1997『新橋高松遺跡-福山通運株式会社荷捌場増築工事に伴う埋蔵文化財調査-』(財)印旛郡市文化財センター
 日暮冬樹・小谷龍司1998『稲荷谷津遺跡・狐谷津遺跡・木戸遺跡・郷山遺跡・塚越遺跡・谷津台遺跡-富里町富里第二工業団地土地地区面整理事業地内埋蔵文化財調査報告書-』(財)印旛郡市文化財センター
 横山 仁他1996『一般国道296号国道道路改良事業埋蔵文化財調査報告書1-酒々井町本佐倉大堀遺跡-』(財)千葉県文化財センター
 横山 仁他2007『東関東自動車道水戸線酒々井PA埋蔵文化財調査報告書4-酒々井町墨古沢遺跡-旧石器・縄文時代編』(財)千葉県文化財センター

(4) 社会的環境

①人口 (表 7)

令和 2 年 4 月 1 日現在の人口は 20,727 人、世帯数は 9,873 世帯となっている。また、人口推移は、平成 2 年国勢調査時の 19,298 人から微増を続け、平成 28 年度の 21,189 人をピークとするが、現在は約 2%の微減となっている。年齢別人口の割合は、年少人口 10.4%、生産年齢人口 57.8%、老年人口 31.8%で、平成 23 年度データ比較では、老年人口が増加傾向で他は減少している。

表 7 年齢別人口統計整理 (出典：令和元年度 町勢便覧)

項目	総数	男	女	構成比
0歳から14歳	2,167	1,075	1,092	10.4%
15歳から64歳	12,019	6,186	5,833	57.8%
65歳以上	6,592	3,051	3,541	31.8%
合計	20,778	10,312	10,466	

昭和 40 年代後半から、首都圏に位置する酒々井町は人口急増という外発に支えられ、住宅地として発展してきたが、現在、酒々井町が抱える人口減少、少子高齢化などの全国的な課題は、時代が社会、経済の変革を求めており、住民によるまちづくりが主題として注目されてきている。

②土地利用 (図 28、表 8)

町域は全体が都市計画区域で、市街化区域は約 367ha、市街化調整区域は約 1,534ha に区分される。墨古沢遺跡が所在する地区は、市街化調整区域である。このうち地目では、山林が最も多く 19.5%を占め、田 17.8%、宅地 16.2%、畑 12.9%と続くが、近年では宅地の増加を受けて畑が減少傾向にあり、その一方で田は農振農用地の指定により適切に維持・保全されている。

表 8 地目別面積 (出典：令和元年度 町勢便覧)

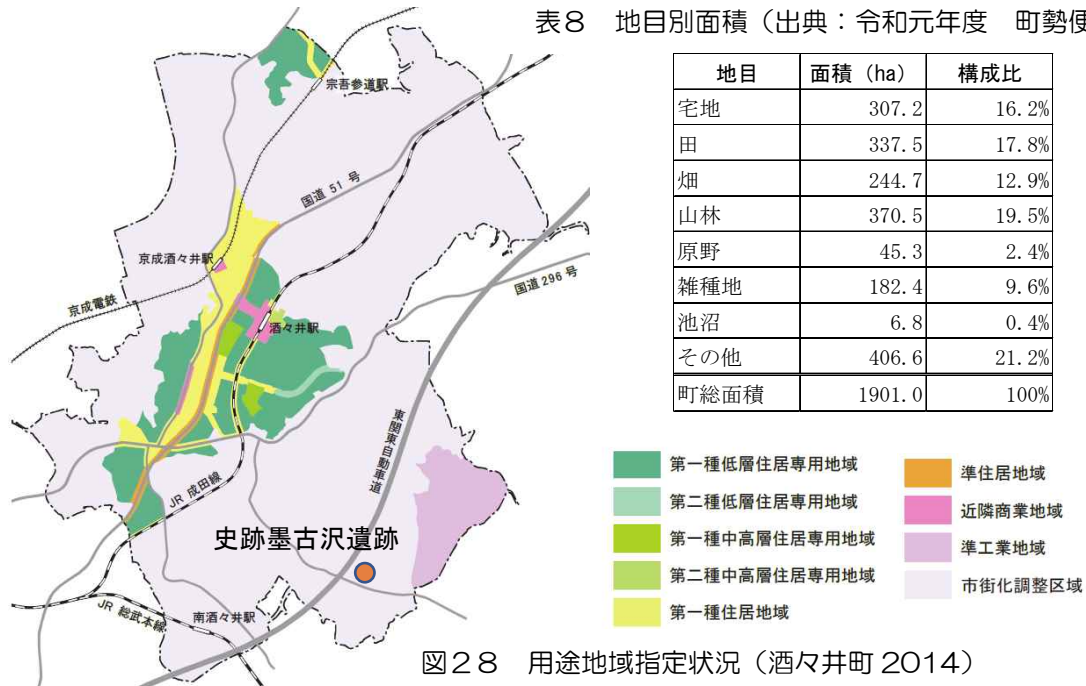


図 28 用途地域指定状況 (酒々井町 2014)

③産業（図 29）

人口が停滞するなかで、本町全体の就業者数も減少傾向にあるが、その中で第三次産業（サービス業）に従事する就業者は全体の 7 割以上を占めている。これは本町が東京及び周辺都市のベッドタウンとして発展し、歩んできた歴史との係わりが少なからず関係していると思われる。また平成 17 年度と比較し、第一次産業（農林水産業）は 3.2%から 2.7%に、第二次産業（鉱工業）も 17.9%から 16.3%の減少傾向にある。

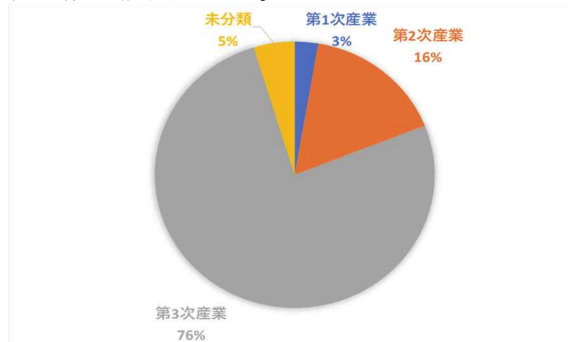


図 29 産業大分類毎の就業者数（出典：令和元年度 町勢便覧）

④農業（図 30、表 9）

本町の農業は、農家数や農家率ともに減少傾向にある。それに伴う農業産出額、生産農業所得も減少している。本町の経営耕作面積は 381ha の規模で、農業就業者の高齢化が進んでいる。

これらを憂慮し、町では積極的に担い手の育成、地産地消の推進、特産品の開発等の農業振興も進められており、千葉県が国内産の約 8 割を占め、全国一位の生産量を誇る「落花生」や貴重な日本の原産種の山芋として珍重され、農産物のブランドを目指して生産され続けている「自然薯（じねんじょ）」を特産品として位置づける取り組みも促進されている。

表 9 農家数（出典：令和元年度 町勢便覧）

年度	総農家数	内訳			総世帯数	農家率 (%)
		専業	農業が主	兼業が主		
H17	342	46	34	262	8448	4
H22	311	45	30	236	8988	3.5
H27	290	45	27	218	9457	3.1



図 30-1 落花生製品（左）と落花生畑の「ぼっち」（右）

ぼっちとは乾燥のために円筒状に積み上げられた落花生。カラス除けのためにかぶせたワラ笠が時代劇に出てくる「ボッチ笠」に似ていることからその名がつけられたといわれる。北総地域の秋の風物詩。

図 30-2 自然薯（じねんじょ）

古来より滋養強壮食として珍重されてきた、冬季限定・数量限定の酒々井の味。

⑤商業

本町の商業は、人口の停滞や中心市街地の衰退、幹線道路沿道への大規模店舗の出店などの影響から、個人商店数は減少傾向にある。

従業者数や商品販売額、売場面積は大規模店舗閉店の影響で過去平成 16 年に大幅に減少したが、その跡地に新たな大規模店舗が立地するなど再び増加傾向にある。平成 25 年 4 月には町の南部地域に大規模商業施設(酒々井プレミアム・アウトレット)が開店し、今後も拡張が進められる予定となっている。この大規模商業施設の開店により、町内の駅の利用人口の増加に併せ、これまで見られなかった若年層・外国人層が多く訪れる傾向が現れている。

⑥工業

本町の工業は、事業者数 15 前後、従業員数 1000 人程度で推移し、製造品出荷額等も平成 29 年度に 1,497,618 万円に達した。

これは平成 25 年 4 月に開設された東関東自動車道の酒々井インターチェンジ(図 31)をはじめとする既存の鉄道や主要道路網と合せたさらなる交通環境の向上やこれら広域交通網の利便性を活かした工業振興が図られた成果と考えられる。また平成 27 年度からは企業立地奨励制度も開始され、町内工業地区への優良企業の誘致促進も図られている。



図 31 酒々井インターチェンジ開通式

【「(4)社会的環境」参考文献:酒々井町教委 2011、酒々井町 2014、酒々井町 2017、酒々井町 2020、酒々井町 HP】

⑦酒々井町の観光とみどころ

酒々井町内には数多くの文化財や観光施設が所在するため、近年ではこれら歴史文化資源を取り込んだ「歴史と自然の町・酒々井」にふさわしい観光施策の展開・連携を試み始めている。史跡墨古沢遺跡周辺に位置する文化財や観光施設をエリア別・テーマ別に見ると、次のものがある(P.44・45 参照)。

- ・新たな町の顔として発展し続けるエリア(墨古沢遺跡周辺)
- ・酒々井町発祥の地(本佐倉城跡・酒々井宿周辺)
- ・今も受け継がれる伝統と伝説

新たな町の顔として発展し続けるエリア（史跡墨古沢遺跡周辺）	
酒々井プレミアム・アウトレット	
	東関東自動車道・酒々井インターチェンジから約1km、平成25年4月に開業。「アメリカン・アールデコ」を取り入れた町並みを再現した施設内で1日ショッピングが楽しめる。成田国際空港から車で約10分程度と近い位置にあるため、外国人観光客をターゲットにしたサービス展開も行っている。現在213店舗を数え、今後も施設拡張・店舗増床が計画されている。（写真：酒々井プレミアムアウトレットFBより） ◆墨古沢遺跡の北東約1.3km ◇車で約3分
酒々井温泉 湯楽（ゆら）の里	
	名水の地「酒々井（しすい）」に湧いた天然温泉。天然温泉を使用した展望露天風呂をはじめ、高濃度炭酸泉など多彩な湯を楽しめる日帰り温泉施設。エステなどのリラクゼーション施設や自家製うどんが味わえるお食事処もあり、一日を通してゆっくりとくつろぐことができる。（写真：湯楽の里HPより） ◆墨古沢遺跡の西約2.0km ◇車で約5分
まるごとしすい	
	令和元年10月に酒々井プレミアム・アウトレット隣接地にオープン。特産品の開発の推進や観光案内業務を行っている。館内には観光マップやパンフレットなどを用意してあるほか、レンタサイクルの貸出もあり、また町の特産品や地元の新鮮野菜、ハンドメイド・クラフトなどを販売している。土日祝日には「菜市」も開催。 ◆墨古沢遺跡の北東約1.2km ◇車で約3分
酒々井パーキングエリア	
	東関東自動車道のPAの中では最大規模。SA並みの施設を有するPAであり、ファーストフードチェーンの店舗の他、スナックコーナーが充実している。酒々井PAのオリジナルグルメも楽しめ、成田空港に近接するPAとして利用者が多くみられる。令和元年にはフードコート及びテイクアウトコーナーに加え、新たにショッピングコーナーを拡張・リニューアルする。（写真：ネクスコ東日本HPより） ◆墨古沢遺跡の西約200m ◇徒歩で約4分
しすい・ハーブガーデン	
	1800平方メートルの敷地に、150種類以上の世界各地のハーブを植栽したハーブガーデン。春から秋の花盛り季節にはたくさんの愛らしい花々が爽やかな香りと共に咲き乱れ、またガーデン内には苗や加工品が販売されるショップやハーブティーなどが楽しめるカフェがある。（ガーデンハウスとショップは冬季（12月1日～3月31日）休業） ◆墨古沢遺跡の北東約520m ◇徒歩で約9分
酒々井コミュニティプラザ	
	酒々井リサイクル文化センターと併設されたコミュニティプラザは「憩いの場」として利用されている。大広間（舞台付70畳、収容人数130名）や小和室、会議室、浴場、バスケットやバレーボールのできる多目的ホールなどもあり、広場ではキャンプやバーベキューなどもできる。 ◆墨古沢遺跡の北東約520m ◇徒歩で約9分
酒々井リサイクル文化センター	
	佐倉市と酒々井町から出るごみを処理している清掃工場。環境の保全を最優先にした最新のごみ処理施設を備えている。リサイクルセンターでは家庭で使われなくなったもので使用可能な自転車・家具などを修理、再生して一般に販売している。また希望者には申し込み予約制により施設見学ができる。 ◆墨古沢遺跡の北東約730m ◇徒歩で約13分
飯積の大杉（酒々井町指定天然記念物）	
	大杉は伊豆神社境内にあり、目通り周囲4.3メートル、推定樹齢400年の巨幹を誇っている。神社の建設年代・由緒などは不明であるが、創建当時の植樹であろうと推定される。 ◆墨古沢遺跡の北約1.6km ◇車で約4分
飯積の泉（酒々井町地域文化財）	
	飯積（いひずみ）の地名の由来となる「飯積の泉」（湧水池）について、地元の方々で組織される「泉の里整備計画友の会」により、故郷の原風景を残し、気持ち良く多くの方が立ち寄れるコミュニケーションづくりの場としての公園整備が行われている。 ◆墨古沢遺跡の北約1.6km ◇車で約4分
総合公園	
	広い芝生広場とアスレチック、テニスコート、野球場、球技場、墨小盛田古墳など緑豊かなオープンスペース。4月には桜が咲き乱れる名所であり、家族連れでの花見に絶好のポイント。 ◆墨古沢遺跡の北西約2.7km ◇車で約7分
飯沼本家	
	馬橋地区にある飯沼本家は江戸元禄年間（1688年～1703年）より約300年間続く日本酒の蔵元であり、豊富な水源と閑静な森に囲まれた、酒造りに適した自然環境の中にあります。新潟県より移築した古民家「酒々井まがり家」では代表銘柄「甲子正宗」や食事を味わえる他、2階のギャラリーでは県内の作家を中心とした数多くの作品が展示されている。毎年11月に開催される新酒祭りには県内外から多くの人が集まり、また敷地内に残される多くの建造物は国の登録有形文化財でもある。（写真：飯沼本家HPより） ◆墨古沢遺跡の西約2.2km ◇車で約6分

酒々井町発祥の地(本佐倉城跡・酒々井宿周辺)	
本佐倉城跡(国指定史跡)	
	本佐倉城は下総守護・千葉氏が文明年間(1469～86)に築城し、天正18年(1590)の小田原の役で豊臣秀吉に滅ぼされるまで、100余年も下総国の政治・経済・文化の中心であった。城の規模は35万㎡にもおよび、内郭・外郭・城下町を含む3重の同心円状の総構えの構造を取る。現在でも土塁や空堀などがほぼ完全な姿で残されており、戦国時代の「土の城」の構造をよく示す貴重な遺跡として、平成10年9月11日に国の史跡に指定された。 ◆墨古沢遺跡の北西約4.0km ◇車で約10分
上岩橋貝層(千葉県指定天然記念物)	
	この貝層は約20万年前、この付近が古東京湾であったころ堆積してできたもので、下総台地の基盤となる成田層の下部にある。浅海成～淡水成の地層で、寒流系の貝類を主体として120種以上の貝化石が確認されており、町内での他の地点では鯨の化石なども見つかっている。古東京湾の形成過程などを解明する上で学術的に貴重な資料である。(写真:千葉県HPより) ◆墨古沢遺跡の北西約3.5km ◇車で約9分
酒の井の碑	
	ある孝行息子が見つけた井戸から酒が出てきたことが、酒々井の地名の起源になったと伝えられる酒の井の碑が旧酒々井宿内・下宿の円福院境内にある。この碑は歴史的にみると碑面に梵字(キリク)が刻まれる下総式板碑と称される鎌倉時代から室町時代に盛行した供養碑であるが、いつからか町名由来の碑として人々に親しまれ、現在は地元住民有志により誰もが憩い安らげる花の絶えない公園として整備されている。 ◆墨古沢遺跡の北西約3.2km ◇車で約7分
島田長右衛門家・島田政五郎家(酒々井町登録有形文化財)	
	島田家は慶長4年(1599年)から江戸幕府の野馬牧を管理する牧士頭の家柄で、現在でも千葉県で唯一、野馬会所で馬を囲っていた「野馬込」跡が残る。明治7年(1874年)に野馬牧関連の仕事を終えると商人となり、本家の島田長右衛門家は絹織物を分家の島田政五郎家は油製造を営む。この建物は明治8年頃に建てられた店舗兼住宅であり、現在でも旧状を保っている貴重な建築物である。 ◆墨古沢遺跡の北西約3.1km ◇車で約6分
勝蔵院本堂(酒々井町指定文化財)・不動明王像(酒々井町指定文化財)	
	勝蔵院はもと東台不動山(現・中央台3丁目)にあった不動堂を元禄12年(1699年)に佐倉藩主・戸田能登守忠真が現在の地に移転建立する。通称、酒々井の不動様。境内にはかつて本堂、仁王門、鐘楼、庫裏などが備わっていたが、現在では宝形造りの三間堂である本堂と仁王門だけが残る。本堂に安置される本尊は不動明王であるが、この不動明王の頭は武田信玄の像と取り違えられたとの逸話や成田不動の姉不動との逸話が伝わる。 ◆墨古沢遺跡の北西約3.2km ◇車で約7分
「下がり松」印旛沼眺望地	
	「下がり松」は江戸時代宿場町として栄えた酒々井宿の北のはずれに位置し、印旛沼に向かって視界が開けた眺めの良い場所である。当時は印旛沼に浮かぶ高瀬舟や漁師の小舟、遠方には筑波山まで眺めることができ、酒々井の景勝地として浮世絵や紀行文などにも描かれた。この景色は今でも眺めることができ、酒々井町のビューポイントとして整備されている。 ◆墨古沢遺跡の北西約3.8km ◇車で約8分
築山	
	酒々井と中川の境にある「築山」(通称、桜山)からの眺望は、印旛沼と順天堂大学キャンパスが見え、晴れた日には筑波山が遠望できる酒々井町のビュースポットのひとつ。この地は資産家であった旧家の邸内であり、眺めが良いことから明治天皇が三里塚種畜場へ行幸の折に4度、御小休所として立ち寄られたことから記念碑が建てられている。 ◆墨古沢遺跡の北西約4.1km ◇車で約9分
今も受け継がれる伝統と伝説	
墨の獅子舞(千葉県指定無形民俗文化財)	
	墨の獅子舞は享保19年(1734年)、墨区の鎮守・六所神社を新築した時に出羽国羽黒山から師を招いて伝承を受けたのが始まりとされる3匹獅子舞である。足揃え・芝獅子・猿獅子・剣の舞の演目が伝承され、現在では毎年7月の第3日曜日に五穀豊穡・雨乞いの祈願をかけて六所神社境内で奉納されている。
上岩橋の獅子舞(酒々井町指定無形民俗文化財)	
	上岩橋の獅子舞の発祥・由来については不明であるが、江戸中期頃より村の行事として伝承される3匹獅子舞で、大正年中に一時中断していたこともあったが、昭和10年に復活して以後は現在まで守り続けられている。演舞はとおし・白刃・弓くぐり・れいどろ・一匹舞の五種に分かれ、五穀豊穡を祈願するこの行事を春祈禱、または豊楽と称して、現在では毎年4月の第1日曜日に村の鎮守である駒形神社・菊賀神社・大鷲神社の三社に奉納される。
馬橋の獅子舞(酒々井町指定無形民俗文化財)	
	馬橋の獅子舞も発祥・由来については不明であるが、やはり江戸時代より伝承される3匹獅子舞で、一時中断されていたが、昭和43年に再興されてからは五穀豊穡・家内安全・悪疫退散等の願いをかけて継続され、現在では毎年7月の第3日曜日に馬橋区の鎮守・香取神社の境内で幻想的な雰囲気の中、奉納が行われている。舞の種目は芝獅子・へいそく・猿獅子・剣の舞などが伝承される。
双体道祖神	
	双体道祖神は長野・山梨・群馬・静岡・神奈川の5県を中心に見られ、他にはあまり類例が見られないというのが定説であるが、この酒々井町内にはなぜか双体道祖神が7か所(根古谷・新堀・中川・柏木・下岩橋・上岩橋・尾上)9組が見られている。どうして当町にこのように多く見られるのか、その信仰経路等については不明で、いまだ謎につつまれている。町ではこれら双体道祖神を宝探しのようめにめぐる散策ルートの紹介を行っている。(写真:下岩橋の双体道祖神)

第3章 史跡墨古沢遺跡の概要

(1) 遺跡の発見に至る経緯

①墨古沢遺跡とは

墨古沢遺跡は酒々井町墨字小谷津他に所在する面積約 27 万 7000 m²を測る旧石器時代、縄文時代、古墳時代、中世～近世初頭の複合遺跡である（図 32）。

元は「墨古沢遺跡」、「墨古沢南Ⅰ遺跡」、「墨古沢南Ⅱ遺跡」の3遺跡に分かれていたが、これは遺跡の中に南北に走る東関東自動車道開通後に機械的に遺跡範囲区分が行われたもので、その後墨古沢南Ⅰ遺跡の史跡指定に向けた遺跡範囲の見直しにより、時代別遺構分布や旧地形を検討した結果、もともとは同じ台地上に広がる一つの大きな遺跡であることが確認されたため、平成30年3月30日に3遺跡を統合し、「墨古沢遺跡」とした。

後期旧石器時代の墨古沢遺跡は本書に示す通り、遺跡東端に前半期の環状ブロック群が営まれてから後は明確な生活の痕跡は認められない。しかし、環状ブロック群より後の時期の石器自体は単独で出土していることから短期間・小規模に人々が訪れていたことがわかる。

次に大規模に集落が営まれる時期は縄文時代中期前葉（阿玉台式期）から後期前葉（堀之内式期）にかけてであり、特に中期前葉阿玉台式期から中期後葉加曾利E式期に隆盛を迎える。遺跡の北東から南西に向かって入り組む谷津頭を取り囲むように遺跡の北側から東側にかけて大規模な集落が展開していたものと考えられ（一部中世の遺構により壊されてしまったものと考えられ、北側台地全体に広がっていたものと思われる）、また史跡の西側にも加曾利E式期の環状集落が見られている。この台地上では今でも未調査の畑には土の代わりに入っているのではと思われるほど多量の縄文土器片が確認でき、さらなる集落の規模の大きさが推定される。

後続する時期のものとしては古墳時代前期・中期、平安時代の遺構・遺物が若干みつかっている程度である。ただし、これはこの時期の人々の営みが少なかったのか、中世の遺構に壊されてしまったのかは、今後の周辺調査に期待したい。

中世には、12世紀後半には墓域として、14世紀後半には大規模工事による村落が形成される。この村落は15世紀末葉の大規模再編がなされながら17世紀前半まで存続する。区画を伴う屋敷跡、倉庫跡など6区画が道路と共に見つかっており、規模の大きさがうかがえる。この遺跡の西北西800mには本佐倉城跡（千葉氏）に係ると思われる墨りゅうがい城（16世紀後半代）の城跡がみられ、この集落の人たちと関係をもって存在していたものと考えられる。

江戸時代以降については、明確な遺跡等の資料・痕跡はなく不明確な部分が多いが、江戸時代中期の終わり頃には墨獅子舞が墨地区の鎮守である六所神社の社殿新築にあわせ伝わっているように、現在みられる集落の形が出来上がり、存続していたものと考えられる。墨古沢遺跡は山林、畑として利用されていたものと考えられる。

【参考文献：木内 1987、新田・横山 2005、柴田 2006、横山他 2007、石倉 2013、酒井・村井 2019】

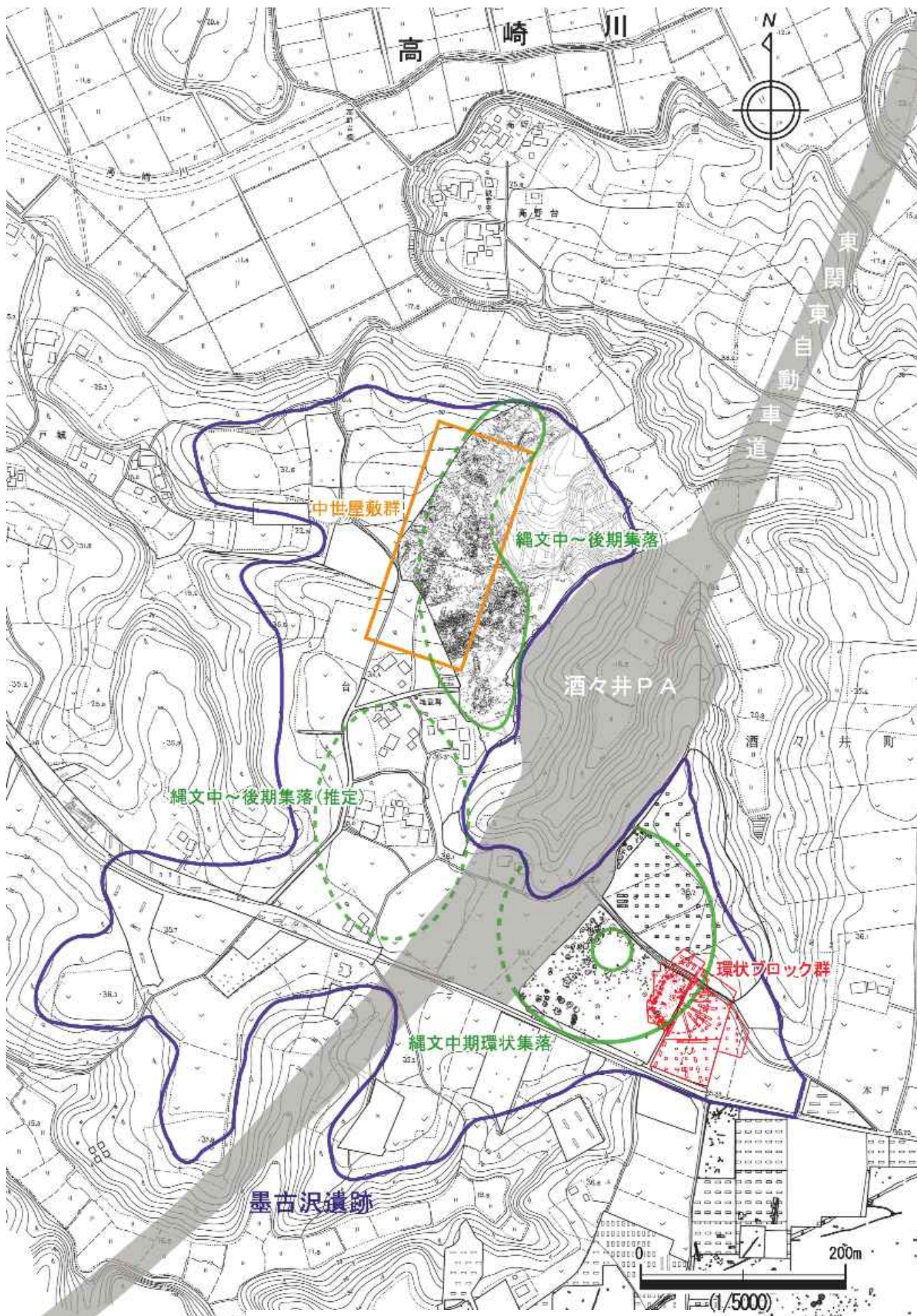


図32 墨古沢遺跡全体図（地形図はS41年ものを使用）

②貴重な遺構の発見

平成 11・12 年度、酒々井パーキングエリア拡張工事に伴い、(財)千葉県文化財センターによる緊急発掘調査にて、墨古沢遺跡の環状ブロック群の一部が発見された。本町ではこの貴重な文化遺産を後世に保存し、かつその内容を広く一般に周知し文化財の保存・普及活動に寄与するため、また既存の町施設・しすい・ハーブガーデン、隣接する東関東自動車道・酒々井パーキングエリア(上り)、酒々井インターチェンジや大型アウトレットモールなど、周辺諸施設との好立地・好環境から考える観光拠点として、墨古沢遺跡の普及・利活用を積極的に図っていきたいと考えた。

そこで文化庁・県教育委員会と協議を行いながら、平成 26 年度に『墨古沢南 I 遺跡保存整備基本計画書(案)』(酒教委 2015)を策定。第一段階として環状ブロック群の東側部分がどのような状況であるか、その規模や遺存状態を確認し、学術的な価値づけを行うため、平成 27 年度より範囲確認調査を実施した。

③実施体制の整備 (図 33、表 10・11)

平成 27 年度の範囲確認調査の実施にあたり、現地発掘調査や調査成果に対して専門的立場より助言・指導を得て今後の調査・整備事業に資することを目的とし「調査検討会」を組織した(表 10)。委員 2 名を委嘱し、平成 27 年度中に発掘調査現地指導 3 回、検討会 1 回を実施した。検討会には委員の他に有識者 2 名に参加をいただき、調査結果の検討・今後の方向性等を議論した。

表 10 墨古沢南 I 遺跡調査検討会

	氏名	所 属	専門分野
委員	橋本 勝雄	(公財)千葉県教育振興財団文化財センター 上席文化財主事	考古学(旧石器)
	新田 浩三	(公財)千葉県教育振興財団文化財センター 主任上席文化財主事	考古学(旧石器)
検討会出席 有 識 者	佐藤 宏之	東京大学大学院人文社会系研究科文学部考古学研究室 教授	考古学(旧石器)
	高屋敷飛鳥	神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課 主事	考古学(旧石器)
オブザーバー	水ノ江和同	文化庁文化財部記念物課埋蔵文化財部門 文化財調査官	
	国武 貞克	文化庁文化財部記念物課埋蔵文化財部門 文化財調査官	
	島立 桂	千葉県教育庁教育振興部文化財課埋蔵文化財班 班長	
	落合 章雄	千葉県教育庁教育振興部文化財課埋蔵文化財班 主任上席文化財主事	

平成 27 年度の範囲確認調査の成果を受け、文化庁及び千葉県教育委員会の助言もあり、平成 28 年度から遺跡の国史跡指定を本格的に目指し、調査、研究並びに保存及び活用について必要な検討を行う「墨古沢南 I 遺跡調査指導委員会」を組織した(表 11)。これまで、調査指導委員会 7 回、発掘調査現地指導 3 回、また、必要に応じ個別の調査・研究指導を仰いだ。なお、調査指導委員会は、令和元年 6 月 21 日の指定答申を受け、国史跡指定を目指す当初の目的を果たしたことから、令和元年 7 月 5 日開催の第 7 回調査指導委員会を最後に閉会した。

表 1 1 墨古沢南 I 遺跡調査指導委員会

	氏 名	所 属	専門分野
調査指導委員	佐藤 宏之 (委員長)	東京大学大学院人文社会系研究科文学部考古学研究室 教授	考古学 (旧石器)
	橋本 勝雄 (副委員長)	(公財) 千葉県教育振興財団文化財センター 上席文化財主事	考古学 (旧石器)
	国武 貞克	奈良文化財研究所都城発掘調査部 主任研究員	考古学 (旧石器)
	工藤雄一郎	国立歴史民俗博物館考古部考古研究系 准教授	考古学・第四紀学
	八木 令子	千葉県立中央博物館自然誌歴史研究部地学研究科 主任上席研究員 (H28) 研究科長 (H29~)	地形学・自然地理学
専門委員	新田 浩三	(公財) 千葉県教育振興財団文化財センター 主任上席文化財主事	考古学 (旧石器)
	高屋敷飛鳥	神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課 主事	考古学 (旧石器)
オブザーバー	水ノ江和同	文化庁文化財部記念物課埋蔵文化財部門 文化財調査官 (~H29)	
	森先 一貴	文化庁文化財部記念物課埋蔵文化財部門 文部科学技官 (~H30.9) 文化庁文化財第二課埋蔵文化財部門 文部科学技官 (H30.10~) 文化財調査官 (H31.1~)	
	加納 実	千葉県教育庁教育振興部文化財課埋蔵文化財班 班長 (H28)	
	矢本 節朗	千葉県教育庁教育振興部文化財課埋蔵文化財班 主任上席文化財主事 (H28)	
	鳥立 桂	千葉県教育庁教育振興部文化財課指定文化財班 班長 (H28) 千葉県教育庁教育振興部文化財課 副課長 (H29)	
	神野 信	千葉県教育庁教育振興部文化財課埋蔵文化財班 班長 (H29)	
	四柳 隆	千葉県教育庁教育振興部文化財課埋蔵文化財班 主任上席文化財主事 (H29)	
	吉野 健一	千葉県教育庁教育振興部文化財課指定文化財班 主任上席文化財主事 (H29~)	
	木原 高弘	千葉県教育庁教育振興部文化財課埋蔵文化財班 班長 (H30)	
	牧 武尊	千葉県教育庁教育振興部文化財課埋蔵文化財班 文化財主事 (H30)	



H27 年度調査成果検討会



第 1 回調査指導委員会



H29 年度現地調査指導



第 6 回調査指導委員会

図 3 3 委員会開催及び現地指導

(2) 発掘調査の成果 (図 34~44、表 12)

①発掘調査の経過と方法

発掘調査の経過

史跡墨古沢遺跡の環状ブロック群は、(財)千葉県文化財センターによる、平成 11・12 年度の東関東自動車道酒々井パーキングエリア拡張工事に伴う緊急発掘調査により発見され(図 34・40)、その際に立川ローム層第IX層上部(図 35・IXa 層・約 3 万 4 千年前)から環状ブロック群 1 ヲ所が見つかり、開発予定地内に所在する西側約 1/2 (報告書当初推定)について発掘調査が行われた。

扇状に並ぶ 29 ヲ所のブロックとそれらに伴う 20 ヲ所の付随ブロックから計 3,946 点の石器が出土した。その内容・成果については平成 16 年度に刊行された調査報告書(新田 2005)により詳述されており、日本国内でも最大級の環状ブロック群(推定径 60m×54m [報告書当初推定])であることが推察された(図 36~40・42)。

平成 11 年度 確認・本調査 下層確認調査 512 m²/13,900 m²
下層本調査 600 m²

平成 12 年度 確認・本調査 下層確認調査 76 m²/1,900 m²
下層本調査 2,420 m² (平成 11 年度継続分含む)

【新田 2005、新田・横山 2005】

また、酒々井町では遺跡の将来的な保存・活用に向け、遺跡の内容を把握するため、範囲確認調査を実施した(図 34・40)。範囲確認調査は文化庁、千葉県教育委員会、墨古沢南 I 遺跡調査検討会(平成 27 年度)、墨古沢南 I 遺跡調査指導委員会(平成 28~30 年度)の指導・助言を仰ぎながら、平成 27 年度から平成 29 年度の 3 か年にわたり、環状ブロック群のうち、東側に残存していると思われる部分について確認調査を実施し、規模・範囲・形態・遺存状態等を確定すること。また周辺部においても同一時期の生活痕跡がないかを確認することを主目的に行われた(図 41・42)。

調査にあたっては、保存目的のため出土した石器は取り上げずに、全て現状保存を行った。また、上層で確認された縄文時代の遺構は避けて下層の調査を進めた。焚火跡の炭化材については石器の検出を優先し、大きいもの(5 mm角を目安)は理化学分析用としてサンプリングを行ったが、その他は記録保存とした。さらに、環状ブロック群立地の微地形を確認するため、ハンドオーガーによる土層確認ボーリング(図 44 写真)を調査区内 4 ヲ所に実施し、併せて埋没等高線図(IX 層上面の埋没地層の等高線図・図 44)作成のための土層断面の標高記録作成に努めた。

平成 27 年度 範囲確認調査 下層確認調査 344 m²/2,583 m²

平成 28 年度 範囲確認調査 下層確認調査 224 m²/2,769 m²

平成 29 年度 範囲確認調査 下層確認調査 247 m²/4,507 m²

平成 29 年度 範囲確認調査・追加 下層確認調査 32 m²/382 m² 【酒井・村井編 2019】

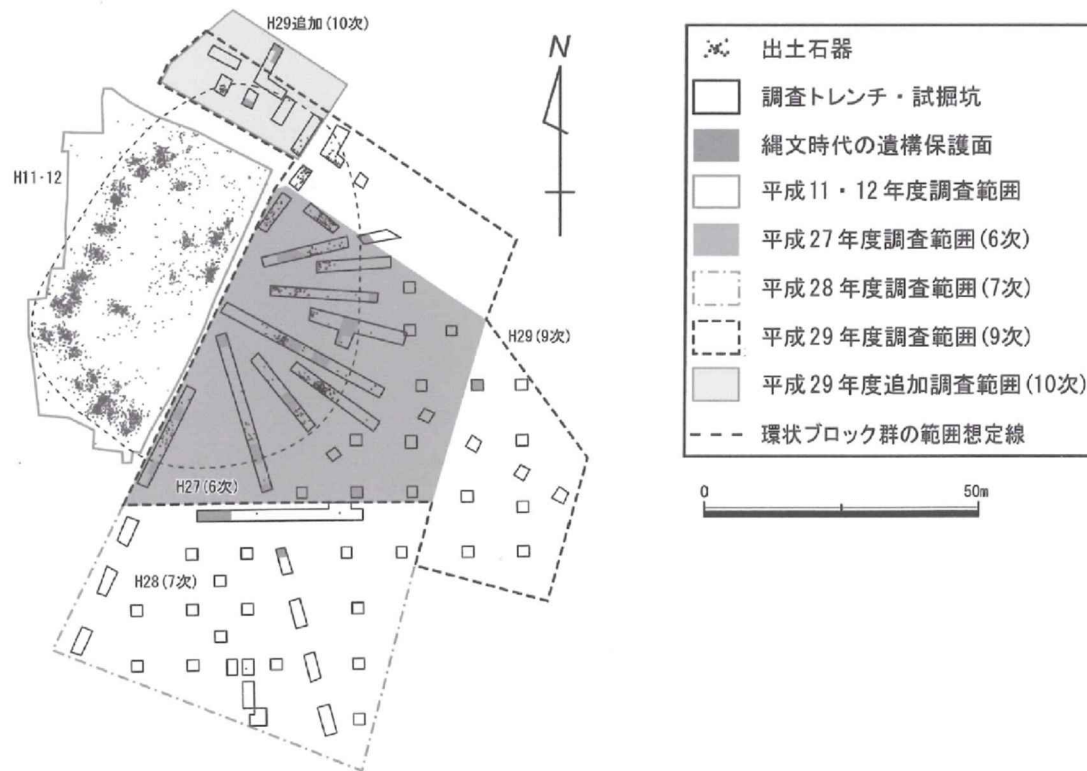


図34 年度別調査区分図

発掘調査の方法

-財千葉県文化財センターによる緊急発掘調査-

千葉県文化財センターの調査対象区域では、公共座標（日本測地系）を基準として40m×40mの大グリッド（調査区画）を設定し、その大グリッドを4m×4mに分割し、100個の小グリッドに細分した。発掘調査は上層から下層の調査へと順に実施した。下層の調査は、調査対象区域の4%を限度に2m×2mの試掘坑を設定し、石器分布の確認を行った。その結果、調査対象区域の南東側が本調査の対象となり、本調査範囲を掘り下げ、土層断面図や石器分布図の作成を行い、出土石器は記録保存であるためすべて取り上げた。

-酒々井町教育委員会による保存目的の範囲確認調査-

本町教育委員会の範囲確認調査は、財千葉県文化財センターの発掘調査により出土した環状ブロック群の東側を主な調査範囲とし、環状ブロック群の中心部と推定される地点から放射状にトレンチを21ヶ所、また環状ブロック群の内部や、周辺にトレンチを8ヶ所、試掘坑（＝テストピット）を40ヶ所設定した。

調査は上層の遺構確認面から下層の範囲確認調査へと順に実施した。確認調査におけるトレンチ・テストピットの総面積は、確認調査範囲面積の約11%である。遺構の保存を前提に、下層の環状ブロック群における石器群の広がりを確認し、規模を正確に把握することが範囲確認調査の主目的であるが、遺跡の保存を前提とするため上層において遺構を確認した地点は、上層遺構から約1mの範囲を上層遺構保護面として発掘せず保存し、下層の調査を実施した。

本調査では、すべての出土石器は出土した状態で一切の移動を行わずに原位置のまま保存した。当然、取り上げはせず、分布図を作成して、器種や石材、標高を石器の一部が露出した状態で判断できる範囲で記録し、保護処置を施して現地保存した。石器が密集して出土した場合は、その段階で石器ブロックを確認したと判断し、保存の観点から無理な掘り下げは実施していない。この他、当時の焼き火跡に伴う多量の炭化材が出土したが、当初これらも基本的には保護し、炭化材下の石器ブロックの有無を確認するためサブトレンチを設定して対応したが、調査指導委員会の助言を受け、第7次調査(平成28年度調査)以降、石器ブロックの広がり が正確に把握できないことを懸念し、炭化材は記録保存にとどめ、石器の検出を優先した。なお、自然科学分析のため5mm角以上の炭化材は資料番号を与えサンプリングしている。トレンチ・テストピットの設置、土層断面図や石器分布図は、千葉県文化財センター調査時の成果と整合を持たせることに努め、グリッド及びグリッド番号は引き続き公共座標(日本測地系)を基準とし、20m毎に設定した方眼杭を基準とした。

石器の保護処置は、出土石器を土柱の上に残し、耐水紙で石器を覆い、その後トレンチ全体に砂を3cmほど、土柱の上には土饅頭のように敷き詰める方法をとった。この保護処置により、石器の移動を防ぎ、範囲確認調査における発掘深度と石器の位置を後世に示すことができる。また、この調査方法により遺跡の破壊を最小限に止めた調査を実施することができた。

②発掘調査成果の概要

・予想をはるかに超えた石器の広がり

千葉県文化財センターの2カ年の緊急発掘調査及び酒々井町教育委員会の3カ年に及ぶ範囲確認調査の結果、環状ブロック群の残り東半についての遺存状況もよく、石器のひろがりや分布形態を明らかにすることができた。また環状ブロック群は当初の予想分布範囲からさらに北側への広がりをみせ、これにより規模が南北70m×東西60m、環状ブロック群の遺存率も6割強となった(図41)。両調査で確認できたブロック数61カ所、石器数は4,386点であり(表12)、この成果により環状ブロック群全体では、ブロック数は70カ所以上、石器の総点数も1万点をこえるものと推察され、規模・ブロック数・石器総数においても、非常に大規模かつ日本最大級を誇るものであることが判明した。

・広域から集められた石材による石器づくりの様子

石器は立川ローム層IX層上部～中部にかけて出土し(図35)、狩猟具(台形様石器・ナイフ形石器)や工具(削器・石錐・楔形石器など)を中心とした石器製作が活発に行われ(図36・37)、また石斧本体の出土は見られていないが、局部磨製石斧の刃部調整剥片が存在することから当石器組成内に局部磨製石斧が存在していたこともうかがえる。

また(財)千葉県文化財センター調査分(新田2005)では多数の接合資料も認められており、この接合関係や母岩石材別分布をもとにブロックのまとまりを北半(Aユニット)・南半(Bユニ

ット)に識別し、環状ブロック群の構造分析を通し、複数のまとまった集団による集落形成モデルの仮説が考察されている(図38・39)。

これらの石材には群馬県域のガラス質黒色安山岩が7割以上使用され、また信州、伊豆諸島の神津島、栃木県高原山産の黒曜石が使用されたことが石器石材の原産地分析から推定されている。またその他にも、主に北関東からもたらされたと考えられる玉髓、トロトロ石、流紋岩などが用いられたと推察でき、この遺跡を営んだ人々が広域を移動し、更に遠方の集団とも交流を行っていたことがうかがえる。

・科学のメスによる確かな分析成果

さらに、現地の発掘調査と並行して石器石材の原産地分析の他にも、出土炭化材の放射性炭素年代測定(AMS法)により環状ブロック群の年代がおおよそ3万4千年前であることが判明したこと、花粉分析・出土炭化材の樹種同定やローム層のプラントオパール分析により当時の古環境が判明したこと、ローム層のテフラ(火山灰)・鉱物分析により石器の出土層位が立川ロームIX層中部～上部であることが確認できたこと、遺跡立地の微地形を確認する調査結果により、環状ブロック群の中央部が凹んでいる様相が見られ(図43・44)、環状ブロック群形成にあたり自然の凹地を選地していた可能性があることが判明するなど多くの自然科学分析の成果も得られている。

・旧石器時代研究に欠かせない遺跡 -その価値を全国に-

このように史跡墨古沢遺跡からは後期旧石器時代の人々の移動や交流、生業活動や集団関係について知ることができ、後期旧石器時代はじめの人類社会の在り方を知る上で重要な遺跡であるといえる。

以上の調査・分析結果を受けて、平成30年度に『墨古沢遺跡総括報告書』(酒井・村井編2019)を刊行した。これは過去の調査を加味しての環状ブロック群の発掘成果や自然科学分析について、調査指導委員会等の有識者の指導を受けながら考察、分析を行い、当該遺跡の日本旧石器時代史上の位置づけを評価してまとめたもので、国史跡指定に向けての根拠資料として作成したものである。

以上の史跡墨古沢遺跡の調査により判明した優れた成果は、日本の後期旧石器時代を解明するうえで、また日本列島の歴史を語るうえで欠かすことのできない存在である。我々はこの史跡墨古沢遺跡を末永く後世に保存していくことは言うまでもなく、遺跡のもつ価値・特性を十分に理解・整理することより、今後の保存・周知・活用に活かしていくことが必要であると考える。

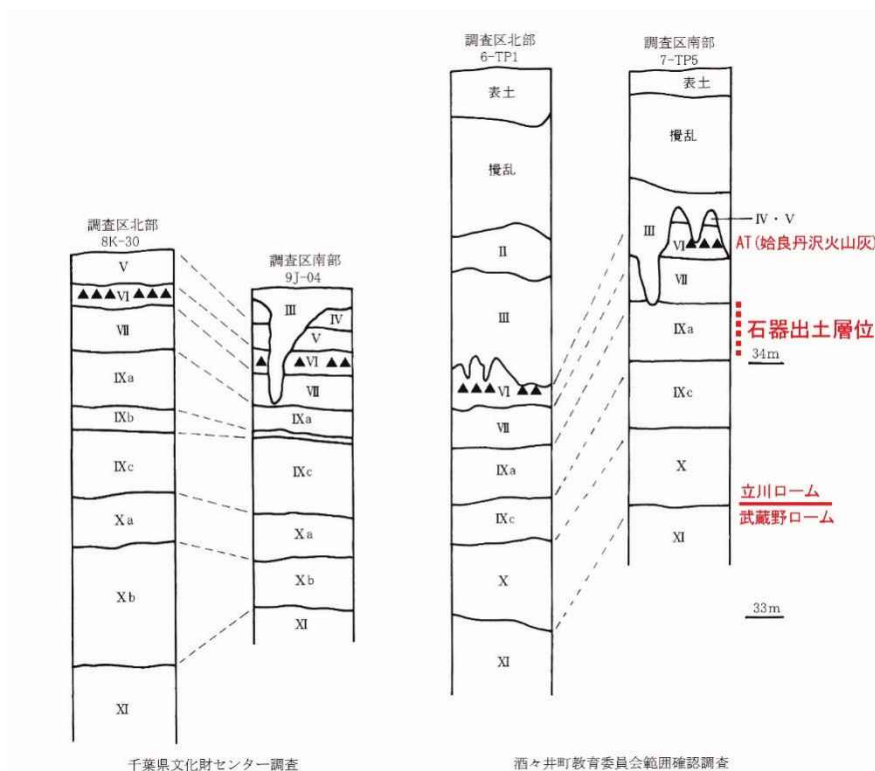


図35 基本土層及び石器出土層位 (S=1/30、酒井・村井編 2019)

表12 石器組成表

器種 石材	台 形 様 石 器	ナ イ フ 形 石 器	彫 刻 刀 形 石 器	削 器	石 錐	斧 形 石 器 調 整 剥 片	二 次 加 工 あ る 剥 片	微 細 剥 離 痕 あ る 剥 片	楔 形 石 器	折 断 剥 片	剥 片	碎 片	パ ル バ ー ス カ ー 片	石 核	敲 石	礫	礫 片	総 計	
ガラス質黒色安山岩	45 1.03%	2 0.05%	1 0.02%	1 0.02%			52 1.19%	11 0.25%	11 0.25%	414 9.44%	2191 49.95%	416 9.48%		129 2.94%			1 0.02%	1 0.02%	3275 74.67%
安山岩											4 0.09%							1 0.02%	5 0.11%
玉髄(メノウ含む)	20 0.46%		1 0.02%	1 0.02%	1 0.02%		10 0.23%	28 0.64%	8 0.18%	39 0.89%	242 5.52%	23 0.52%		22 0.50%			2 0.05%	3 0.07%	400 9.12%
トトロ石	2 0.05%						1 0.02%	1 0.02%		12 0.27%	207 4.72%	20 0.46%		8 0.18%					251 5.72%
流紋岩	1 0.02%						5 0.11%	1 0.02%	2 0.05%	25 0.57%	123 2.80%	39 0.89%		4 0.09%				4 0.09%	204 4.65%
珪質頁岩							1 0.02%	4 0.09%		9 0.21%	75 1.71%	5 0.11%	1 0.02%	1 0.02%					96 2.19%
硬質頁岩							2 0.05%	1 0.02%		8 0.18%	36 0.82%	4 0.09%		1 0.02%					52 1.19%
頁岩							1 0.02%	1 0.02%	2 0.05%	1 0.02%	12 0.27%	7 0.16%					1 0.02%	2 0.05%	27 0.62%
黒曜石	1 0.02%				1 0.02%		2 0.05%	3 0.07%	3 0.07%	1 0.02%	12 0.27%	2 0.05%							25 0.57%
砂岩	1 0.02%										10 0.23%	1 0.02%			2 0.05%	1 0.02%	1 0.02%	1 0.02%	16 0.36%
粘板岩						3 0.07%	1 0.02%	1 0.02%		2 0.05%	13 0.30%	1 0.02%							21 0.48%
チャート	1 0.02%								1 0.02%		3 0.07%						1 0.02%	1 0.02%	7 0.16%
緑泥片岩						1 0.02%					1 0.02%								2 0.05%
ホルンフェルス							1 0.02%				1 0.02%							1 0.02%	3 0.07%
石英											1 0.02%								1 0.02%
総計	71 1.62%	2 0.05%	2 0.05%	2 0.05%	2 0.05%	4 0.09%	76 1.73%	51 1.16%	27 0.62%	511 11.65%	2932 66.85%	518 11.81%	1 0.02%	165 3.76%	2 0.05%		6 0.14%	14 0.32%	4386 100.00%



図36 平成 11・12 年度調査・環状ブロック群出土主要石器 (S=1/2、酒井・村井編 2019)



図37 平成 11・12 年度調査・環状ブロック群出土主要接合資料 (S=1/3、酒井・村井編 2019)

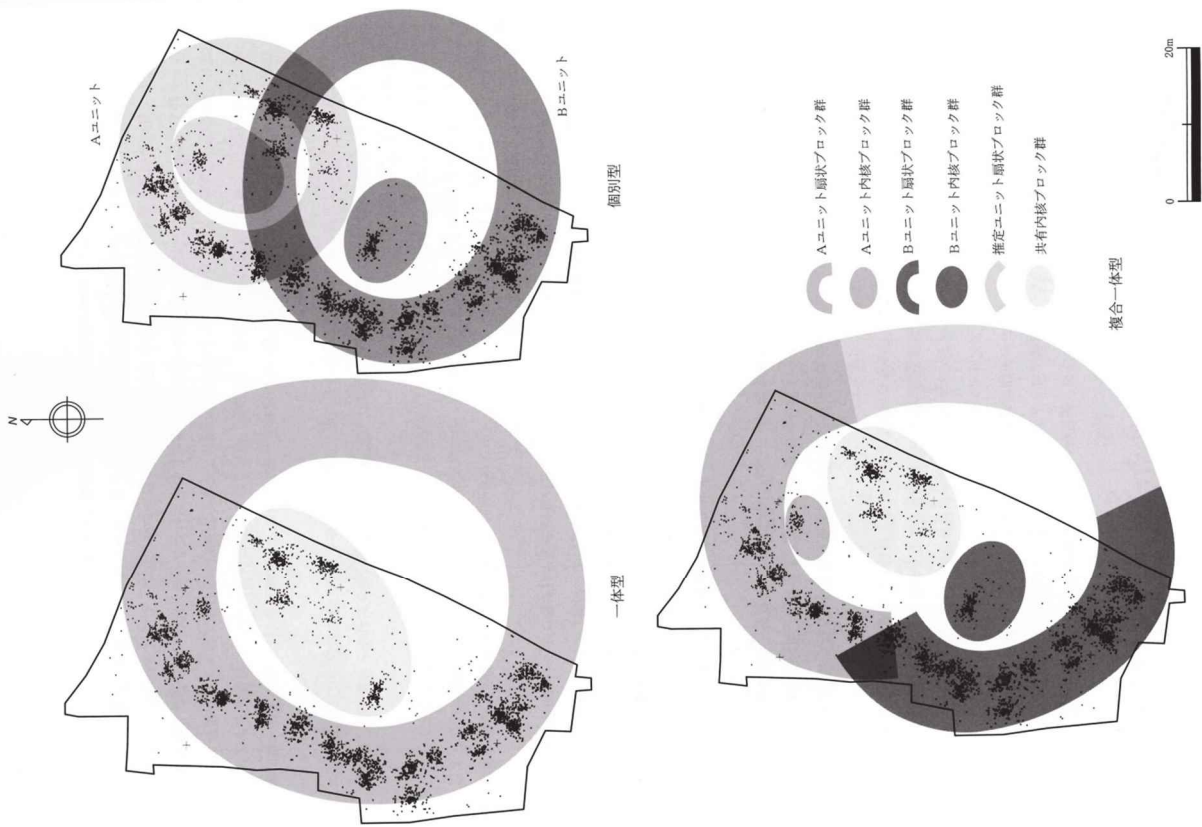


図39 環状ブロック群集落形成モデル仮説 (S=1/1000)
(新田 2005 を一部改変)

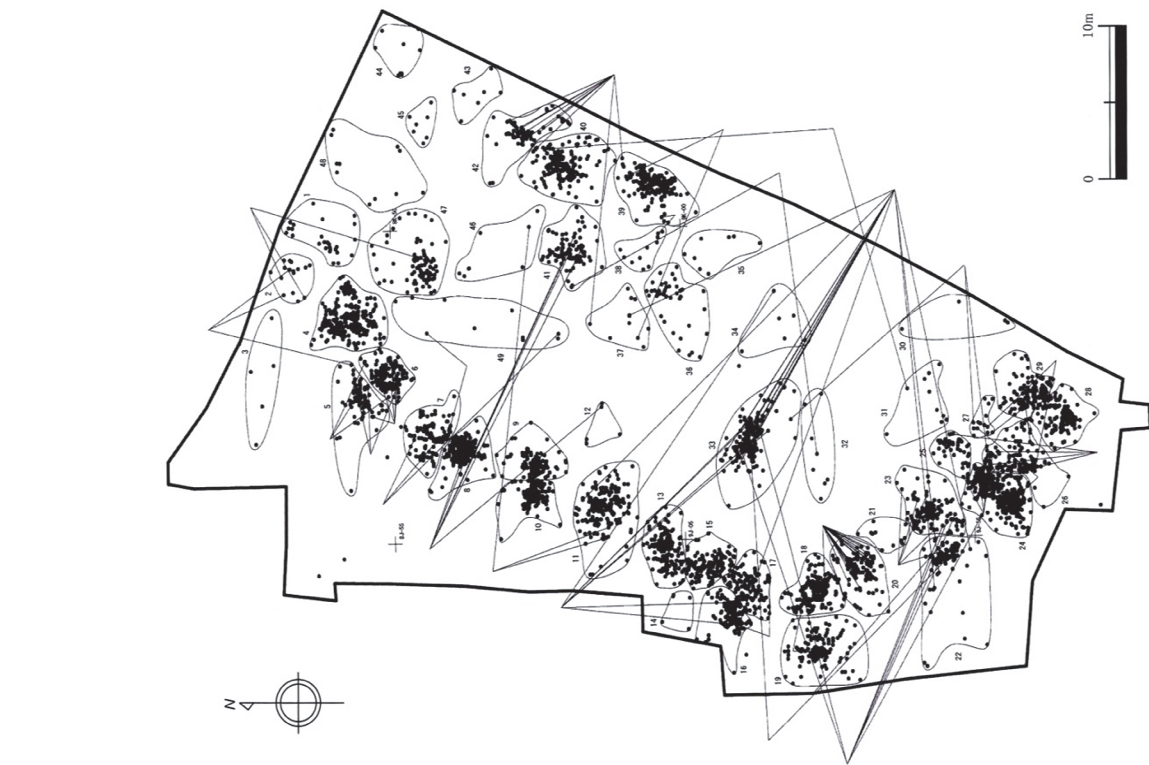


図38 平成 11・12 年度調査遺物分布・ブロック間接合図 (S=1/500)
(新田 2005 を一部改変)

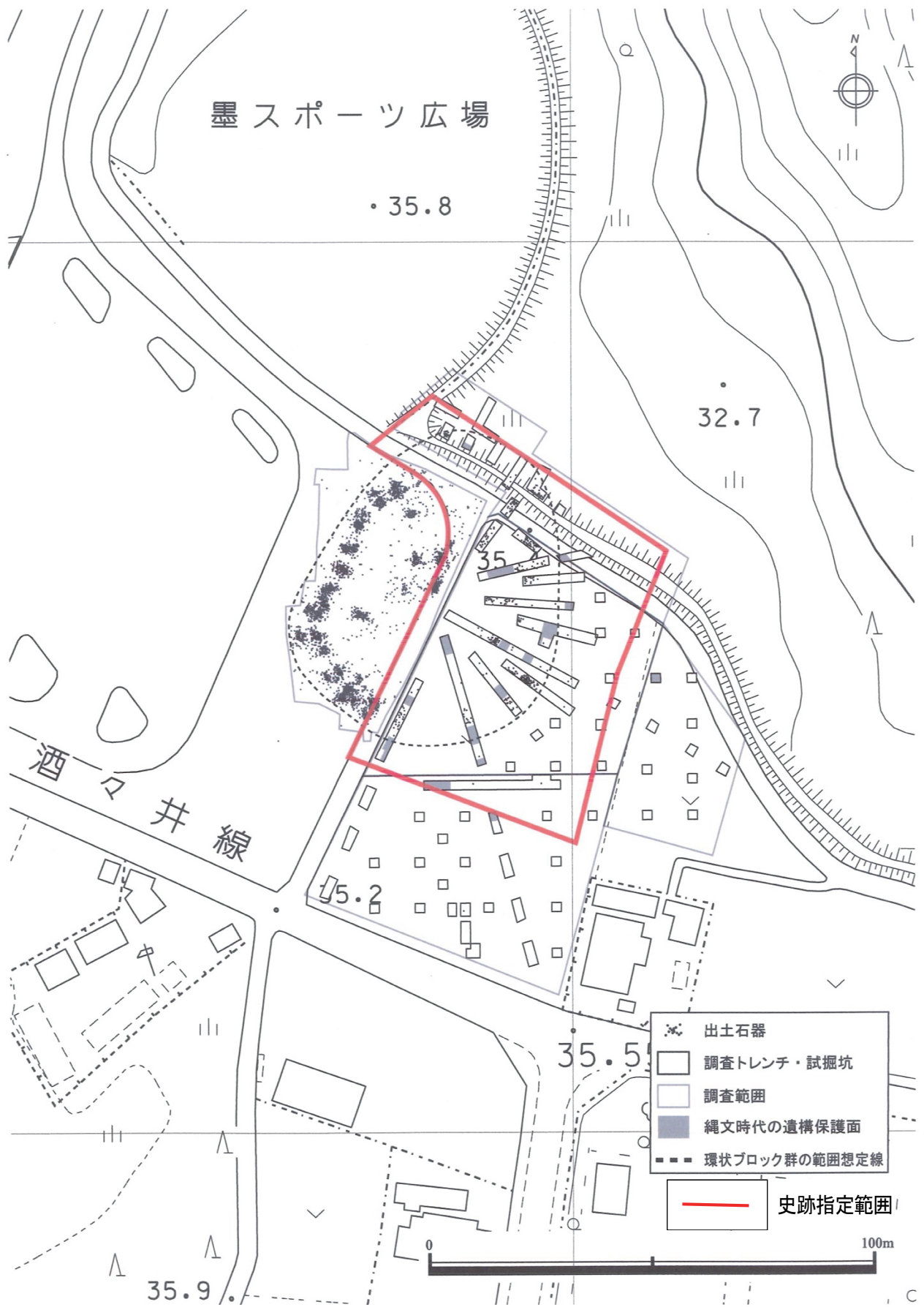
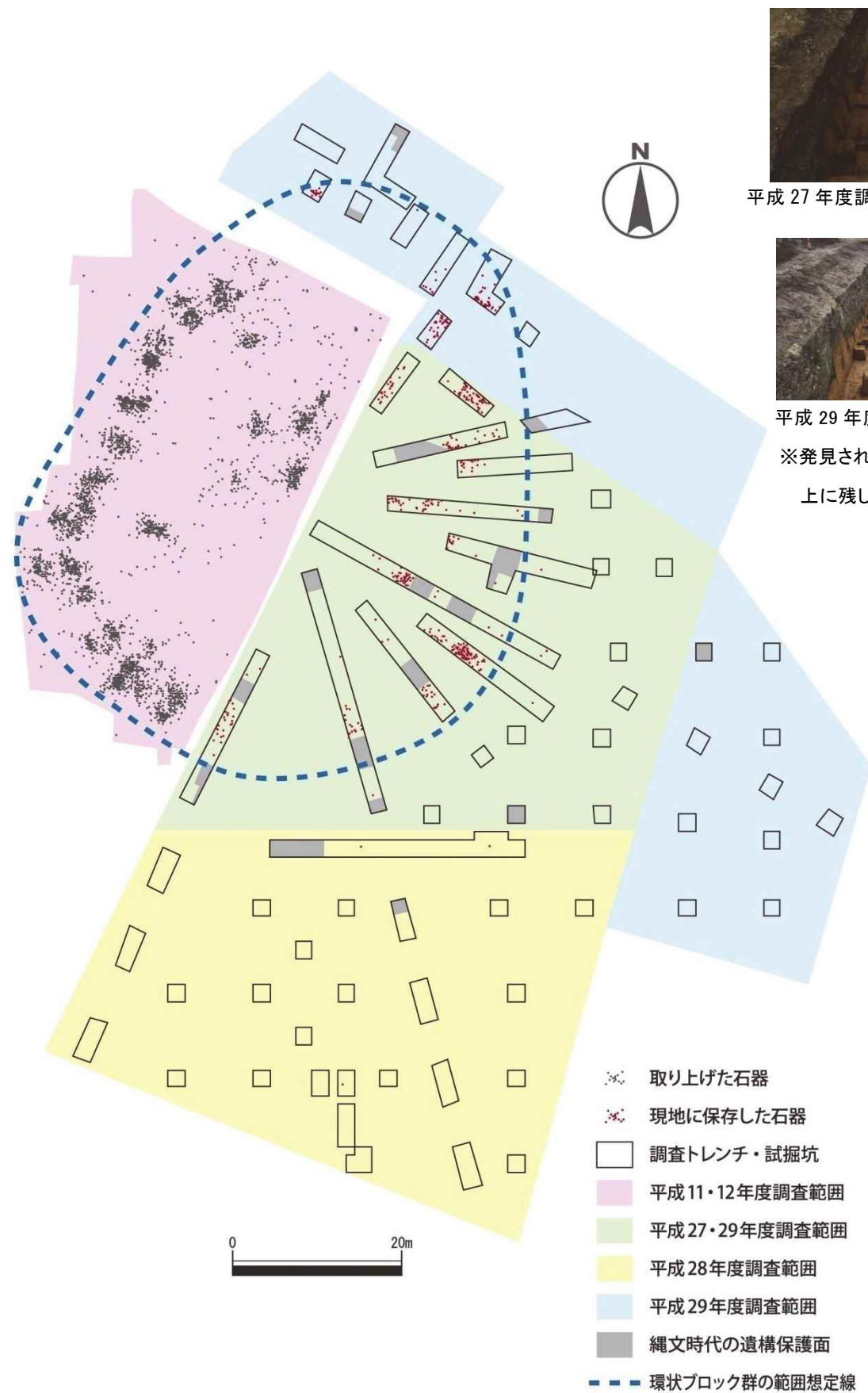


図40 遺跡全体図



平成 27 年度調査検出石器ブロック



平成 29 年度調査検出石器ブロック
 ※発見された石器は土のタワーの
 上に残してある。

- ☒ 取り上げた石器
- ☒ 現地に保存した石器
- 調査トレンチ・試掘坑
- 平成 11・12 年度調査範囲
- 平成 27・29 年度調査範囲
- 平成 28 年度調査範囲
- 平成 29 年度調査範囲
- 縄文時代の遺構保護面
- 環状ブロック群の範囲想定線

図 4 1 環状ブロック群検出状況（酒井・村井編 2019）



平成 11・12 年度発掘調査 第 7 ブロック石器
検出状況(南西から)



平成 11・12 年度発掘調査 第 29 ブロック石
器検出状況(南西から)



基本層序(平成 27 年度範囲確認調査 6-
TP1 南から)※石器出土層位はスタッフ 0.6
~0.9mの層位



平成 27 年度範囲確認調査 6-1・6-5・6-6 ト
レンチ遺物出土状況(西から)



平成 29 年度範囲確認調査 9-3 トレンチ石器
ブロック検出状況(西から)



平成 29 年度範囲確認調査 清掃工場内 1 ト
レンチ石器ブロック検出状況(西から)



平成 29 年度範囲確認調査 9-1 トレンチ石器
検出状況(ガラス質黒色安山岩・南から)



平成 27 年度範囲確認調査 6-1 トレンチ東部
炭化材集中地点 炭化材検出状況(東から)



平成 29 年度範囲確認調査 9-3 トレンチ遺構
保護(砂入れ)状況



平成 27 年度範囲確認調査 発掘調査風景



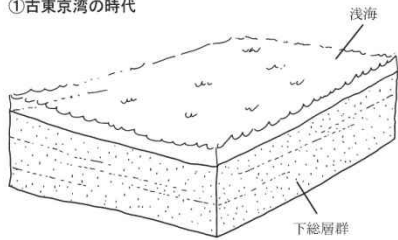
平成 28 年度範囲確認調査 発掘調査風景



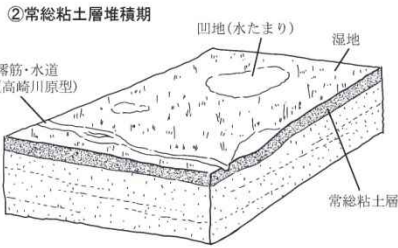
平成 29 年度範囲確認調査 発掘調査風景

図 4 2 発掘調査写真

①古東京湾の時代

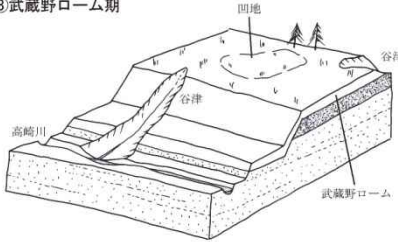


②常総粘土層堆積期



- ①約 45 万～13 万年前 (～MIS5e)
- ②約 13 万～7.5 万年前 (MIS5e～5a)
- ③約 7.5 万～4 万年前 (MIS4～3 前半頃)
- ④約 3 万 4 千年前 (MIS3 後半・遺跡形成期)

③武蔵野ローム期



④立川ローム前半期

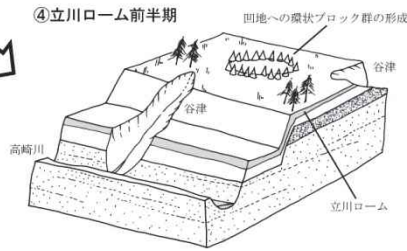


図 4 3 凹地地形形成過程模式図 (酒井・村井編 2019)



平成 29 年度範囲確認調査 ハンドオーガーボーリング調査作業風景

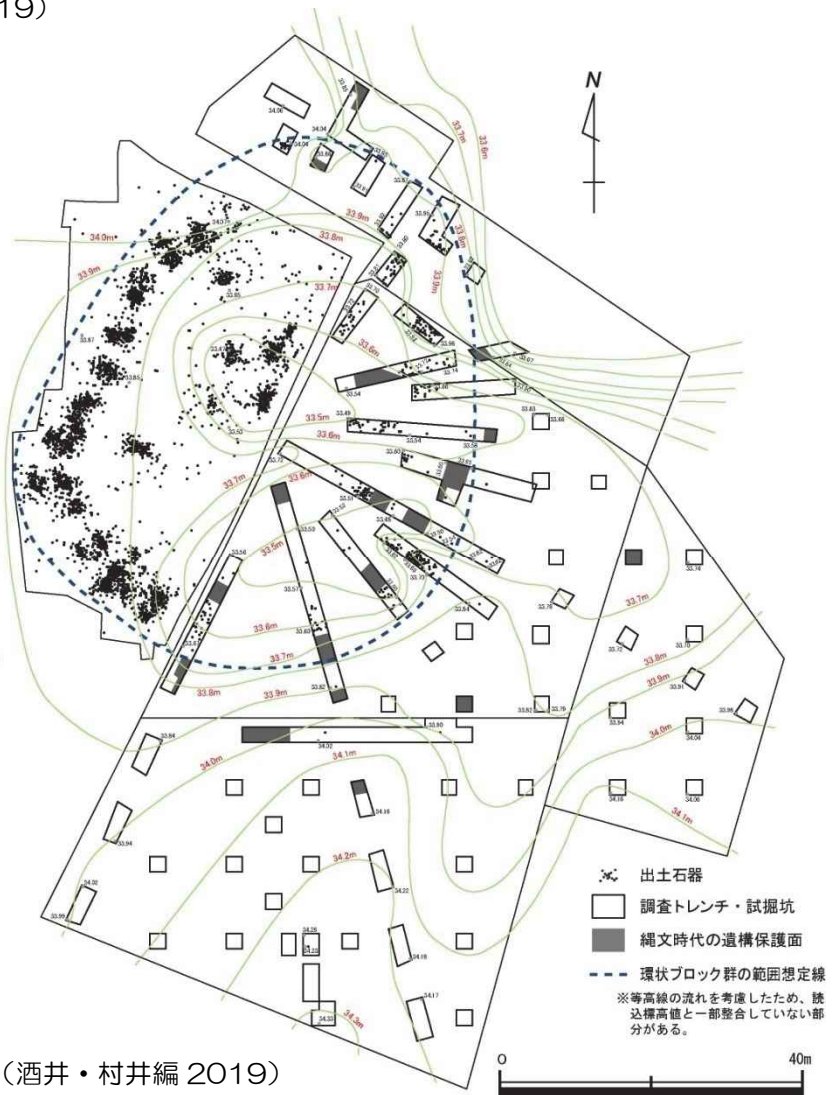


図 4 4 区層上面埋没等高線 (酒井・村井編 2019)

(3) 指定地の現況

①国史跡指定へ

このような経緯・成果を踏まえ、千葉県を特徴づける後期旧石器時代の遺構であり、その中でも日本最大級の規模や石器出土点数を誇り、石器群の充実した内容からも本県だけでなく国内の環状ブロック群を代表する遺跡といえ、また難しいとされた後期旧石器時代遺跡の保存を前提とした発掘調査を実践しながら、6割強ながらも良好な状態で遺存していることが確認された墨古沢遺跡の環状ブロック群は「後期旧石器時代」、「環状ブロック群」を語る上で非常に重要な存在であると考え、国史跡指定の意見具申を行い、令和元年（2019）10月16日に「墨古沢遺跡」として、3,988.47㎡が国史跡に指定された。

環状ブロック群の史跡としては全国初、関東の旧石器時代の史跡としては3例目、そして現段階では全国・全史跡の中で最も古い史跡となる。

②指定地の範囲と地番（図45・46、表13）

遺跡は市街化調整区域にあり、指定地の現況は、畑地を中心に北側は清掃工場最終処分場敷地内緑地帯、北側と西側に幅員約5mの町道が敷設されている。史跡に隣接する北側は清掃工場最終処分場敷地、北西側は墨スポーツ広場、西側は酒々井パーキングエリア、東と南は畑地と一部家屋がある。

また、この町道は周辺地域住民や酒々井PA勤務者の生活・利用道路としての需要が高く、畑地の南側の県道（主要地方道富里酒々井線）に接続している。



図45 指定地及び周辺図

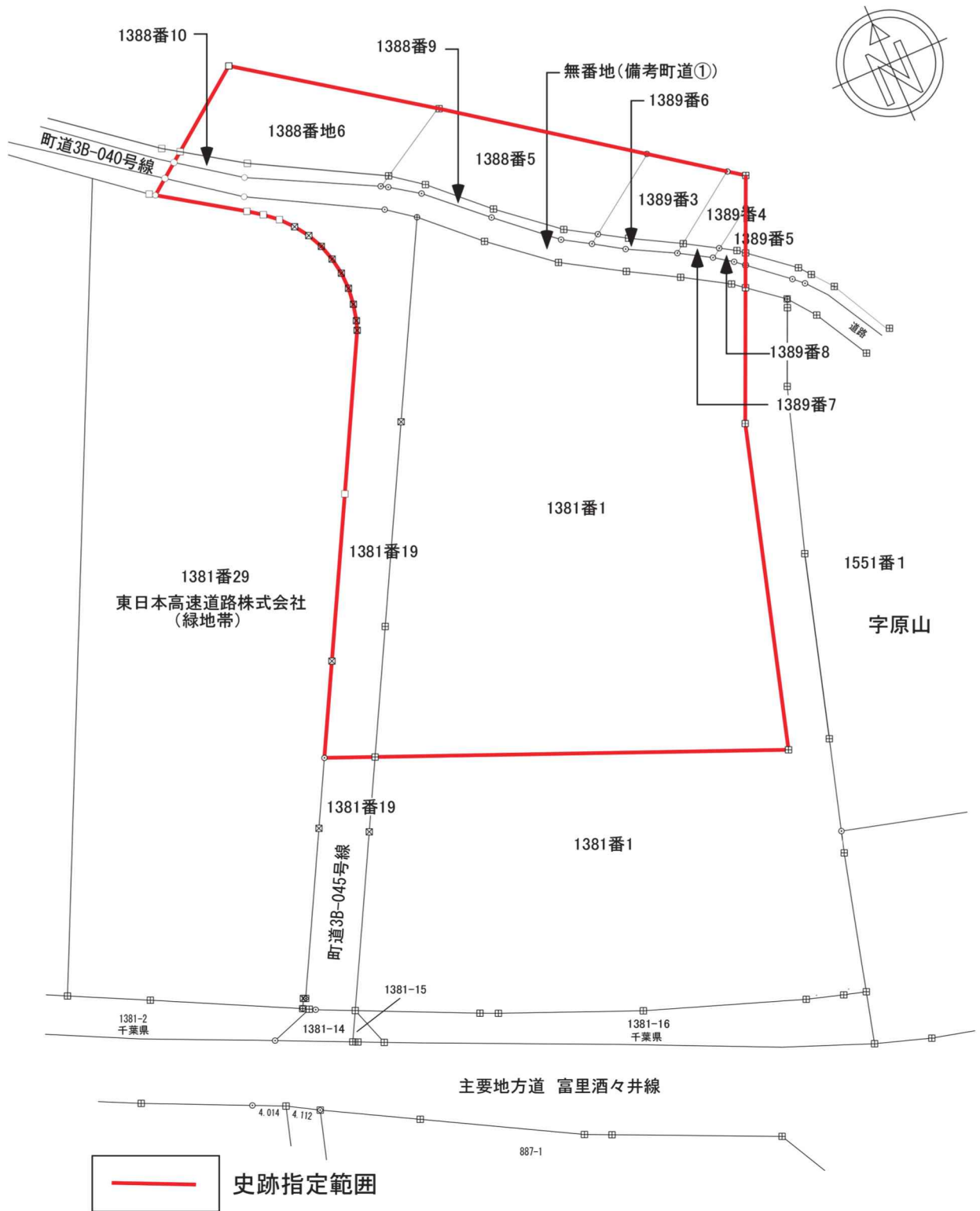


図 46 地番図

現在のところ、指定範囲の酒々井町及び佐倉市、酒々井町清掃組合が所有するのは35.7%である。

表13 指定地の地目と所有者

No.	地番	面積	現況地目 (公簿上)	所有者	備考
1	印旛郡酒々井町墨 字小谷津 1381番1	2566.79	畑 (山林)	民有地	4414㎡のうち実測2566.79㎡
2	印旛郡酒々井町墨 字小谷津 1381番19	483.11	公衆用道路 (同上)	酒々井町 酒々井町長 小坂泰久	700㎡のうち実測483.11㎡
3	印旛郡酒々井町墨 字小谷津 1388番5	261.61	緑地帯 (畑)	佐倉市、酒々井町清掃組合 管理者 西田三十五	1857㎡のうち実測261.61㎡
4	印旛郡酒々井町墨 字小谷津 1388番6	257.14	緑地帯 (畑)		3120㎡のうち実測257.14㎡
5	印旛郡酒々井町墨 字小谷津 1388番9	32.00	公衆用道路 (畑)	酒々井町 酒々井町長 小坂泰久	
6	印旛郡酒々井町墨 字小谷津 1388番10	38.15	公衆用道路 (畑)		62㎡のうち実測38.15㎡
7	印旛郡酒々井町墨 字小谷津 1389番3	99.30	緑地帯 (山林)	佐倉市、酒々井町清掃組合 管理者 西田三十五	350㎡のうち実測99.30㎡
8	印旛郡酒々井町墨 字小谷津 1389番4	36.20	緑地帯 (山林)		274㎡のうち実測36.20㎡
9	印旛郡酒々井町墨 字小谷津 1389番5	8.32	緑地帯 (山林)		1170㎡のうち実測8.32㎡
10	印旛郡酒々井町墨 字小谷津 1389番6	12.00	公衆用道路 (山林)	酒々井町 酒々井町長 小坂泰久	
11	印旛郡酒々井町墨 字小谷津 1389番7	5.29	公衆用道路 (山林)		
12	印旛郡酒々井町墨 字小谷津 1389番8	4.79	公衆用道路 (山林)		14㎡のうち実測4.79㎡
13	印旛郡酒々井町墨字小谷津1381番19と1388番10に挟まれ、同字小谷津の1381番1と1389番8に挟まれるまでの道路敷のうちの一部	183.77	公衆用道路 (同上)		町道① 町道3B-040号線 実測183.77㎡
合 計		3,988.47			

③主な遺構と遺物の現状 (図47～49)

発掘調査箇所は、適切に記録を作成した後に埋め戻され、現在は遺構保存に影響を及ぼさない範囲で耕作が行われている。また、酒々井リサイクル文化センター内の調査箇所も埋戻されている。

確認された石器類は、保存措置を行い原位置のまま保存し、石器の移動を防いでいる。(P. 52 参照)



図47 南から望む全景

埋め戻された現況は下記の写真のように畑地である。なお写真中の赤線は史跡指定範囲を示す。



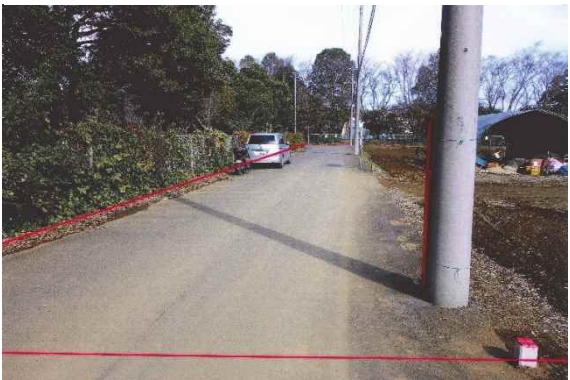
南西からの遠景

写真左は町道 3B-045 号線。手前は主要地方道富里酒々井線。



北東から見る遠景

指定地内は畑地。



町道 3B-045 線

西側にはアスファルト舗装された町道があり、東京電力の電柱、道路下には上水道本管が敷設されている。左フェンスは酒々井 PA 敷地境界。



町道 3B-040 線

北側にもアスファルト舗装された町道が敷設。左フェンスは佐倉市、酒々井町清掃組合敷地境界、右フェンスは酒々井 PA 敷地境界。



北西から見る遠景

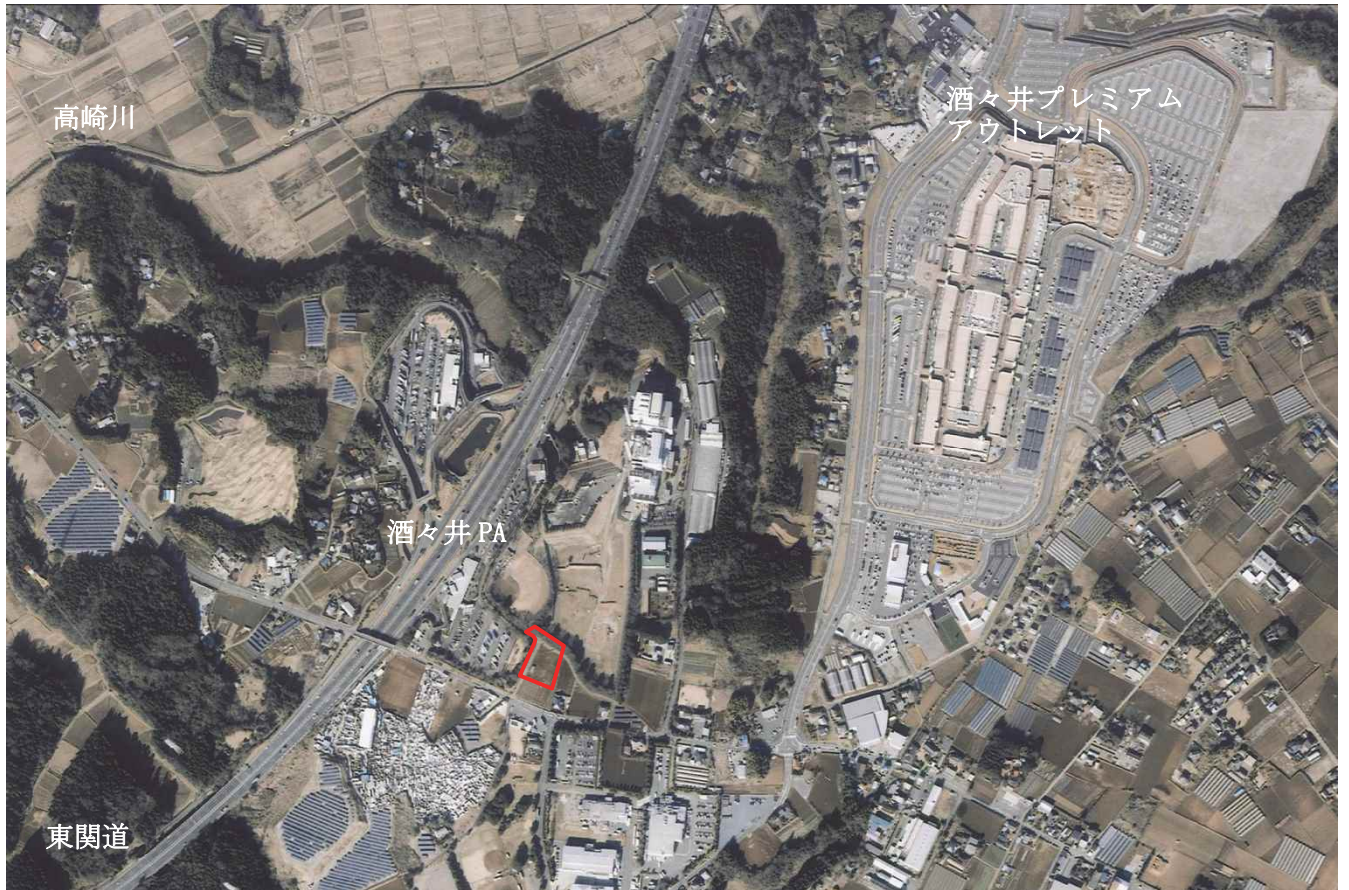
指定地内は畑地。



酒々井リサイクル文化センターの緑地

最終処分場の南側の緑地帯で、目隠し用の植樹が見られる。右側の高まりの奥が敷地境界（町と佐倉市、酒々井町清掃組合）。

図48 現況写真①



広域垂直航空写真（平成30年撮影・上方北） 写真：京葉測量株式会社
 図49-1 現況写真②



垂直航空写真（令和元年撮影・上方北） 写真：アジア航測株式会社
 図49-2 現況写真③

④地形と指定地からの景観 (図 50)

史跡墨古沢遺跡の地形は、指定範囲が小さく、立地の特徴を把握しづらいが、標高 35m の台地上に位置し、概ね平坦地である。遺跡立地の微地形の調査により、環状ブロック群の形成にあたり凹地を選地していた可能性が指摘されているが (図 43・44)、現在その凹地地形は地表上には見られない。

指定地からの景観は、先に掲載した写真 (図 48・49) のように、北方向は酒々井リサイクル文化センターの最終処分場の緑地帯や埋立地、西側は酒々井パークの緑地帯、その他は南東方向に宅地があるものの周囲は畑である。

史跡の周辺には複数の谷津地形が発達しており、この谷津には現在においても水量豊富な湧水点が多数存在している (図 32・50)。史跡の北側、最終処分場の埋立地もかつて大きな谷津で、湧水も存在しており、この谷津と豊富な水によりもたらされる様々な自然の恩恵が、環状ブロック群立地の重要な要因のひとつとも思われるが、残念ながら現在では史跡から当時を想像できる景観を望むことはできない (P. 105・図 63)。



図 50 史跡周囲の地形区分と湧水位置(国土地理院タイル 地形分類図に加算)

https://maps.gsi.go.jp/#15/35.708338/140.286076/&base=std&ls=std%7Cexperimental_landformclassification1%7Cexperimental_anno&disp=111&lcd=experimental_anno&vs=c0j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f0

⑤土地利用 (図 51～53、表 13)

史跡墨古沢遺跡の主な土地利用は、現況地目で畑が 2566.79 m²、公衆用道路が 759.11 m²、酒々井リサイクル文化センター緑地帯が 662.57 m²である。土地所有は、現在のところ私有地が 63.4%で史跡の大半を占め、他は公衆用道路を主体とした公有地（酒々井町）が約 19.03%、酒々井リサイクル文化センター内の土地は、佐倉市、酒々井町清掃組合が所有し、16.61%を占めている。

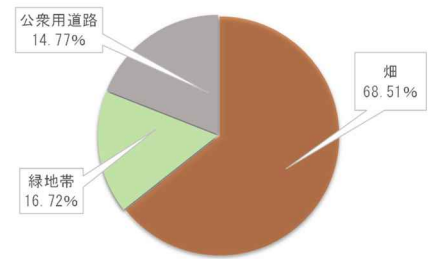


図 5 1 土地利用区分 (現況地目)

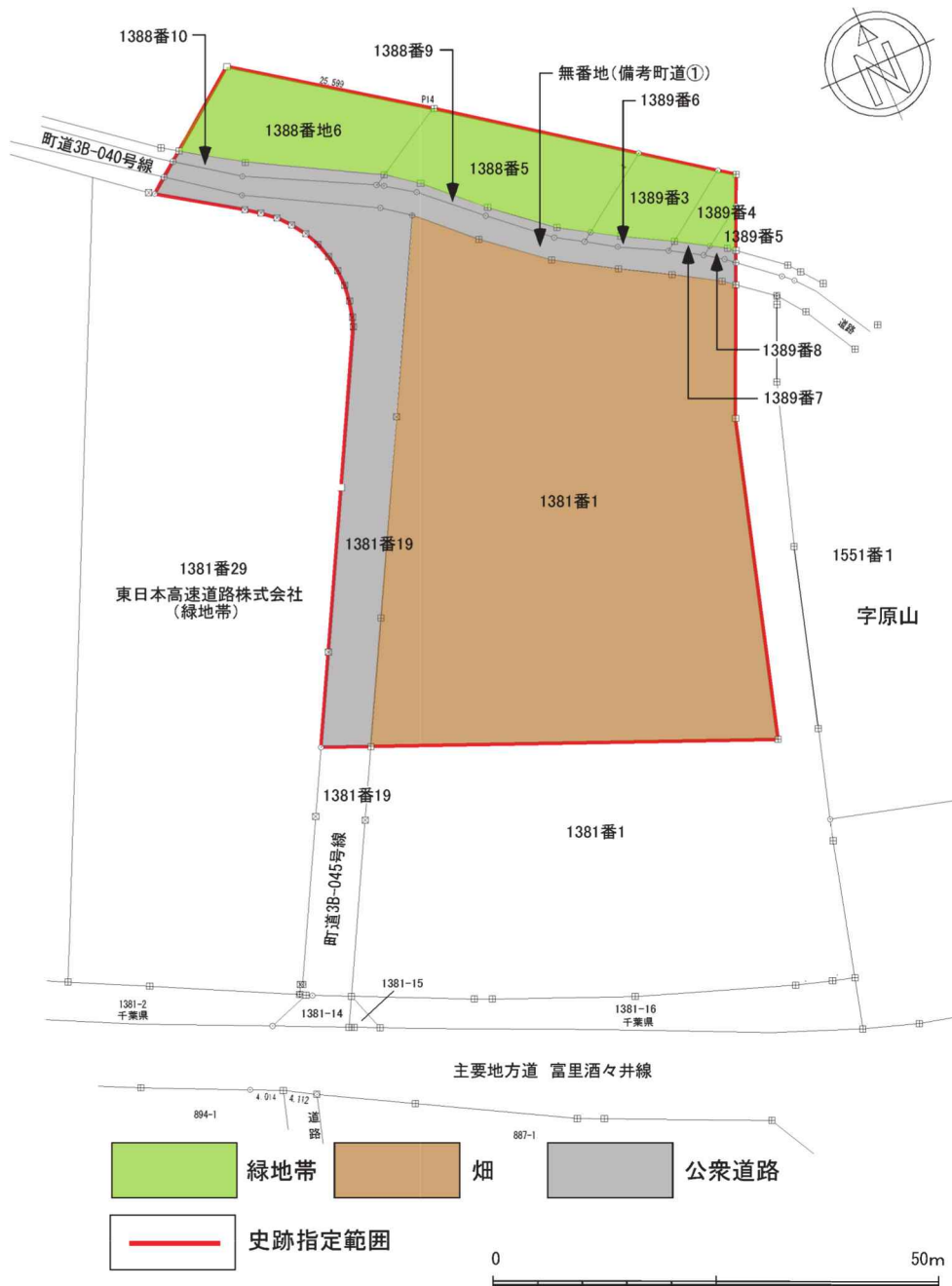


図 5 2 土地利用区分図 (現況地目)



図 53 土地所有区分図

◎これまでの普及・啓発活動 (図 54、表 14)

史跡墨古沢遺跡の調査期間中は、町民の発掘調査作業への積極的な参加（雇用）の他、現地説明会による調査成果の公表、小・中学生や一般を対象とした体験発掘、調査後の成果の展示、郷土史講座などを通して広く史跡墨古沢遺跡の貴重性を周知し、保存の機運を高める活動を行ってきた。

また、平成 29 年度には文化庁の地域の特色ある「埋蔵文化財活用補助金を活用」し、平成

19年度よりコミュニティプラザで行ってきた展示をリニューアルし、普及用パンフレットの作製も行って現在も積極的に普及活動に努めている。

表 14 普及活動一覧

平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ミニ企画展「酒々井には人類最古のムラがある - 旧石器時代の酒々井町」 ・郷土史講座「墨古沢 I 遺跡の環状ブロック群を考える」 ・体験発掘 ・発掘調査現地説明会 ・平成 27 年度発掘調査成果速報展
平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度発掘調査成果速報展
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・郷土史講座「日本最大級環状ブロック群・墨古沢 I 遺跡を考える」 ・墨古沢 I 遺跡展示替え・常設展示開始（酒々井コミュニティプラザ） ・小学生発掘体験 ・発掘調査現地説明会 ・墨古沢 I 遺跡パンフレット作製
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・酒々井町ホームページに墨古沢遺跡特設ページを開設 ・墨古沢遺跡パンフレット改訂。増刷
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・町制施行 130 周年記念事業「墨古沢遺跡国史跡指定記念講演会」
令和 2 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・墨古沢遺跡国史跡指定 1 周年記念シンポジウム



酒々井観光ナビゲーションシステム
墨古沢遺跡に設置された観光ナビ（標柱など町内 100 箇所に設置。プレートに印刷された QR コードを携帯電話等で読み込むと解説が表示。）



平成 27 年度現地説明会
H27. 12. 12 に範囲確認調査成果の公表のため実施。参加者 59 名。



酒々井コミュニティプラザ展示
H29. 9. 11 から文化庁・地域の特色ある埋蔵文化財活用補助金を利用して展示をリニューアル。

図 54 普及活動事例写真

（４）史跡指定地周辺地区の現況

ここでは、史跡指定地に隣接する酒々井パーキングエリア内の環状ブロック群の一部と史跡南側及び東側隣接地区、そしてさらに広域に見た史跡周辺地区について整理する。

①隣接地区の現況

酒々井パーキングエリア内の環状ブロック群の一部

本地区の遺跡概要については、3 章（２）発掘調査の成果でその内容を表している。この

地区の現況は、東関東自動車酒々井パーキングエリア内にあり、現況の土地利用は緑地帯で縁辺部に中木も植えられている（図 40・41・48・49）。

パーキングエリア側から出入口（図 10）も存在するが現在は閉鎖されている。環状ブロック群の一部が広がり、発見のきっかけとなった地点であるが、発掘調査により、遺物はすべて取り上げて記録保存が行われている。

史跡指定地の南側（1381 番 1）等

本地区の土地利用は畑である。環状ブロック群の明瞭な広がりには確認できなかった。往時の土地利用が行われていたと推定される地区であり、時代は異なるが縄文時代の遺構面も確認されている（図 40・41・48・49）。

また、本地区は主要地方道富里酒々井線に面し、史跡への視認性を得るためには重要な地区であり、指定地に隣接し、便益施設の設置等で利便性の高い地区である。

史跡指定地の東側（1551 番 1）等

本地区の土地利用は畑である。環状ブロック群の明瞭な広がりには確認できなかった。往時の土地利用が行われていたと推定される地区であり、時代は異なるが縄文時代の遺構面も確認されている（図 40・41・49）。

町道 3B-045 線及び 3B-040 線

史跡指定地内には上記の町道の一部が含まれる。町道 3B-045 線は史跡内で町道 3B-040 線に接道し、北西へ向かい墨スポーツ広場や酒々井パーキングエリア内のガソリンスタンド管理口へとつながる（図 40・55）。

接道した地点から東へ向かうと主要地方道富里酒々井線につながる。また両道路は使用頻度が高く地元住民にとっては欠かせない道路であり、災害有事の際にヘリポートとして利用される墨スポーツ広場へのアクセス路として重要な役割を担う。

②周辺地区の現況

谷津及び湧水

前節の④地形と指定地からの景観の項でも触れたが（P. 66）、史跡周辺には多くの谷津地形や水量豊富な湧水が現存する（図 50）。これらはそこに集まる動物の狩猟を行うなど、環状ブロック群の人々の生活の舞台となっていた場であり、史跡墨古沢遺跡の当時の遺跡周辺の景観を考える上での重要な要素であると思われる。

しかしながら、現況は民有地であり、湧水については整備されている地点は少なく、立ち入りさえも困難な地点もある。また谷津についても現在水田として耕作が行われている地点がほとんどである。

周辺観光施設

遺跡近隣には寺社や町の施設をはじめ、酒々井パーキングエリアや大型アウトレットモールなど現在酒々井町の観光の顔となっている施設が多数所在する（第2章(4)-⑦酒々井町の観光と見どころ・P.43）。これらは県内外からのアクセス手段も整備されていることから、外国人観光客を含む年間来場者数も非常に多く、史跡を含む周辺エリアは町の産業振興ばかりではなく、観光振興・交流人口の増加を担い、これからの期待度も高く注目されている地区でもある（図7）。

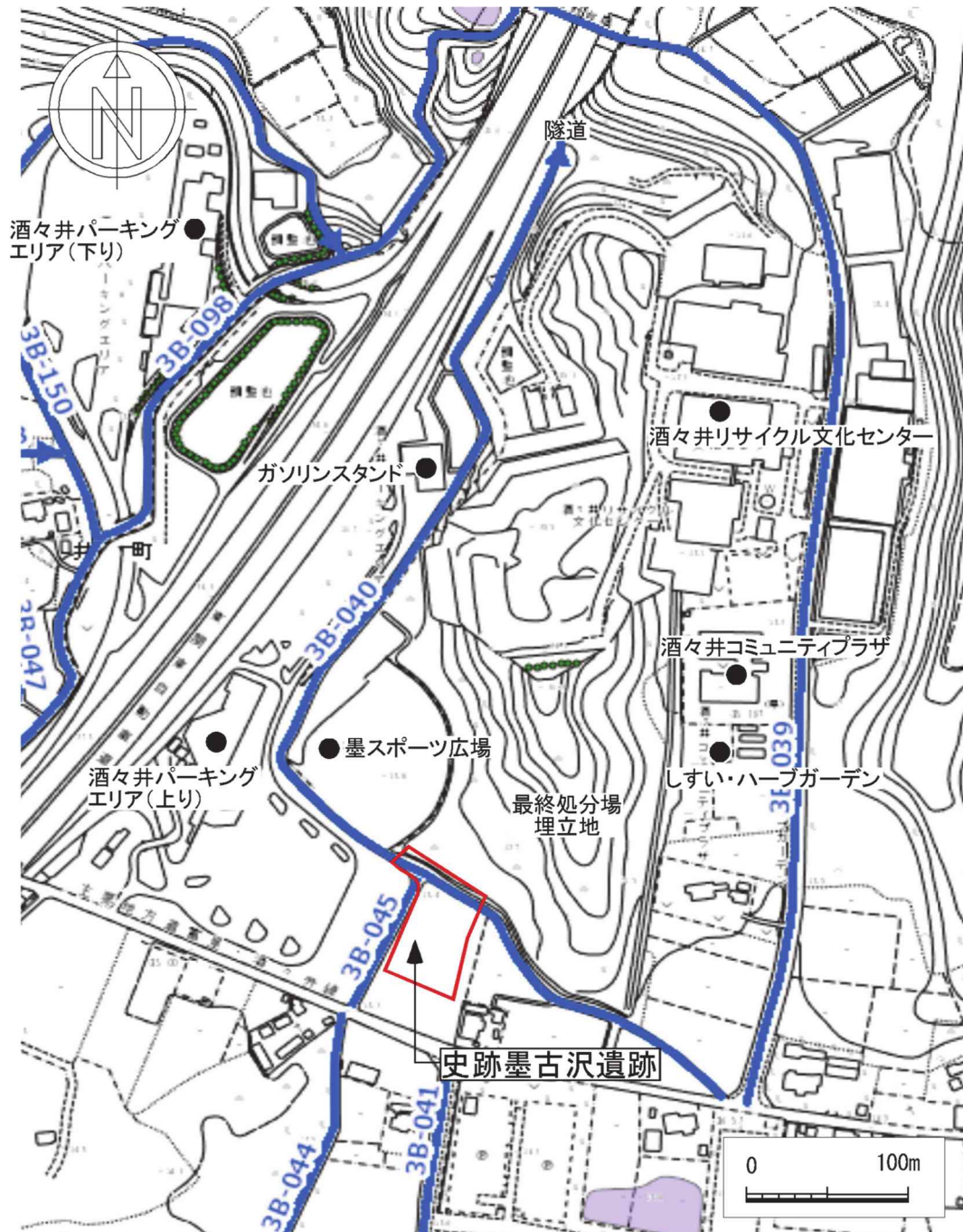


図55 周辺路線名称図（酒々井町 路線網図アプリ 一部加筆）

第4章 史跡墨古沢遺跡の価値

(1) 史跡墨古沢遺跡の本質的価値

墨古沢遺跡ではこれまでの調査・研究の成果により遺跡を掘るだけでは見ることができなかった新しい多くの事実が解明され、環状ブロック群の全体像に迫る詳細な成果が得られた。それは千葉県内における後期旧石器時代史、環状ブロック群研究史において重要な価値付けがなされたと言うべきであろう。

ここではこれまでみてきた墨古沢遺跡の調査成果や遺跡の現状、史跡を取り巻く様々な環境を含めて墨古沢遺跡が持つ価値について整理を行う。価値の整理にあたっては、史跡としての価値を裏付ける重要な要素であり、未来に向けて保護・継承すべき「普遍的価値」と時間の経過や新たな価値評価の視点、史跡を取り巻く様々な環境（人的及びハード・施設）により付与された「副次的価値」に分けておこなった。

①普遍的な価値

◆環状ブロック群の特殊性：墨古沢遺跡の環状ブロック群が持つ比類なき個性

<日本独特>日本固有の後期旧石器文化である環状ブロック群

環状ブロック群は局部磨製石斧・陥し穴に並ぶ日本列島後期旧石器文化の三大特徴のひとつとして、世界史的に見ても日本にしか見られない日本固有の独特の遺跡である。その古さから日本に人類が渡り住み始めた頃の生活様式を考える上で重要であり、日本の後期旧石器時代を考える上で欠かすことのできない遺跡である。

<日本の中心>環状ブロック群は下総台地に多く分布

環状ブロック群は全国で 118 遺跡 146 基発見されているが、その中でも約半数の 53 遺跡 71 基（約 49%）が下総台地に見られ、また特に墨古沢遺跡の所在する印旛沼周辺は全国的に見ても環状ブロック群が集中する地域である（酒井・村井編 2019）。これは水が豊かで当時の人々が移動するルート（下野ー北総回廊）上にありヒト・モノ・情報が交差する下総台地の地理的特性によるものと考えられ、当時の日本の中心であったと言っても過言ではない。

<日本最大級>巨大な環状集落が地中に眠る

3 ヶ年に及ぶ範囲確認調査の結果、環状部の石器ブロックの6割強が良好に遺存していることが判明。これにより環状ブロック群の規模が南北70m×東西60mであることが確定し、まさしく旧石器時代の巨大な環状集落が地中に眠っていることが明らかとなった。この範囲は約 500 人乗りのジャンボジェット機がほぼ納まる広さであり、石器総数も 1 万点を超える予想される。まさしく日本最大級の大規模環状ブロック群（直径 40m を超える大規模環状ブロック群は全国でも発見例が少なく 10 例程度・小菅 2006）であり、後期旧石器時代の遺跡としてもまれな、多くの人々が同時に集まって石器作りなどの生活を営んでいた姿を残す

大規模環状集落といえる。

しかも残念ながら、下総台地を含め全国で発見されている環状ブロック群のそのほとんどは、地中深くに埋蔵されていることから事前にその存在を知ることは難しく、緊急発掘調査が進んだ上で判明する例が多いことから、記録保存のため調査・破壊されて失われてしまい現存していない。しかしながら墨古沢遺跡は6割ながらも遺存していることが確実に判明している貴重な例でもある。

◆科学の目で調べる：墨古沢遺跡の環状ブロック群解明にむけた研究及び研究資料

＜古さ＞出土炭化材の年代測定により、約3万4千年前の遺跡であることが判明

環状ブロック群内及び周辺の当時の焚き火の跡（炭化材集中）から検出された炭化材31点の放射性炭素年代測定（AMS法）により、環状ブロック群が約3万4千年前に営まれていた集落であることが判明。千葉県内のみならず全国でも初めて環状ブロック群の明確な年代が得られる例となった。

＜環境＞自然科学分析により当時の古環境が判明

ローム層中のプラント・オパール分析や出土炭化材樹種同定76点の実施、また周辺の旧石器時代の花粉分析事例の比較検討から当時の古環境を推定。その結果、環状ブロック群形成期の遺跡周辺には今よりも寒冷で針広混交林（針葉樹と落葉広葉樹が入り混じった、現在の北海道に見られる植生。しかし当時は氷期のため現在よりも乾燥していた。）が広がっていたものと考えられ、こののち訪れる最終氷期後半の最寒冷期（約2万8千年～2万4千年前頃）に向かって、小刻みな寒暖の変動を繰り返しながら寒冷化していく環境過程の中で残されたことが推察された。

＜遺跡立地＞環状ブロック群形成にあたり凹地を選んでいた可能性

ハンドオーガーボーリングによる遺跡の立地する台地の基盤土層調査、調査時の土層レベルリングによるIX層上面埋没等高線の作成により環状ブロック群中央が凹んでいることを確認。凹地形成の要因については、台地が形成された時からの由来である可能性が指摘され（図43・44）、これによりこのような凹地を選んで環状ブロック群が形成された可能性が判明した。

＜石材産地＞石器石材の産地を推定することにより人の移動（行動）範囲を推定

蛍光X線分析などの自然科学分析による石器石材の産地推定を行った。特に出土石材の約7割を占めるガラス質黒色安山岩では石材産地推定は重要と考え、蛍光X線分析の他、薄片プレパラートの顕微鏡観察によるクロスチェックを行うなど、その産地検討に力点を注いだ。その結果、黒曜石は神津島産（伊豆諸島）、高原山産（栃木県矢板）、信州産（長野県諏訪など）のものが認められ、ガラス質黒色安山岩は群馬県北部の武尊山産である可能性が強まっ

た。またその他の石材（玉髓・流紋岩・珪質頁岩など）においても栃木・茨城県産の北関東の石材が認められ、これにより墨古沢遺跡を中心とする当時の人々の行動範囲や移動ルートが推定することができた。

＜地層＞ローム層の分析により石器出土層の確実性を証明

下総台地東部では西部に比べ後期旧石器が出土する立川ローム層の色調の変化が乏しく、その層の区分についてはわずかな色調・含有物の違いにより調査担当者の経験上からその区分を行ってきており、個人差が生じている部分も見られた（図 35）。

そこで今回、地層区分が正確であるかどうか確かめるため、環状ブロック群出土層位（IX層・図 35）を中心とした立川ローム層中のテフラ（火山灰）・含有鉍物量の分析を行い、その結果と県内外の他遺跡の分析結果の比較から、本遺跡調査時の地層区分が間違いのないものであることが確認され、立川ロームIX層中部～上部段階の環状ブロック群であることが確定した。これにより県内及び関東地方他地域の同じ地層から出土した石器群と同時期のものとして比較検討を行うことができるようになった。また年代測定（AMS法）結果と合わせ、層位と年代値のひとつの貴重な例証（立川ローム層IX層上部＝約3万4千年前）を提示することができた。

◆新たな方法の開拓：後期旧石器時代遺跡の調査・研究の発展に寄与

＜新発想の調査＞難しいとされた後期旧石器時代の保存を前提とした確認調査の考案・実践

形態が環状であることを意識し、環状ブロック群の中心から放射状に調査トレンチを入れる方法や出土した石器は移動や取上げを行わず、出土した位置・標高・層位及び器種・石材等を記録して埋戻し、現状保存を第一に考えた調査を行うなど、これまで非常に難しいとされた保存を前提とした旧石器時代の範囲確認調査の方法を考案・実践し、確かな成果を得ることができた。

②副次的な価値

◆継続する人類活動の痕跡：後期旧石器時代以降の歴史

＜住み良さ＞縄文時代の遺構

墨古沢遺跡では後期旧石器時代より後も遺構・遺物において人々の痕跡が見られており、特に大きな集落が営まれるのが縄文時代中期（約4500年前）である。史跡地はこの縄文集落の端部にあたるが、範囲確認調査時には縄文時代中期の住居跡・陥穴等が見つかっており、これらは避けて下層の調査を実施し、保護を行っている。これら遺構は縄文時代以降から現代へと連綿とつながる人々の生活を示す貴重な痕跡として価値を示すものである。

◆郷土愛醸成の器：郷土・文化を育む地域の人々の活動とつながり

<地域活性>地域住民の積極的な活動

墨地区では江戸時代から続く獅子舞（墨獅子舞・千葉県指定無形民俗文化財）が今でも地域住民により伝承・演舞（毎年7月第3日曜日）がおこなわれている。また、大型商業施設（酒々井プレミアム・アウトレット）等建設により町外からの来訪者が急増する中で、その方たちをもてなす活動（沿道の花植え、ゴミ拾い活動など）をボランティアで実践する団体（墨ウエルカムロード実行委員会）が存在するなど、地元・郷土・文化を愛し、育むことにより地域の活性化が図られている地域である。

◆観光拠点の器：周辺諸施設とつながる立地環境の良さと地域の交流拠点

<つなぐ>活用に適した周辺環境

史跡墨古沢遺跡は県道（主要地方道富里酒々井線）沿いに位置するばかりではなく、平成25年にオープンした大型商業施設（酒々井プレミアム・アウトレット）等の主導線沿いでもあり（600万人/年）、また隣接して酒々井パーキングエリア（上り）が所在し、さらに町の観光施設であるしすい・ハーブガーデンや墨古沢遺跡の出土石器を展示している酒々井コミュニティプラザ（遺跡より約520m・徒歩約9分）が近接するという好条件を示している。これらがうまくリンクし、新たな町の観光拠点・交流拠点の器のひとつとして史跡墨古沢遺跡が存在しており、さらなる文化財の普及・地域の活性化につながっていくものと思われる。

(2) 史跡周辺を構成する各種資産の価値

史跡周辺を構成する主な資産は、史跡を利活用するために一体となった利用促進が考えられるもので、ここでは次の5点を重要なものとして挙げる。

歴史的な資産として

- ・環状ブロックの一部が広がっていた酒々井パーキングエリアの緑地帯（隣接）
- ・後期旧石器時代の活動の場をイメージさせる湧水・谷津等の地形（近隣）
- ・周辺の関連後期旧石器時代の遺跡（広域）

活用に関する資産として

- ・酒々井コミュニティプラザで展示されている史跡の解説・出土遺物（近隣）
- ・後期旧石器時代を学べる博物館・資料館（広域）

(3) 史跡の構成要素（図56、表15）

史跡を構成する要素は、「Ⅰ 本質的価値を構成する要素」と、本質的価値と密接な関係を持ちながら補完・補足してその価値を高めるプラス的な要素である「Ⅱ 史跡の保存活用に関する要素」、改善・中止・除去すべき要素などを含む「Ⅲ その他要素」に分けられる。

また、史跡指定地外で、「IV 史跡指定地の周辺環境を構成する要素」については、今後の調査・研究の進展や整備の進捗等に伴い定期的な見直しが必要とも考えられるため、史跡を取り巻く状況が変化した場合には、その都度見直しを図っていく必要がある。

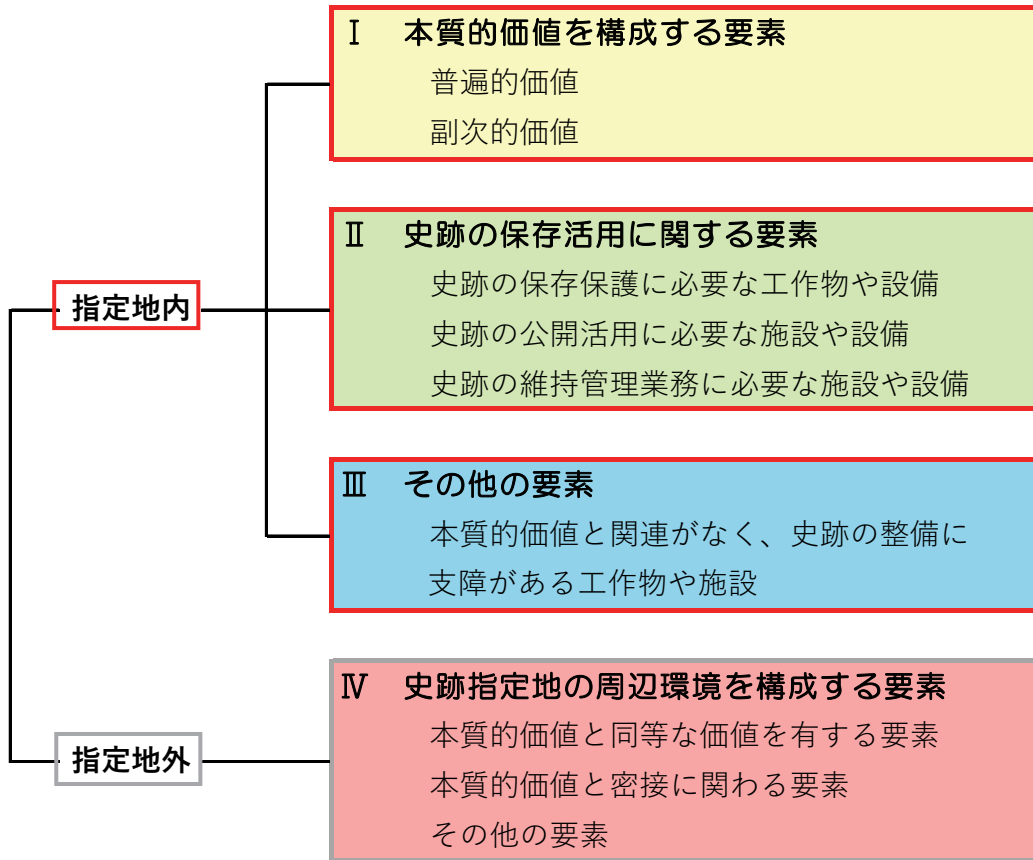


図 56 史跡の構成要素の分類

表 15 史跡の構成要素

史跡を構成する要素		具体的な要素
I 本質的価値を構成する要素		
普遍的価値	◆環状ブロック群の特殊性: 墨古沢遺跡の環状ブロック群が持つ比類なき個性 日本独特・日本の中心・日本最大級	環状ブロック群 史跡地内の遺構・遺物 出土遺物・調査資料 包含層・地層
	◆科学の目で調べる: 墨古沢遺跡の環状ブロック群解明にむけた研究及び研究資料 古さ・環境・遺跡立地・石材産地・地層	
	◆新たな方法の開拓: 後期旧石器時代遺跡の調査・研究の発展に寄与 新発想の調査	
副次的価値	◆継続する人類活動の痕跡: 後期旧石器時代以降の歴史 縄文時代の遺構	史跡地内の遺構・遺物 出土遺物・調査資料
	◆郷土愛醸成の器: 郷土・文化を育む地域の人々の活動とつながり 地域住民の積極的な活動	墨ウエルカムロード実行委員会
	◆観光拠点の器: 周辺諸施設とつながる立地環境の良さと地域の交流拠点 活用に適した周辺環境	酒々井リサイクル文化センター
史跡を構成する要素		具体的な要素
II 史跡の保存活用に関する要素		
史跡の保存保護に必要な工作物や設備		史跡境界杭
史跡の公開活用に必要な施設や設備		
史跡の維持管理業務に必要な施設や設備		
史跡を構成する要素		具体的な要素
III その他の要素		
本質的価値と関連がない工作物や施設等		畑、町道、電柱・電線、水道管、境界柵、植栽樹木、カーブミラー
史跡と関連する要素		具体的な要素
IV 史跡指定地の周辺環境を構成する要素		
本質的価値と同等な価値を有する要素		コミュニティプラザの展示 解説看板 酒々井PAの緑地帯
本質的価値と密接に関わる要素		町道・県道 酒々井PA、酒々井IC、 観光施設(商業施設・文化財)、 周辺の後期旧石器時代の遺跡・発掘資料、 湧水、谷津地形、 周辺の博物館・資料館
その他の要素		畑、境界柵、道路、植栽樹木、 民家、電柱・電線、水道管

第5章 保存活用への課題

史跡墨古沢遺跡では、日本最大級ともなる環状ブロック群の6割強が現存し、今もローム中に深く良好な状態で保存されていることが範囲確認調査で確認することができた。“地中深く”ということから遺跡の保存という観点からは申し分のない条件であり、今後遺構が直接破壊される危険性は非常に少ないものと考えられる。しかしながらただ「遺跡が保存されているだけ」の状態が良いというわけではない。史跡の現状は現況に見られるよう、どこにでも見られる畑や道路等であり、環状ブロック群の面影をうかがい知ることはできない。遺跡は適切かつ確実に保存されながらも、そして前章でみた史跡墨古沢遺跡の比類なき価値を整備・活用を通して社会へ伝達・還元することが重要であると考え。特に次節でも述べるように旧石器時代という一般になじみのない遺跡であれば、環状集落の規模・様相や当時の植生の表現、現在では現地で表現できない後期旧石器時代の気候や地形などの解説や実物の出土遺物が見られる施設等、史跡及びその周辺でのソフト・ハードを用いた様々な工夫をこらした方法が必要であると考えられる。

このため史跡指定が進められたことは大きな第一歩ではあるが、今後考えていかなければならない保存活用への課題は多く残されている。本章では史跡墨古沢遺跡の将来に向けて、課題をまとめることとする。

(1) アンケート結果の分析

①遺物展示見学者のアンケートから (図 57・表 16)

図 57 は史跡墨古沢遺跡に近接する酒々井コミュニティプラザで行われている遺物展示 (図 54、後期旧石器時代解説・史跡墨古沢遺跡解説・出土遺物展示など) 見学者のアンケートを集計したものである (H29. 9. 11~R2. 1. 31、回答数 141 名)。この結果に著しく表れているものとして、「旧石器時代」「墨古沢遺跡」の周知度が低く、内容を知っている人が少ないという結果である。一般の方々にも認知度が高い縄文時代以降のメジャーでダイナミックな歴史に比べ、人気・理解度が低いことが問題のひとつとして表れている。

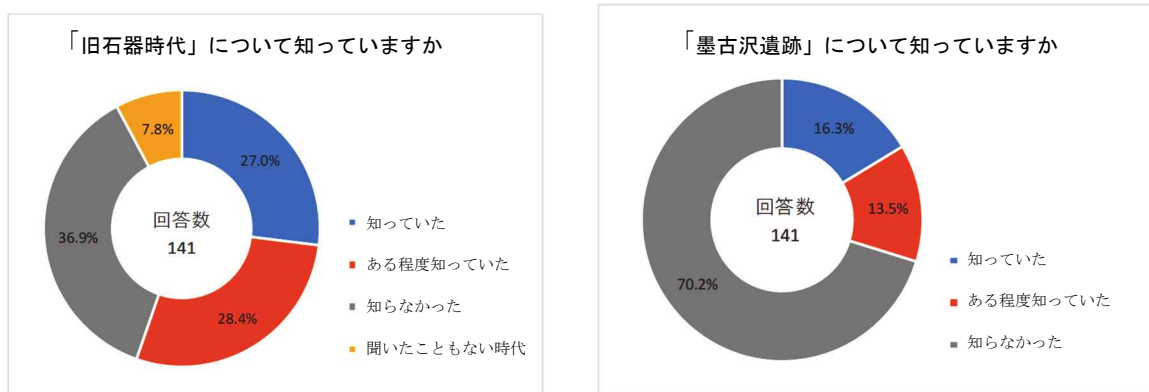


図 57 墨古沢遺跡展示アンケート結果

②記念講演会参加者のアンケートから

令和元年11月16日、墨古沢遺跡の国史跡指定を記念して行った「墨古沢遺跡国史跡指定記念講演会」の参加者アンケート（参加者数197名、回答者数157名/回収率79.7%）において、「今後、墨古沢遺跡の整備活用を進めるにあたり、どのような方針や方法、施設等が必要だと思いますか。」という問いかけを行った。遺跡に関心の高い方々に集まっていただくこともあり、今後の整備・活用に資する意見やニーズを汲み上げたい意図のもとである。その結果、下記のような回答を得た（表16）。

表16 墨古沢遺跡国史跡指定記念講演会の参加者アンケート結果

現地表示（復元）・解説の充実、工夫	18
史跡公園化（トイレ・駐車場等の便益施設含む）	14
資料館・ガイダンス施設	10
広くPR	7
体験施設	5
VR・ARの活用	2
周辺史跡（遺跡）・博物館との連携	2
環状ブロック群の全体表示	2
住民・人々の場所づくり	2

※回答は、自由記述で、記載内容から共通要望項目を集計（1回答内から複数項目の取り出した、回答数56）

前項①のアンケート結果とも関連して、やはり集計結果からは「後期旧石器時代・墨古沢遺跡を解説し、理解できる」という要求からか、工夫された遺構表現や資料館・ガイダンス施設の整備が望まれていることがわかった。また「人々が集い、楽しめるような公園のような場所づくり・便益施設の設置」、つまり「地域の安らぎの場所づくり」としての整備が望まれていることが表れた結果となった。

（2）現状と課題

以上2つのアンケート結果から、一般の方々が後期旧石器時代・墨古沢遺跡に対しどのような印象を持ち、それを改善するためにはどのようなことが望まれているのか、その一端が明らかになった。これらを加味し、さらにこれまで見てきた遺跡の概要・現況、価値、構成要素等を考慮した上で、史跡墨古沢遺跡の現状と課題を各項目ごとにまとめる。

①現 状

史跡墨古沢遺跡は令和元年10月16日に史跡指定を受け、保存活用事業についても始めたばかりであるため、史跡は指定を受けた現況のままであり（図48・49）、今後によるところが大きい。管理の中心は管理団体である酒々井町教育委員会が行っているが、民有地等は公有地化前でもあるので、史跡に影響がない範囲での耕作や維持管理範囲での樹木剪定・草刈りの継続も許可して所有者等に行ってもらっている。

現在の保存活用事業は史跡の調査研究事業（環状ブロック群にかかわる資料・情報収集、古環境復元のために採取したポーリング資料の花粉分析・年代測定の継続実施）と普及・啓発活動が中心である。普及・啓発活動ではこれまでと同様にパンフレットの作製・配布、酒々井コ

コミュニティプラザにおける発掘遺物の展示を継続して実施し、また一般の方々への周知を目的とした講演会、シンポジウム、史跡現地への解説板の設置などの事業を史跡関係者等と協力して進めている。

今後、保存・整備・活用に向けた取り組みは本保存活用計画の策定に合わせ、本格的に進める方針である。

②課 題

1. 保存管理

◆保存管理方針の明確化

最も重要な課題は、史跡墨古沢遺跡の最大の価値である地下に遺存する日本最大級の「環状ブロック群」がき損・滅失することがないように後世に確実に受け継ぎ、保存していくことである。そのためには史跡内の遺構・景観を保護するための現況そして将来を鑑みた地区区分、地区区分ごとの保存管理方針の設定、現状変更の確認、公有地化の推進等が必要である。

また史跡の隣接地・周辺域についても将来的な保存・活用に向けた地区区分・方針の明確化も合わせて行うべきである。

◆既存施設との調整

史跡指定地は、その大半が民有地の畑地として利用されている。その他に酒々井リサイクル文化センターの最終処分場埋立地緑地帯内にある高・中木の植栽や敷地境界のフェンス、公衆用道路（町道）や道路に伴う電柱・電線、水道管（道路下埋設）、カーブミラーなどが含まれ、既存施設が多く見られる。これらについて現段階では、いずれも現状での継続使用を行わなければならないことから史跡の保存を第一に考えた維持管理の調整が必要となる。

◆出土遺物・調査資料の保存

発掘調査で出土した遺物や調査資料についても、貴重な資料の保存のみならず、新たな価値の発見に向けた今後の再分析や再検討に備え、また活用を行っていくためにも確実な保存管理・整理が必要とされる。

◆環状ブロック群の調査・研究の推進

史跡墨古沢遺跡は全国でも数少ない後期旧石器時代の史跡であり、唯一の「環状ブロック群」の史跡である。そのため今後は環状ブロック群研究の中心としての役割を担い、活動していかなければならない。しかしそれらを実現するためには調査・研究体制の整備のみならず情報収集、出土遺物・調査資料の再検証、自然科学分析の新たな方法の検討・実施などを継続的に進めていく必要がある。

2. 活 用

◆「後期旧石器時代」「史跡墨古沢遺跡」周知のための普及活動

現在遺跡上には実態や空間が残っているわけではなく、今後の大きな課題として、この目に見えない対象の価値や意味を工夫して伝達・表現する必要がある。

遺跡から出土した遺物は、現在酒々井町が保管・管理し、一部は遺跡近隣に所在する酒々井コミュニティプラザのロビーにて展示が行われている（図 54）。その他にも史跡墨古沢遺跡の環状ブロック群の発見から様々な普及活動を通し、遺跡の周知に努めてきた（第3章(3)-⑥・P.68）。そして今後もアンケート結果①に見られる課題の一つである「後期旧石器時代」「墨古沢遺跡」の理解と周知の推進のため、地域住民を含めた一般の方々はその価値及び保存の意義を理解してもらう取り組みを、史跡を中心に行っていく必要がある。これには学校教育や生涯学習との連携も必要とされる。

◆周辺景観資源の活用

史跡墨古沢遺跡の周辺には、旧石器時代から長い時の変遷を経て様変わりしているものの、湧水や谷津地形が見られる。これらは旧石器時代当時に狩猟対象である動物が集まり、そして人々が活動していた場所でもあり、当時の景観を想像できる場所になる。また現在のものではあるが自然も豊富に残されており、これらを見せる、活用する取り組みも必要と考えられる。

◆周辺施設との一体的な活用

史跡墨古沢遺跡には隣接して酒々井PAが所在し、また周辺には大型アウトレットモール、温泉施設、町の観光施設や文化財など多くが所在する地域であり、観光振興としてこれらと連携した一体的な活用がなされるべきである。また広域にはなるが、酒々井町の歴史・文化、酒々井町外にも旧石器時代を学べる施設も存在することから、連携を図ることが求められる。

3. 整 備

◆環状集落の景観の復元

史跡墨古沢遺跡の本質的価値のひとつである日本最大級の大きさを表現し、また環状ブロック群を本質的に理解するためには、見学者に環状ブロック群（環状集落）全体を表現する整備が有効と考えられる。そのためには現在は失われてしまった酒々井PA緑地帯の部分を含めた整備が重要である。今後もネクスコ東日本と整備や活用の方法について協議が必要とされる。

また、遺構の表現方法や凹地地形の表現方法など工夫が必要であり、AR・VRの活用なども考えていきたい。

◆環状集落周辺の景観の復元

史跡墨古沢遺跡では自然科学分析により当時の古環境の復元がなされており、植生の様子が明らかになっている。現在の遺跡周辺とは異なる冷涼な気候下での植生であり、当時の生活環境を示す意味で植生の復元が望まれる。しかし現在の気候下でそれらが生育・維持できるかどうかは課題であり、種類や管理方法の検討が十分に行われるべきである。

環状ブロック群の北側は最終処分場埋立地の緑地帯にあたる。所有者である佐倉市、酒々井町清掃組合とは今後の整備・活用について前向きな話し合いが進められているが、整備にあたり安全上を考慮して埋立地内に立ち入れられない、見えない措置の要望がなされている。今後遺跡の景観を考えながら方法を検討すべき重要な部分である。

遺跡周辺に見られる湧水や谷津地形についても当時の人々の生活を理解する意味で重要であると考えられるが、景観維持・整備・見学については様々な制約も考えられるため、土地所有者等と十分に話し合い、理解を得ながら実現可能な方法（例えば AR・VR の活用やガイダンス施設等での展示など）を考えていきたい。

◆環状ブロック群を学び・理解する施設の設置

アンケート結果②（P.79）に示されているように「旧石器時代」「墨古沢遺跡」や「環状ブロック群」について見学者が学び・理解し、資料を見学するための施設（ガイダンス施設・解説看板等）の整備が望まれている。現在の酒々井コミュニティプラザで行われている展示ではスペースも限りがあり、遺跡から少し離れていることもあって今後の継続利用については検討を要する。また周辺遺跡から出土した多くの旧石器資料を紹介・展示できるスペースなども今後検討が必要であろう。

しかしガイダンス施設については、町の施設として今後の継続運営を考えた中でどのような形が良いか、人的・経済的・管理的な側面も見通して考えなければならないことも課題としてあげられる。

◆見学者のための便益施設の設置

史跡墨古沢遺跡への交通アクセスについては、現状では公共交通によるアクセス方法が十分とは言えず、自動車に頼らざるを得ない状況である。しかしながら近くを通る国道 296 号や東関東道酒々井 IC から遺跡までの案内表示や駐車場は現在のところ皆無であり、今後來訪者の利便性を高めるために充実していく必要がある。

また、来訪者の増加に備え、トイレ・園路・休憩施設・史跡を中心とした回遊路等の便益施設を整備して歴史公園化に向けての取り組みも必要である。

◆整備に向けた既存施設の取り扱い

史跡内にある工作物等として最も憂慮すべきものは環状ブロック群上にもかかっている町道の取扱いである。本町道は地元の生活道路、墨スポーツ広場へのアクセス（野球利用・防災ヘリポート利用）としての重要な役割を担っており、廃止は難しく、切り回し等の線形を県、ネクスコ東日本、酒々井町まちづくり課と協議しながら検討していかなければならない。また町道に付帯するものとして電柱・電線、道路下埋設の水道管等の取扱いについても関係諸機関と調整しなければならない。

また現在、酒々井 P A と佐倉市、酒々井町清掃組合の土地の境には金網フェンスにより敷地が分けられ、埋立地緑地帯には目隠し用の中・高木の植栽も存在している。これらについても今後の環状ブロック群本体の整備と合せ、その役割を考えながらどのように取り扱っていくか所有者・利用者と十分に調整・協議が必要である。

◆酒々井PAとの連携方法

史跡墨古沢遺跡は酒々井PAに隣接しており、将来的な展望として酒々井PAとの連携（人の往来・周知・誘導）が図られた整備が、話題の相乗効果を生み、今後の遺跡の活用やPAの活用、周知・集客（成田空港に近接することからも外国人観光客も含む）に向けてお互いに資すると思われる。そのための連携方法、管理運営の実現可能な方法を東日本高速道路株式会社と十分に話合っていくことが必要である。

4. 運営・体制

◆活用・維持管理体制の整備

史跡墨古沢遺跡の適切な活用・維持管理を図るため、地域住民と一体となった体制の構築が必要である。新たな組織づくりや既存の組織、町職員OBの協力など、多方面からのアプローチと協力が望まれ、活用・管理活動の中心となる拠点施設の整備も必要である。また史跡周辺の環境・景観維持にも土地所有者の協力を得ていかなければならない。

◆行政体制の整備

史跡指定地は酒々井町が管理団体に指定されている。今後、史跡の適切な保存と積極的な活用を図るため、地域住民と一体となった体制の構築が必要である。また墨古沢遺跡保存整備事業の行政的な位置づけ（文化財保護、観光振興、まちづくり等）も明確化していかなければならない。

第6章 大綱と基本方針

(1) 保存活用の大綱

本章では、史跡墨古沢遺跡の望ましい将来像を、「大綱」として次のとおり示す。

その価値を確実に継承していくこと

史跡墨古沢遺跡は、下総台地のほぼ中央、酒々井町に所在する後期旧石器時代の集落遺跡である。史跡墨古沢遺跡で確認された環状ブロック群の規模は、おおよそ南北 70m、東西 60m の範囲におよび、確認されている環状ブロック群の中でも最大級の規模である。また、確認された石器や出土炭化材などから、往時の人々の生活の様子や移動の範囲、古環境等が明らかになっている。

史跡は、後期旧石器時代はじめの人類社会のあり方を知る上で重要であり、良好な状態で保存を図ることができた遺跡として、その価値を確実に継承していくことを目指す。

多様な要素（史跡、湧水、地形、景観、植生など）に関連性を持たせた活用を図ること

史跡墨古沢遺跡は高崎川によって浸食された標高約 35～40m の台地上に位置し、史跡周辺の谷津には現在でも豊富な湧水が多数存在している。高崎川周辺には、飯積原山遺跡、飯積上台遺跡のような文化層が重複する大規模な遺跡を中心に、墨新山遺跡、墨木戸遺跡、尾上平台南遺跡などで後期旧石器時代を通じてその痕跡を確認することができる（図 27・表 6）。

このように後期旧石器時代全般に渡って、この台地や高崎川沿いに遺跡が存在していることから、史跡周辺をひとつのエリアと認識し、そのなかで多様な要素（史跡、湧水、地形、景観、植生など）に関連性を持たせた活用を図り、歴史的景観の向上やまちづくりに資する遺産としての活用を目指す。

地域の絆を深め、まちづくりに寄与することにつなげていくこと

史跡墨古沢遺跡の活用は、発掘調査などによる調査と十分な検証により、史跡の価値を顕在化させるとともに、土地と地域住民の係わりを活かして憩いの場としての活用を図り、また遺跡の多様な価値を高めることにより、地域の絆を深め、まちづくりに寄与することにつなげていく。

隣接地の計画的な実態解明とともに史跡の価値や魅力を積極的に発信すること

緊急調査により記録保存された環状ブロック群の西側は、現在は酒々井パーキングエリア内の緑地帯となっており、本史跡の最大の特徴である環状ブロック群全体の顕在化には土地所有者の理解と協力が不可欠である。また、史跡の隣接地での下層確認調査は部分的なものであり、史跡の価値を高める上では、そうした史跡隣接地の実態解明や適切な保存策も課題となっている。

さらに、史跡の現況はそのほとんどが畑で、遺構は地中に埋蔵されていることから、現状の

ままでは後期旧石器時代の史跡墨古沢遺跡の様相を体感しがたいという課題もあり、隣接地の計画的な実態解明とともに史跡の価値や魅力を積極的に発信することが求められる。

行政と地域住民、関連団体が協働した史跡の保存・管理や運営体制を構築すること

本保存活用計画では、上記の点を踏まえて墨古沢遺跡を確実に保存し、未来へと継承していくための保存管理のあり方を検討するとともに、史跡の価値を顕在化させ、地域住民や来訪者が史跡の価値を十分に理解し、愛着を持てるようにするために下のようなキャッチフレーズを示しつつ活用・整備の方針を提示する。そして、それらを推進していくため、行政と地域住民、関連団体が協働した史跡の保存・管理や運営の体制を構築していく方針を示す。

きゅうせっき きゅうせっきん
旧石器に急接近！
国史跡・墨古沢遺跡で時空を超える！！

(2) 保存活用の基本方針

大綱を踏まえ、史跡墨古沢遺跡の大枠の保存活用の基本方針を保存管理、活用、整備、運営・体制の4項目に分けて以下に示す。

保存管理の基本方針

- 史跡及びその周辺域に内包された様々な特性・条件を抽出し、諸要素に応じた確実な保存を行う。
- 史跡を総合的に把握・解明するため周辺の計画的な調査を推進し、遺跡保護の充実を図る。
- 史跡指定地の適切な維持管理を行うとともに、現状変更の取扱いの徹底を図り、公有化による史跡の保存を推進する。

活用の基本方針

- 史跡及び周辺の魅力を各種メディアを活用した多用な手法を用いて様々な世代に情報発信し、地域住民や来訪者が学び・交流する場とする。
- 環状ブロック群や後期旧石器時代の調査・保存・研究推進の中心としての役割を担う場として活用する。
- 史跡の周辺遺跡や文化財、諸施設と連携したまちづくりの場とし、町の観光振興・交流人口の増加を図る。

整備の基本方針

- 伝えるべき要素を抽出・整理する。
- 史跡最大の特徴である大規模環状ブロック群（環状集落）を顕在化し、誰もが理解しやすくなる視覚的・体感的な整備を行う。
- 史跡と周辺の自然・諸施設・人々との生業が融和する地域の景観形成を図る。
- 史跡の活用や調査研究の拠点となり、管理・運営活動を発展させる施設の充実を図る。
- 史跡周辺に所在する観光施設や地域の歴史・文化などの魅力を発信する場や機能を整備する。

運営・体制の基本方針

- 住民参画の保存管理や運営体制を確立し、史跡への愛着度を高めるとともに、持続的な活動に発展させる
- 史跡の円滑な保存活用を実施するため、庁内体制の確立や町諸計画内での位置付けを明確にし、事業の継続を図る。

第7章 保存管理

(1) 保存管理の方向性

ここでは史跡墨古沢遺跡を構成する諸要素を確実に保護、継承していくために、保存管理の方向性とその方法について整理する。

第5章でみた保存管理の現状と課題（P. 80）としては下記4項目があげられた。

- ◆ 保存管理方針の明確化
- ◆ 既存施設との調整
- ◆ 出土遺物・調査資料の保存
- ◆ 環状ブロック群の調査・研究の推進

以上の現状・課題を念頭に、史跡の本質的価値を構成する諸要素を保存継承していくためには、諸要素の性格や土地については現況諸条件の実態に応じて区分し、各要素や地区ごとの適切な保存管理の方法を定めて示していかなければならない。それには史跡範囲内外における現状変更に対する取扱い方針・基準や土地の公有地化方針も重要な要素として含まれ、関連法令との調整も必要となる。また土地に係るもの以外として、発掘調査を含むこれまでの蓄積資料の確実な保存管理も再検討・再分析のみならず今後の活用にも備えて必要である。

以降、各要素の適切な保存管理の進め方や取扱い方針・基準について、史跡の本質的価値を生かし、かつ良好な状態で継承していくため、その考え方を示すものとする。

(2) 保存管理の方法

①保存管理方針の明確化

保存管理の対象範囲

第3章(4)で述べたように、史跡を中心にその隣接する地区の発掘調査を実施している。本史跡の適切な保存・管理を図る対象は、史跡を中心に大きく周知の埋蔵文化財包蔵地である「墨古沢遺跡」の東端範囲とし、発掘調査成果や現況の土地条件を考慮し、次のとおり地区区分し、保存管理のあり方を提示する。

地区区分 (図 58-1・2)

A地区：国史跡指定範囲

A地区は史跡指定地で、本質的な価値である環状ブロック群の凡そ東半にあたる。

本地区は、民有地と佐倉市、酒々井町清掃組合（以下、清掃組合）、酒々井町が所有している土地で、現在の土地利用は、耕作地（畑）と清掃組合の緩衝緑地及び公衆用道路である。遺構は発掘調査が行われた後、適切に埋め戻しを行い、地下に保存されている。

A1地区

本地区は史跡指定地の東側で、かつて環状集落の東側が広がっていた範囲であり、

現在は民有地で耕作が行われている。

A2地区

本地区は史跡指定地の北側で、環状ブロック群の一部が広がっていた範囲であり、現在は清掃組合の所有地で、主に目隠し用の中・高木の樹木植栽や侵入防止用の境界柵の工作物で構成された酒々井リサイクル文化センター埋立地の緩衝緑地帯である。

A3地区

本地区は史跡指定地の東側と北側の道路で、環状ブロック群の一部が広がっていた範囲である。現在は酒々井町の町道である。

B地区：周知の埋蔵文化財包蔵地（墨古沢遺跡）のうち活用を推進する範囲

B地区は、周知の埋蔵文化財包蔵地である「墨古沢遺跡」の範囲の一部で、A地区との関連が深く、広がりが見込まれる史跡指定地の周辺に設定した。

B1地区

本地区は史跡指定地の西側で、かつて環状集落の西側の一部が広がっていた範囲であるが、緊急発掘調査による記録保存により、遺物はすべて取り上げられている。現況は酒々井パーキングの一部で、東日本高速道路株式会社の所有地である。

B2地区

本地区は史跡指定地に接する東と南の民有地で、現在の土地利用は畑地である、地区には環状ブロック群関連の明確な広がり確認できなかったが、往時の土地利用が推定される範囲である。

発掘調査が行われた後は埋め戻しが行われている。

C地区：周知の埋蔵文化財包蔵地（墨古沢遺跡）のうち確認調査を推進する範囲

本地区は、周知の埋蔵文化財包蔵地である「墨古沢遺跡」の範囲の一部で、埋蔵文化財の取扱いが終了する往時の谷地である現在の埋立地を除く、史跡の北側及び東側を範囲とする。地区の一部では上層の確認調査が行われており、史跡との関りがうかがえる。

現在の土地利用は、清掃組合敷地の緩衝緑地帯、墨スポーツ広場、公衆用道路のほか、東側には民有地の畑や住宅がある。

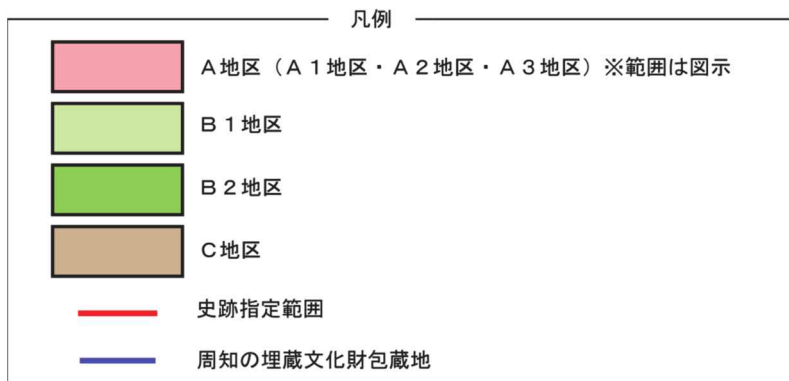
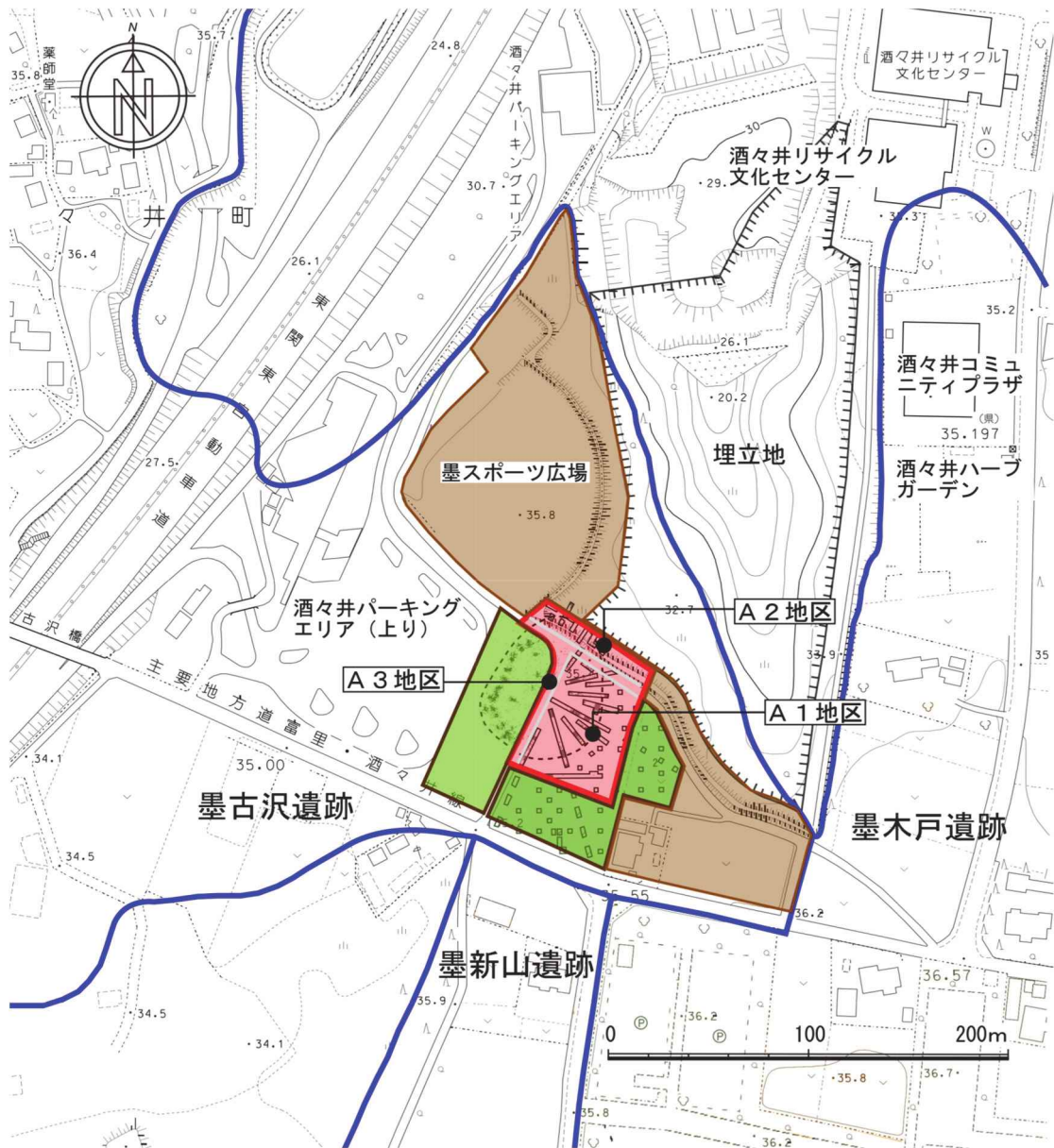


図 58-1 地区区分図①

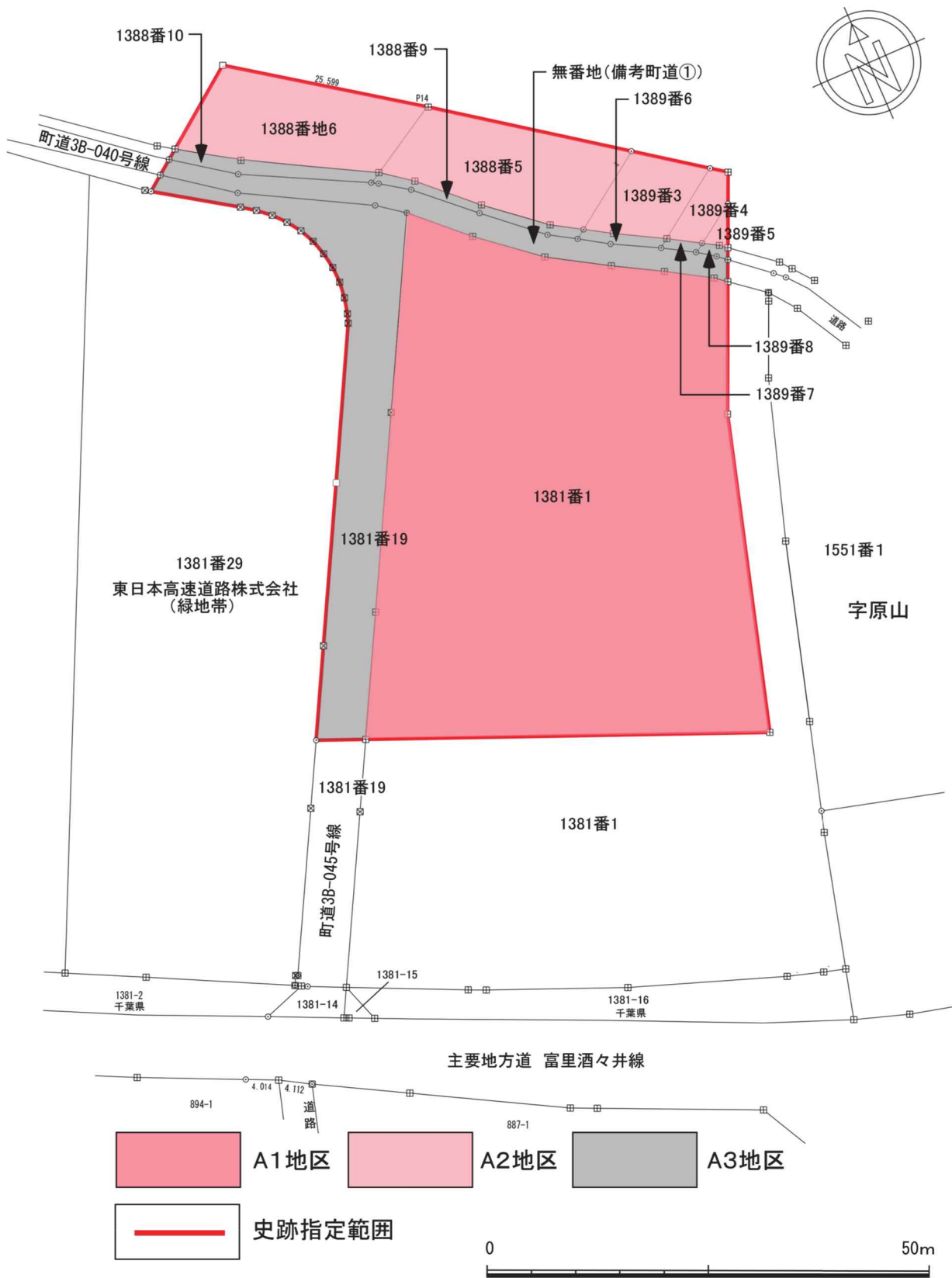


図 58-2 地区区分図②

地区区分ごとの構成要素（表 17）

区分した地区を構成する要素を抽出し、普遍的な価値を構成する要素、副次的価値を構成する要素、その他の要素に区分して整理する。

表 17 地区区分ごとの構成要素

地区区分	普遍的な価値を構成する要素	副次的価値を構成する要素	その他の要素
A地区：史跡指定範囲			
A1地区	<ul style="list-style-type: none"> ・環状ブロック群 ・石器等の遺物 ・包含層 ・遺跡が立地する地形 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧石器時代以外の遺構 	<ul style="list-style-type: none"> ・耕作地（畑） ・史跡境界杭
A2地区	同上	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・植栽（樹木） ・境界柵 ・史跡境界杭
A3地区	同上	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・道路（町道 3B-040 号線、町道 3B-045 号線） ・水道管 ・史跡境界杭 ・道路以外の工作物（電柱・電線、カーブミラー）
B地区：史跡指定地外（周知の埋蔵文化財包蔵地のうち活用を推進する範囲・墨古沢遺跡）			
B1地区	<ul style="list-style-type: none"> ・環状ブロック群のかつての広がり 	—	<ul style="list-style-type: none"> （酒々井パーキングエリア内緑地帯） ・園路 ・樹木 ・境界柵
B2地区	<ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵遺構・遺物 ・遺跡が立地する地形 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧石器時代以外の遺構 	<ul style="list-style-type: none"> ・耕作地（畑） ・解説板
C地区：史跡指定地外（周知の埋蔵文化財包蔵地のうち確認調査を推進する範囲・墨古沢遺跡）			
C地区	<ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵遺構・遺物 ・遺跡が立地する地形 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧石器時代以外の遺構 	<ul style="list-style-type: none"> ・墨スポーツ広場 ・住宅（進入路や塀・門等を含む） ・耕作地（畑） ・埋立地の緩衝緑地帯の植栽（樹木）・境界柵 ・道路（町道 3B-040 号線） ・道路以外の工作物（電柱・電線、フェンス）

保存管理の方法（表 18・20・21）

先に示した地区区分ごとに、現状変更の取扱いや発掘調査、追加指定と公有化、整備の方向性を整理する。

A地区：史跡指定範囲

本地区は、民有地や清掃組合敷地及び町有地等である。現況は、耕作地（民有地）、清掃組合敷地は緩衝緑地帯で、町道が西及び北側にある。地区は史跡の本質的な価値を構成する環状ブロック群や石器等の遺物が存在する重要な範囲である。

史跡地内であることから本地区における現状変更は表 20・21 に基づき厳密に行うものとする。

A1地区

国史跡指定範囲として史跡の保存と調査成果に基づいた史跡の活用を図る。また、早期に公有化を進める範囲とする。当面の保存管理は、管理団体による点検と土地所有者や耕作者等による維持管理を行う。

A2地区

国史跡指定範囲として史跡の保存と調査成果に基づいた史跡の活用を図るため、土地所有者との協議を進める範囲とする。また、当面の保存管理は、管理団体による点検と土地所有者による維持管理を行う。

A3地区

国史跡指定範囲として史跡の保存と調査成果に基づいた史跡の活用を図る。また、当面の保存管理は、管理団体による点検と町道管理者による維持管理を行う。

前記した点検と維持管理の具体的な行為を次に整理する（表 18）。

点検業務

- ・日常的点検は、管理団体が所有者等の協力を得ながら、本質的な価値を構成する要素や史跡周辺の見回りによって、保存状況の変化が見られないかなどの点検を行う。
- ・臨時的な点検として、自然や人為的災害や事故が生じた際は、管理団体が所有者と共に隣接する指定地内外をふくめた現状確認を行う。
- ・整備後には定期的な点検として、整備した諸施設や植物に対し、経年劣化や必要な保安点検等を実施する。

維持業務

- ・維持業務は、土地所有者と管理団体が協議し、区分して行う。
- ・災害や事故等による大規模なき損が生じた場合は、管理団体と所有者等が協議のうえ、本格的な復旧対策を講じる。
- ・公有地化後は管理団体である酒々井町が維持業務を行う。

- ・整備後の維持管理措置は、整備した諸施設に応じて施設の施錠や清掃、植物等には除草や病虫害駆除、剪定等が必要となる。

表 18 点検と維持の内容

維持管理	点検	史跡の主要な価値を構成する要素、保護に有効な要素の施設等の見回り、保守点検など
	維持	所有区分に応じた史跡の清掃や除草、植栽の維持的な行為 既存工作物や他設置物等の軽微な補修（管理者）
復旧	遺構保存	史跡の劣化および風化等の進行防止のための処理や植栽などの管理、改善等
	修復	き損や劣化している遺構の復旧と価値の低下した一部遺構の復元等

※表に示す維持管理以外の措置は、原則として現状変更の対象となる。

B地区：周知の埋蔵文化財包蔵地（墨古沢遺跡）のうち活用を推進する範囲

B1地区

本地区は、環状ブロック群の西半が確認された範囲であり、現況は酒々井パーキングエリアの一部である。地区は史跡の本質的な価値を構成する要素である環状ブロック群のかつての広がりを生かすことが課題で、そのため所有者である東日本高速道路株式会社の理解と協力を得ながら、史跡範囲と一体的な活用を目指す。

B2地区

本地区は、既に確認調査が行われた史跡指定地の南と東の範囲で、北と西に町道が接し、南は主要地方道に面している。現況は耕作地（民有地）である。

調査結果から、環状ブロック群の広がり確認できないものの、一体的に使用された広がりとして、A1地区とのつながりを生かした活用を目指す。

本地区の現状変更の取扱いは、周知の埋蔵文化財範囲としての取扱いとし、地区の民有地は計画的に公有化を進める。

C地区：周知の埋蔵文化財包蔵地（墨古沢遺跡）のうち確認調査を推進する範囲

本地区は、史跡の広がりがうかがえる範囲で、現況は緩衝緑地帯や墨スポーツ広場（清掃組合敷地で災害有事の際の使用協定がある）、東は畑や宅地、公衆用道路がある。

地区は、所有者と協議しつつ史跡に配慮した現状維持を基本とした保存活用を進める範囲とし、史跡墨古沢遺跡に近接する方向の景観が大きく損なわれることがないように景観維持に配慮を求める。

本地区の現状変更の取扱いは、周知の埋蔵文化財範囲と同様とし、必要に応じた確認調査を実施し、遺構の解明を図るとともに追加指定や公有化は調査成果に応じて検討するものとする。

また、地区一帯は、都市計画法上では、市街地調整区域に含まれている。本町ではこの区域の土地利用のあり方を示すため「市街地調整区域における土地利用方針及び地区計画ガイドラ

イン」を策定している。この土地利用には、史跡指定地や農用地は含まれないものの、墨地区の東関東自動車道東側の区域は、既存施設を活かしながら南部地区新産業団地の来訪者をまちなかに誘導するための、酒々井の魅力を発信する観光施設の立地など、いわゆる交流人口の増加を図ることを土地利用の方針としている。

上記の現状変更の取扱基準を遵守しつつ、酒々井の魅力を発信するためには、史跡をわかりやすく整備するとともに、史跡の立地する土地や既存の景観を新たな交流人口増加のための要素として活かしていくことが重要である。

追加指定と公有化（表 19）

追加指定の方針

史跡墨古沢遺跡は、周知の埋蔵文化財包蔵地の中に位置し、史跡の隣接地には本質的な価値を構成する要素や関連する多くの遺構や遺物が埋蔵されている可能性がある。追加指定は既知の発掘調査成果や今後の計画的な発掘調査を踏まえ、本質的な価値の保存に必要な範囲を検討し、史跡の追加指定の検討を図っていく。

以下に、地区毎の方針を整理する。

• B1地区

本地区は環状ブロック群の広がり確認され、既に発掘調査が行われ、石器等を取り上げて遺跡は失われている。また、現況は酒々井パーキングエリアの一部として活用されているため、新たな追加指定は行わない。

• B2地区

本地区は確認調査済み範囲で、A地区の環状ブロック群の広がり確認されていないため、追加指定は行わない。

• C地区

本地区の開発の際には、必要に応じて上層下層の確認調査を行うことを原則とする。その際に本質的な価値を構成する要素が確認された際は、追加指定を含めた保存方法について検討を行う。

- 北側の清掃組合所有地内の緑地帯は、下層の計画的な確認調査を進め、A地区の環状ブロック群と関連する遺構や遺物が確認される時は、指定地の拡大を検討する。また、東側範囲は必要に応じて上層下層の確認調査を行った後に、必要に応じて追加指定を含めた保存方法について検討を行う。
- 墨スポーツ広場は原則として現状維持を図る地区とする。ただし、C地区（北側の清掃組合所有地内の緑地帯）における調査で、遺構の広がり確認された際には、再度取扱いについて検討を行う。
- 他は開発の際に、上層下層の確認調査を行うことを原則とする。その際に本質的な価値

を構成する要素が確認された際は、追加指定を含めた保存方法について検討を行う。

公有化の方針

A地区での公有地はA3地区（公衆用道路）のみであり、史跡の確実な保存を図るため、早期に公有化を図る地区とする。また、遺構の保存や将来的な史跡の保存活用を考慮し、緊急の対応が不可欠と判断される場合は、史跡指定の協議のうえ、積極的に公有化を図っていく。

地区区分したB地区は、史跡地外に設ける必要がある展示・ガイダンス施設や手洗所、駐車場等の用地として適切な場合は、必要な条件が整い次第公有化を進める。

表 19 地区別の発掘調査・追加指定・公有化の方針

地区/項目	発掘調査	指定及び追加指定	公有化
A地区	終了（範囲確認調査）	現在の史跡指定範囲	恒久的な保存のため、早期に公有化を進める。
B1地区	終了（記録保存本調査）	—	土地所有者と協議を図りつつ、史跡活用の展示・ガイダンス施設・便益施設等の用地として適切な場合は、公有化を図る。
B2地区	基本的に終了しているが、整備活用の必要性に応じて確認調査を行う	—	
C地区	既知の調査成果に応じて必要な調査を検討する。	史跡の本質的な価値を構成する要素が確認された場合は追加指定等の保存方法を検討する。	土地所有者と協議を図り、左記に確認された遺構が検出された場合、保存活用の取扱について協議を進める。

②既存施設との調整

史跡墨古沢遺跡を構成する諸要素（表 17）は、史跡の価値を損なうことがないようその取扱いについて調整を図る必要がある。

・既存の植栽管理

新規植栽等を行わず、既存樹木の維持を優先した管理が必要となる。なお、枯損木の伐採等も許可が必要となる。

・工作物

道路等は今後策定される整備計画に基づき、計画的に史跡外に迂回できるように検討する。

道路下の水道管は史跡外へ配管を検討していくが、当面の間は史跡保護に影響はなく、活用に支障が生じないように配慮しながら維持管理を行う。

電柱等は今後策定される整備計画に基づき原則史跡外へ配線替えを検討する。

史跡外に設置される管理柵等も史跡景観に調和した仕様を検討していく。

③出土遺物・調査資料の保存

史跡墨古沢遺跡で確認された石器や炭化材等の出土遺物や調査記録類は、環状ブロック群の調査・研究を進める上で、その価値を損なうことがないよう厳密な保存を図る必要がある。そ

のため、調査研究の場はもとより、活用もスムーズに行えるように適切な保存環境を整えることが重要である。

- ・出土遺物（旧石器・炭化材・縄文土器・縄文石器等）
- ・発掘調査記録類（図面・写真・各種台帳等）
- ・地質ボーリング採取資料・記録類
- ・これまで作成した普及用パネル等

④環状ブロック群の調査・研究の推進

後期旧石器遺跡の発掘調査、自然科学分析の手法、保存・活用・整備の方法を研究推進する場として活用する。

史跡墨古沢遺跡における石器を残す発掘調査手法は、これまでに前例のないもので、発見の機会が限定される同時代の遺跡において、遺物が現地保存されることは画期的な成果といえる。また、石器や自然科学分析手法なども大きな進展を見せており、取り上げた石器・炭化材類のみならず、埋蔵保存された石器についての保存・分析に向けた調査・研究のための新たな発掘調査手法の技術向上を図りつつ、類例の少ない後期旧石器時代史跡の整備・活用を通して、まちづくりに生かす手法などの情報交換や研究推進の場として発展させていく。

- ・発掘調査や必要な自然科学分析などを推進するとともに、調査研究成果の情報発信や情報交換を積極的に行う。

調査研究成果の発表、情報誌の刊行

- ・後期旧石器時代遺跡の保存・整備やまちづくりに生かす取り組みを行う自治体や考古学・自然科学・保存科学等を専門とする大学・研究機関などとの連携交流により、これまでの成果の再検証や新たな方法の検討・実施・情報交換を進める。

年代測定、石材原産地推定、古環境の復元

大学と連携した整備方法の検討・作業（住居跡の復元作業・植生景観の復元作業）

表20 現状変更許可区分

許可の有無及び許可者	許可申請区分	内容	その他留意点
許可が不要なもの	非常災害のために必要な緊急を要する措置	<ul style="list-style-type: none"> ・き損、又は衰亡している場合に、現状に戻すための復旧工事 ・き損、又は衰亡している場合に、被害の拡大を防止するための応急措置 ・き損、又は衰亡している場合に、その復旧が明らかに不可能である場合の除去措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り史跡への影響がないように配慮すること ・終了後、「史跡減失、き損届出」を提出すること（『特別史跡天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則第6条参照』）
	史跡の維持管理上必要な措置	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の日常的な維持管理（樹木剪定、伐根を伴わない倒木除去、枝払い、下草刈りなど） ・既存施設や工作物の日常の維持管理 ・畑の耕作 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の行為については、史跡地自体に影響のないものとする
	日常的な土地利用		
許可が必要なもの 千葉県教育委員会	文化財保護法施行令第5条第4項第1号の規定に該当するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模建築物で2年以内の期間を限って設置されるものの新築、増築又は改築 ・工作物の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から50年を経過していないものに限る） ・道路の舗装若しくは修繕（土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないもの） ・文化財保護法第115条第1項に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修 ・電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修 ・木竹の伐採 ・史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状変更を計画する場合、早めに協議を持ち、調整すること ・事前に申請するとともに許可を受けた上で実施すること。 ・申請書は酒々井町教育委員会を経由すること。
許可が必要なもの 文化庁長官	文化財保護法第125条の規定によるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の行為 	同上

※許可の有無に係らず、事前に国・県と協議を行う。

表2-1 地区区分ごとの現状変更取扱基準

地区区分 /現状変更	史跡指定地内			埋蔵文化財包蔵地		
	A 1 地区	A 2 地区	A 3 地区	B 1 地区	B 2 地区	C 地区
現況	民有地 耕作地 (畑)	清掃組合敷地 緩衝緑地帯	酒々井町 町道	東日本道路株式会社所 有地酒々井パーキングエ リア	民有地 耕作地 (畑)	清掃組合敷地 (緩衝緑地帯) (墨スボーツ広場) 民有地 (畑)
建築物	・ 建築物の新築は認めない。		・ ※道路敷であるため 建築物は新築できな い。	・ 周知の埋蔵文化財包 蔵地として取り扱 う。 ・ 地区はA地区全体と 一体的な活用を図る ことができれば、A 1 地 区と協力を求める。	・ 周知の埋蔵文化財包 蔵地として取り扱 う。 ・ 公有化後は、A 1 地 区と同様の取扱いと する。	・ 周知の埋蔵文化財包 蔵地として取り扱 う。 ・ 土地所有者等に遺跡 の保護について理解 と協力を求める。
道路	・ 道路の新設は認めない。		・ 既存道路の拡幅・改 修・撤去は、既存の 掘削範囲内に収まる 場合のみ認める。	・ 土所有者等に協力を 求める。 ・ 協議後は、史跡の保 存活用に資する道路 新設は別途協議を行 う。	上記同様	上記同様
工作物	・ 道路以外の工作物の新設及び既存工作物の改修・撤去は、史跡の保 存活用に資するものに限る。 ・ 既存の掘削範囲内に収まる場合のみ認める。			・ 土所有者等に理解 と協力を求める。 ・ 協議後は、A 1 地区 と同様の取扱いとす る。	上記同様	上記同様
地形の改変	・ 史跡の保存活用に資するもの以外は認めない。			上記同様	上記同様	上記同様
樹木・植栽	・ 新規植栽は、保存活 用に資するものに限 り認める。 ・ 新規植栽は、史跡の 保存活用に資するも のみに限り認める。 ・ 史跡保存に影響のあ る樹木については伐 採を認める。 ・ 伐根は遺構等に影響 を与えない場合に認 める。		-	上記同様	上記同様	上記同様
耕作	・ 史跡保護に影響を与えない。		-	上記同様	上記同様	上記同様
発掘調査	・ 史跡の保存活用に資するものに限る。			発掘調査終了	発掘調査終了	発掘調査終了

第8章 活用

(1) 活用の方向性

ここでは先にあげた現状と課題に則し、史跡墨古沢遺跡を活用していくための方向性について整理を行いたい。

墨古沢遺跡ではこれまでも現地説明会や講演会、各所での成果発表、展示、パンフレット等により周知・広報を行ってきた。しかし、これからは史跡の価値を持続的に享受できるような活用のあり方を検討し実践する必要がある、それらを可能にする各種の支援や必要な設備、各方面との連携や協働の体制構築に取り組むことが求められる。

史跡墨古沢遺跡の本質的な価値である環状ブロック群は、現在は埋蔵保存された状態であることから、積極的な公開活用の取組みによって、その価値を顕在化させる整備が必要であるが、これについては「第9章整備」で述べることとし、ここではより包括的な意味での活用の方向性を示すこととする。

また、史跡そのものの本質的な価値を学び知るための方法に加え、史跡の学術研究により理解できた点、史跡と関連のある様々な環境を含めて一体的に捉えることにより、魅力ある地域の資源としての活用に結びつくものと考えられる。

以降、現状と課題（P.80）で示した下記3項目にどのように取り組んでいくかを基本的な方向性とし、このような多面的な魅力を持つ地域資源である史跡をいかに活用していくかについてまとめる。

- ◆ 「後期旧石器時代」「史跡墨古沢遺跡」周知のための普及活動
- ◆ 周辺景観資源の活用
- ◆ 周辺施設との一体的な活用

(2) 活用の方法

4つの方向性に沿って、既に活用しているものを含め、具体的にどのような展開を目指していくのかを次に示す。

①「後期旧石器時代」「史跡墨古沢遺跡」周知のための普及活動

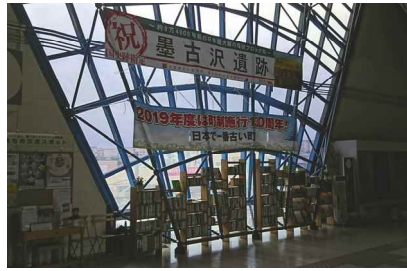
地域の人々が遺跡を愛し、コミュニティの活動を促進・発展させていく場として活用する。

これから墨古沢遺跡を活用していくための重要な要素として、地元を含む地域の人々が遺跡を知り、愛着を持って、これからの考えることが肝要である。これにより史跡の地域コミュニティの活動の場や憩いの場としての役割が生まれ、地域住民が史跡や周辺域を舞台として行う関連事業の周知や活用を支援するとともに、地域住民と来訪者、あるいは関連団体などとの交流の場が生まれると考えられ、史跡の活用と共にコミュニティ活動の促進・発展を促す。

- ・地元や地域住民の方々への遺跡の周知を行う（図 54・59）。
講演会・シンポジウムの開催、酒々井コミュニティプラザにおける展示、
史跡指定横断幕の設置、各種講座への講師派遣、町広報誌を利用した遺跡の解説、
町職員への史跡の内容周知
- ・史跡の公開活用の方法について、地域住民の意見を十分に取入れた計画策定と、地域に
おける担い手の育成活動を支援する。
- ・地域住民と行政との協働による史跡の保全活動や行事等を共催で行う。



R1 年度 指定記念講演会



R1 年度 横断幕(JR 酒々井駅)



広報ニューすい(R1.7月号)

図 59 周知活動事例

地域の特色ある旧石器の歴史文化を情報発信する、地域学習の場として活用する。

学校教育や生涯学習活動の題材となるように、児童・生徒のほか、教員や親世代、盛年世代などを対象に、多様な手法による情報発信を行うとともに、学校や図書館、公民館と連携した学習、教育のためのプログラムを企画・提案する（図 60）。

- ・ガイダンス施設(将来的に設置を検討するもの)を拠点とした解説・情報発信活動の実施。
史跡の解説、遺物の展示（墨古沢遺跡・周辺遺跡）、解説ガイド、体験ナビゲーター等
- ・学校教育と連携し、校外教育活動や遠足等の学校行事への活用を進め、児童、生徒が史跡を訪れて地域の歴史を感じとることができる機会を設ける。

出張授業、体験発掘、遺跡・展示見学



H29 年度 小学生体験発掘



R1 年度 青少年おもてなしカレッジ 講義(左)と指定記念講演会での遺跡紹介



図 60 学校教育・生涯学習との連携事例

- ・地域の歴史学習を取り入れた学校内での授業で史跡について学び、子供たちへの啓蒙活動を進めることにより、祖父母・親子の三世代での学びと参加をうながし、史跡のみならず地域の歴史・伝統の後世への継承につなげていく。

「酒々井学※」の推進

※酒々井学とは酒々井町の地域素材を使って、教科等の学習内容と関連づけて作成した学習プログラムを通して実践するふるさと学習（地域学習・地域活動）。酒々井町の歴史・文化・自然等について知ることで、郷土に対して愛着と誇りを持ち、町民としてのふるさと意識（参画・定住）を育むことを目的とする。

- ・生涯学習課独自または公民館・図書館と連携した史跡の紹介や出土品の見学、体験学習、講座等を開催し、学び・知る機会を積極的に提供する。

生涯学習課：講演会、シンポジウム、体験学習等

公民館：公民館講座（青樹堂・青樹堂師範塾）、青少年おもてなしカレッジ等

②周辺景観資源の活用

魅力ある地域づくりのための資源として活用する。

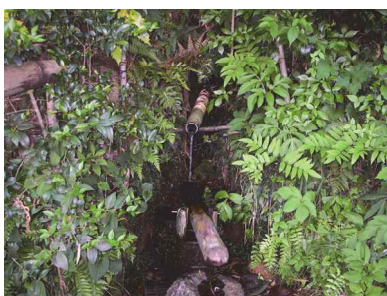
史跡は日本最大級の環状ブロック群を有しているが、ここに集う人々の足跡は、周辺の森、地形、湧水点や河川等に広がる。現在の地形や自然は3万4千年前の風景とは相違するが、当時の人々にとって一定期間の生活エリアであった範囲は今もここに存在している。

それらを一体的に活用していくことによって、地域の多面的な魅力を引き出すことができ、そうした点を活かした地域づくりに貢献できる（図61）。

- ・後期旧石器時代の人々の生活のエリアを体感できるような散策路や視点場の設置を行う。

湧水、谷津地形、景観、動植物

- ・発掘調査の成果から明らかになった往時の植生や自然環境などを、地域の景観形成の要素として活かしていく。



長町の湧水(遺跡の北約850m)



遺跡周辺の谷津景観



高崎川の谷津景観

図61 遺跡周辺の景観資源例

③周辺施設との一体的な活用

周囲の多様な観光施設・地域資源との連携により、観光振興の柱として活用する。

墨古沢遺跡の周辺には、酒々井PAや年間約600万人が訪れる大型アウトレットモールをはじめとし、多種多様な観光施設・文化財等が所在する。これら施設の連携によって相互の周知

やPRを図られることにより、様々な趣味・趣向・目的で楽しめる観光地域の創出・話題作りができ、相乗効果による知名度のアップ、集客率の向上が見込まれる。

- ・隣接する酒々井PAと連携する。

話題作り「史跡が隣接するPA」、PAから史跡へ史跡からPAへ
酒々井パーキングエリア内のサービス施設に映像案内等を流す

- ・周辺の観光施設と連携する。

酒々井プレミアム・アウトレット、酒々井温泉 湯楽の里、まるごと酒々井、
しすい・ハーブガーデン、酒々井コミュニティプラザ、酒々井リサイクル文化センター
情報発信・パンフレット配布等の依頼

成田空港における情報発信（外国人観光客の取り込み）

酒々井プレミアム・アウトレット買い物ツアーとのパッケージ

- ・周辺文化財と連携する。

飯積の大杉、飯積の泉、六所神社、墨の獅子舞（7月第三日曜日）

（広域・町内）国史跡本佐倉城跡、旧酒々井宿、酒の井の碑など

（広域・町外）国立歴史民俗博物館、房総風土記の丘資料館など

- ・キャラクター及びキャラクターグッズの開発・展開を行う。

第9章 整備

(1) 整備の方向性

前章にならい、ここでも先にあげた整備の現状と課題に則し、史跡墨古沢遺跡の整備を行っていくための方向性について整理を行いたい。

史跡墨古沢遺跡の整備では、遺跡の主要な価値を表現しつつ、後期旧石器時代・環状ブロック群を理解するための整備が必要である。整備は価値の顕在化、公開活用のために必要な設備等を整備していくほか、現在ある工作物等（町道・境界柵・植栽等）を整備のレイアウトの中でいかにうまくバランスを取って将来的により良い方向性に持っていけるか、また情報発信や活用の拠点としての人々が集うことのできる施設整備も必要になる。さらに隣接する酒々井パーキングエリアとの連携により、環状ブロック群全体を表現し、かつ相互通行を可能として、これを魅力・話題とした効果的な活用ができるような整備を考えたい。

墨古沢遺跡は前章活用の中でもふれたが、大型アウトレットモールには年間600万人が訪れ、成田空港と東京を結ぶ東関東自動車道には外国人を含め多くの人々が行き交う好立地環境に恵まれている。これらを取り込むために工夫を凝らした、周辺施設にも見劣りしない話題・魅力ある整備を考えていかなければならないであろう。

以上を念頭に、現状と課題（P.81）で示した下記6項目にどのように取り組んでいくかを基本的な方向性とし、いかに史跡の本質的価値、周辺の好立地環境を活かす整備を行っていくかについてまとめる。

- ◆ 環状集落の景観の復元
- ◆ 環状集落周辺の景観の復元
- ◆ 環状ブロック群を学び・理解する施設の設置
- ◆ 見学者のための便益施設の設置
- ◆ 整備に向けた既存施設の取り扱い
- ◆ 酒々井PAとの連携方法

(2) 整備の方法

これからの整備について、6つの方向性に沿って具体的にどのような展開を目指していくのかを次に示す。

①環状集落の景観の復元（図62）

日本最大級の大きさを表現し、環状ブロック群の全体を表現する整備。

墨古沢遺跡の環状ブロック群を直感的・本質的に理解してもらうために、本質的価値のひとつである日本最大級の大きさを表現し、見学者に環状ブロック群（環状集落）全体を表現する

整備を行う。さらに人々の生活が想像・理解できる整備を行う。

- ・環状ブロック群全体を表現し、大きさ・形態を実感させる。

現在は失われてしまった酒々井PA緑地帯の部分や清掃組合敷地内を含めた全体整備
用地の利用方法、フェンスの取り扱い、町道の付け替え方法の検討

- ・環状集落の表現の方法については先行事例等を把握・調査し、学術的成果を盛り込みながらコストや維持管理等も考慮したもっとも効果的な方法を十分に検討する。

範囲の明示、凹地地形の明示、ブロック位置の明示・表現法の検討

復元(的)住居一どのような利用(活用)方法を想定するのか

どのような上屋の形態にするのか

材質は何を用いるのか(リアリティか、耐久性か)

棟数やブロックとの位置関係

小型模型の設置、人形等を用いた人々の生活の表現・動物の表現、AR・VRの活用

②環状集落周辺の景観の復元

自然科学分析で明らかにされた、現在とは景観が異なる古植生の復元整備。(図62)

後期旧石器時代当時、冷涼な気候下であり現在とは異なる景観を有していた後期旧石器時代当時の古植生を理解してもらうため、自然科学分析の成果に基づいた植生の復元整備を行う。

- ・古植生の復元

現在の気候下での管理・育成を十分に検討し、樹種を検討する

樹種、範囲・密度について、周囲の景観に十分に配慮を行う

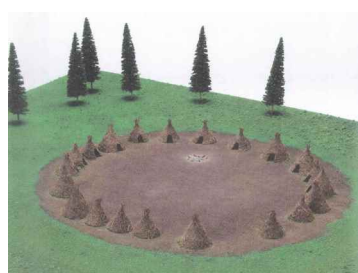
維持・管理方法について、人材・体制の確保を図る



群馬県岩宿遺跡屋外展示
(住居イメージ)



韓国スヤング遺跡屋外展示
(スヤング遺跡HPより)



群馬県下舐牛伏遺跡復元想像
(小菅2006より)



宮城県富沢遺跡保存館植生復元
(仙台観光情報サイト仙台旅日和HPより)



群馬県岩宿遺跡屋外展示
(植生復元イメージ)

図62 後期旧石器時代遺跡の整備・表現例

最終処分場埋立地の景観を取り込んだ整備。(図 63)

環状ブロック群北側の最終処分場埋立地については整備にあたり埋立地内への侵入防止及び遮蔽措置の要望が清掃組合よりなされている。侵入防止措置は安全面から考えても必要な要素であるが、見えなくすることについては、史跡全体の景観を阻害し、また遺跡が所在する人間活動の痕跡である土地利用の変化、人とともに歩んできた景観の変遷など史跡及びその周辺の人類活動を物語る重要な価値を活かしきれないこととなり、そのためにもぜひ埋立地の景観を取り込んだ工夫を凝らした整備が行われるべきである。



図 63 酒々井リサイクル文化センター内遠景
(境界柵外から中を望む)

- ・昔からのゴミ捨て場～後期旧石器時代の遺跡も石器製作後のゴミ捨て場～をテーマに、現在との接点・共通点を探る見せ方の検討。
- ・史跡の価値を高めるため、フタを閉めるのではなくあえて少し見せて、かつて広がっていた原風景を想像させる見せ方の検討。
- ・境界柵の形態や範囲については、景観を第一に考慮して十分に検討する。
- ・範囲・密度、樹種を考慮した古植生の復元整備に合せた植栽により、原風景想像への効果を高める。

後期旧石器時代の生活空間を想像させる湧水や谷津地形の景観を活かした整備。

長い年月により景観は変わりながらも、遺跡周辺に見られる湧水や谷津地形も当時の人々の生活を想像させるための重要な要素であることは「第8章活用(2)-③」(P.101)ですすでにふれたが、これらについて「見られる」「触れられる」ような、活用に向けた景観維持・整備をできる限りめざしていきたい。

- ・ほとんどが民有地であり、環境整備が行われているところがほとんどないのが現状である。これらを活用するためには土地所有者との協議を十分に行い、理解・協力を求めながら整備の方法や見せ方を考えていかなければならない。

土地所有者・耕作者との協議、見学者のマナー順守のための啓発措置、ルート・順路の整備、マップ等の作成

③環状ブロック群を学び・理解する施設の設置

史跡墨古沢遺跡の本質的価値を理解し、学習の助けとなる施設の整備。

一般の人々にとってあまりなじみがなく、内容的にも難しい「後期旧石器時代」「環状ブロック群」「墨古沢遺跡」について見学者が学び、本質的価値を理解し、資料を見学するための

施設は、本史跡整備にあたり必要不可欠な存在と考える。現在の史跡の近接地である酒々井コミュニティプラザにおいて史跡墨古沢遺跡の解説・遺物展示が行われているが、スペースにも限りがあり、幼年者や高齢者、障害者の方への対応の観点からも（史跡北側 520m、徒歩 9 分）、今後の利用には限界があり、史跡隣接地・環状ブロック群隣接地への施設整備が最も有効と考える。

- ・ガイドンス施設の整備

- 学習の拠点、研究活動の拠点、体験学習の拠点、環状集落復元模型展示、AR・VR 機器の貸出し、旧石器資料展示（墨古沢遺跡の遺物、周辺関連遺跡の遺物）
 - 縄文時代以降の墨古沢遺跡変遷の歴史・遺物の展示
 - 屋上を利用した環状集落全体を見下ろす視点場の設置

- ・史跡内の解説看板等の設置

- 解説板、案内板、遺構名表示、AR・VR 機器の設置

- ・町の施設として今後の継続運営を考えた中でどのような形態が良いか、人的・経済的・管理的な側面も見通して考えなければならない。

④見学者のための便益施設の設置

様々な来訪者の交通手段に対応したアクセス方法の整備。

酒々井町内には高速道路 1 線、IC 1 ヲ所、国道 2 線、県道 3 線、鉄道 2 線 4 駅が存在し（第 2 章(1)・P25）、この交通網を十分に活かした誘導方法の整備が必要であり、様々な手段による来訪者の利便性を高めるために充実していく必要がある。

- ・様々な交通手段によるアクセス方法を想定し、方法・誘導設備の充実を図る。

- 主要幹線道路への誘導看板の設置、駐車場の充実、バスでの利用が可能な駐車場
 - 駅からのアクセス方法の検討

- 史跡は駅から遠く、現在アクセスが不便なため十分な検討が必要

- 公共バス利用・バス停の設置（アウトレット行きシャトルバスとの連携）

- 徒歩用遊歩道の整備・案内図・誘導表示の整備（南酒々井駅から）

地元・地域の人々、見学者が集い、交流できる拠点としての整備。

歴史を学ぶという目的だけではなく、様々な人々がリラックスするために集い・交流できる安心空間、自然空間の創出を目指した歴史公園に向けての便益施設の整備を行う。

- ・史跡を中心とした歴史公園としての整備を行い来訪者・利用者への利便性・交流拠点としての向上を図る。

- トイレ、園路、休憩施設、水飲み場、自販機、ゴミステーション、

- 史跡を中心とした回遊路・散策路（例：湧水探索等）

- ・維持管理活動の拠点としての整備を行い管理員・作業員への利便性・交流拠点としての向

上を図る。

倉庫、管理施設（散水栓）、作業用具、管理用道路

⑤整備に向けた既存施設の取り扱い

様々な利用方法を想定し、史跡整備ともリンクした道路の整備。

現在、史跡地内には様々な工作物等が見受けられる。その中で最も重要なものは史跡内を縦横に走る町道であるが、様々な理由から廃止は難しく、切り回し等の線形を環状ブロック群本体の整備と併せて考えていかなければならない。また町道に付帯する電柱・水道管についても同様に今後の整備方法について考えていかなければならない。

今後はこれらの取扱いについて関係機関・関係各課と連絡を密にし、よりスムーズな史跡整備の現実化に向けて十分な協議を進めていく必要がある。

・町道の線形・レイアウトの検討

地元の生活道路、墨グラウンドへのアクセス（野球利用、防災ヘリポート）として必要環状ブロック群本体・隣接施設（ガイダンス・駐車場等）と併せたレイアウト
史跡との景観的共存が図れるような工夫
酒々井PAとのつながり（本項⑥参照）

・電柱・電線の取扱いの検討

架線か埋設か（維持管理や景観を考慮する）

・水道管の取扱いの検討

道路にあわせて移動か埋設のままか（維持管理や遺構保存を考慮する）

目的・役割を十分に配慮した境界柵等の整備。

史跡内（清掃組合土地境）の境界柵・目隠し用の中・高木の植栽及び史跡隣接地（酒々井PA）の境界柵については、現在の施設管理・安全管理の上からは必要なものとなっている。しかし史跡の本質的価値を表現（大きさ・形態）するうえで（上記項目①）、また史跡の中での景観を考えるうえでは（上記項目②）、撤去及び移動について十分検討・調整しなければならない。今後の史跡整備計画や土地利用計画が深くかかわってくることでもあり、また所有者・管理者の意図・希望を加味しながら境界柵等の役割・考え方や場所・方法について協議していかなければならない。

・境界柵・植栽の役割の検討

人の進入禁止、安全管理、目隠し、景観の調整
植生復元ともリンクさせる

⑥酒々井PAとの連携方法

酒々井PAとの連携・協力により相乗効果アップを目指した整備。

酒々井PAに隣接する墨古沢遺跡においては、互いの連携（人の往来・周知・誘導）を図る

ことによる相乗効果により話題・集客力が向上し、史跡の活用に絶大な効果をもたらすものと思われる。

連携にあたっては、現状、P Aに対する人の内外往来は法律で規制されている所である（第1章(5)-⑦・P23）。そこでこれらを実現するためには「高速道路利便施設の連結制度※」を活用することが有効であると考えられ、この制度の主旨・内容を十分に理解した全体計画・史跡整備計画が必要とされる。そのためには環状ブロック群全体の整備と併せ（上記項目①）、酒々井P A緑地帯の利用が重要であり、今後土地所有者・管理者である東日本高速道路株式会社と十分な話し合いにより、相互により良い成果をもたらす方法を模索する。

- ・利便施設の連結制度の援用による整備

専用駐車場の位置及びP A内からの連結路、史跡とP Aの役割分担の明確化、
P Aから史跡へ史跡からP Aへの実現化、防災拠点としての周辺施設との連携方法、
日本文化のはじまりを知るテーマパーク（学ぶ・体験・遊ぶ）、
成田空港に近接することから外国人観光客の取り込み

※高速道路を活用した多様な事業の推進を目的に、民間事業者等が設置する休憩所、給油所、商業施設、レクリエーション施設等（利便施設）と高速道路とを直接結ぶことを可能とした制度。高速道路外への専用駐車場の設置などの諸条件がある。

（3）段階的な進展（図64）

前記の整備の方向性を踏まえ、史跡墨古沢遺跡整備の段階的な進展を次に示す。なお、具体的な工程は第11章で述べる（表23）

短期計画

- ・暫定的な拠点設備

遺物、写真パネルなどを効果的に活用した酒々井コミュニティプラザの展示を、来訪者の多い酒々井中央公民館、プリミエール酒々井などの場所での展示を検討する。

- ・効果的な情報媒体の展開

既存のホームページの充実を図るほか、対象年代別に構成されたわかりやすいパンフレット類を作成して配布する。また、ホームページでは動画解説などを検討し、周知を進める。

- ・整備基本計画の策定

公有化の進展と史跡指定地とB1地区との一体的な活用の検討と歩調をあわせて、史跡の整備基本計画を策定する。

中期計画

- ・公有化した史跡の本格的整備

整備基本計画に基づき、実施設計を進め、保存整備工事を行う。計画内容の詳細は整備基本計画によるが、主に次のとおりの整備を想定する。

必要な整備：敷地造成、遺構整備（復元工含む。）、園路広場、植栽工、便益施設、
 情報施設整備（解説板・案内板等）、管理施設

・拠点設備

史跡地外に、史跡への総合的理解を高め、かつ管理・活用の拠点となるガイダンス施設などを設置する。

必要な整備：ガイダンス施設、管理施設

長期計画

中期計画で達成した各種整備を活用した運営を進め、経過観察を図り、必要に応じた見直しと改修を行う。また、諸条件が整う時期に周辺地域の環境整備等を進展させる。

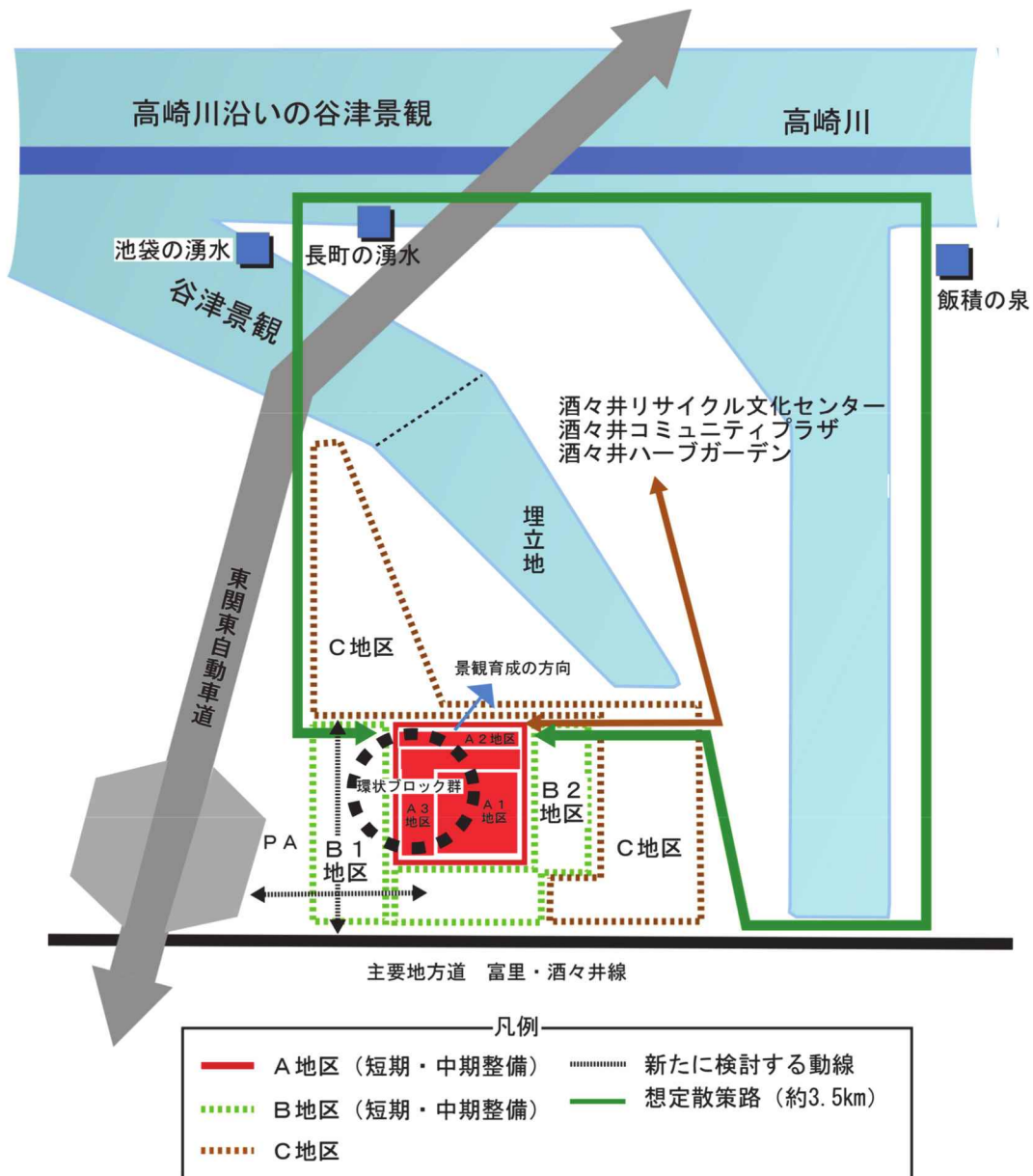


図 64 短期・中期計画の概念図

第10章 運営・体制の整備

(1) 運営・体制の整備の方向性

本章においても、先にあげた運営・体制の現状と課題に則し、史跡墨古沢遺跡の運営・体制の整備を行っていくための方向性について整理を行いたい。

史跡墨古沢遺跡の適切な保存管理・活用を行うためには、機能的な運営体制を整備することが必要不可欠である。遺跡の魅力や周辺の良い自然環境、今後整備を進める施設等、充実した関連周辺施設を活かせるように、史跡の管理運営は子どもたちを含む地域住民等と協働していくことを目標に、積極的・主体的な運営が可能な団体や人材の育成を図り、保存管理と活用の体制づくりを進める。これにより史跡に親しむ機会を増やすことにより、地域住民の史跡への愛着の醸成も期待される。そのためには酒々井町教育委員会を中心とした行政としての体制作りも不可欠であり、文化庁・千葉県教育委員会指導のもと、関連部局や関係団体、関係研究機関との連携体制を構築しなければならない。

以上を念頭に、現状と課題（P.83）で示した下記2項目にどのように取り組んでいくかを基本的な方向性とし、いかに史跡を管理運営していくのか、その体制の構築をどのように行っていくのかについてまとめる。

- ◆ 活用・維持管理体制の整備
- ◆ 行政体制の整備

(2) 運営・体制の整備の方法

運営・体制の整備の将来像について、2つの方向性に沿って具体的にどのような展開を目指していくのかを次に示す。

①活用・維持管理体制の整備

住民参画の運営体制を確立し、史跡の保存・管理・活用を図る。

史跡の適切で効率的な活用・維持管理を図るためには、史跡の意義や整備・活用のビジョンを示し、理解を得ながら地域住民と一体となった体制の構築が必要である。新たな組織づくりや既存の組織の活用、町職員OBや専門職人の協力・人材育成を行うなど、多方面からのアプローチと協力が望まれ、持続可能な体制づくりが望まれる。そのためには活用・管理活動の中心となる拠点施設の整備も必要である。また史跡周辺の環境・景観維持にも取り組めるよう、史跡周辺の土地所有者・管理者との良好な関係を築き、協力を仰ぎながら進められるべきである。

- ・管理体制の整備

芝草刈り、施設の管理・修復、復元植生の育成管理

- ・活用体制の整備

ボランティアガイド（史跡の解説）、体験ナビゲーター（体験教室等の指導）

- ・既存団体との協力

墨地区自治会、墨ウエルカムロード実行委員会、酒々井町郷土研究会、

酒々井ふるさとガイドの会（本佐倉城・酒々井宿を中心としたボランティアガイド）

②行政体制の整備

行政的位置付け、体制の明確化により持続可能な保存整備事業へ。

史跡指定地は酒々井町が管理団体に指定されており、今後は文化財保護業務を主管する教育委員会生涯学習課が中心となって、関係部局、関係団体、関係研究機関と横断的に連携を図ることが重要である。そのためには酒々井町における墨古沢遺跡保存整備事業の位置づけを各種計画等で明確にし、十分な運営体制の構築が図られるべきである。また、管理・活用団体には活動補助金や事業委託費等により持続可能な活動補助体制づくりも必要である。

- ・横断的な連携体制の構築（図 65）

文化財保護、生涯学習、学校教育、観光振興、まちづくり

- ・各種計画内における位置付け、各種計画の作成

酒々井町第6次総合計画（R4～R13）、酒々井町教育振興基本計画、

酒々井町都市マスタープラン、史跡墨古沢遺跡保存活用計画（本書）、

史跡墨古沢遺跡整備基本計画（作成予定）、史跡墨古沢遺跡基本設計（作成予定）等

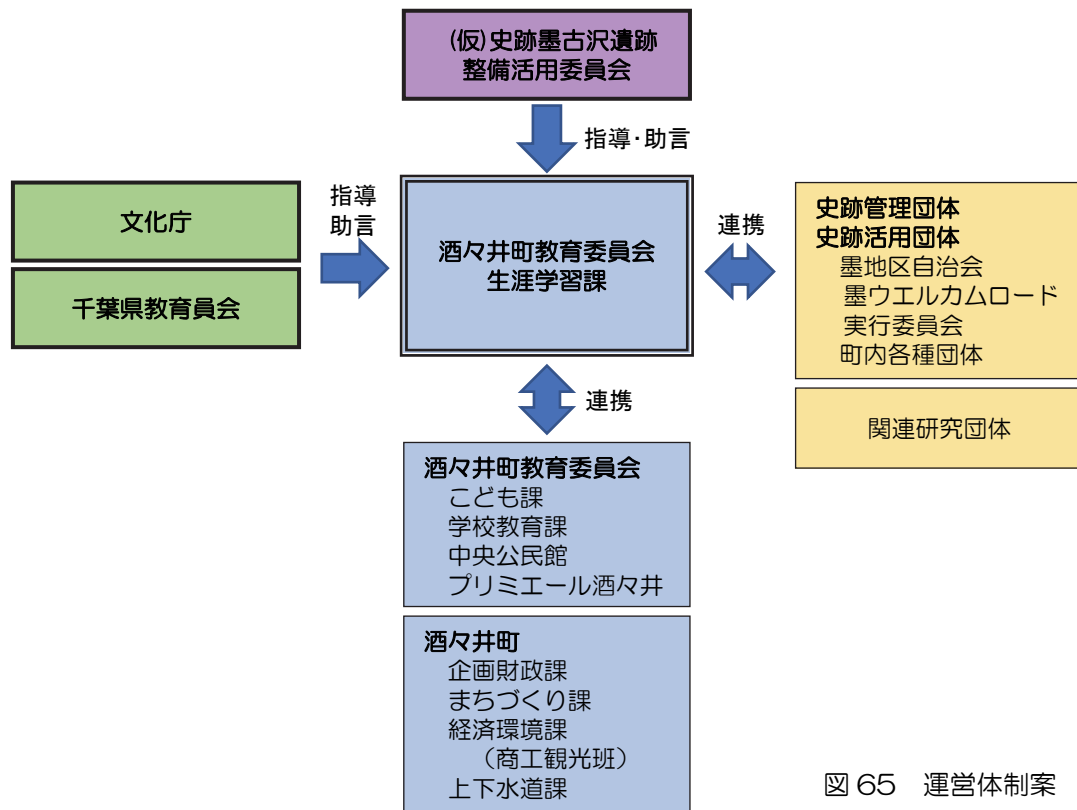


図 65 運営体制案

(3) 体制づくりの段階的進展

体制づくりは、目標とする活用や整備を踏まえ、次のとおり段階的な進展を図る（表 22）。

表 22 体制づくりの段階的な進展

期間	体制づくり
短期計画 広報と体制 のベース づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・文化庁・千葉県教育委員会・その他専門機関の指導・助言のもと、文化財としての保存・管理を行う。 ・地権者や地域住民と情報交換を進める。 ・庁内外の関係各課との連携調整を図る。 <p>【体制づくりの準備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係団体などへの保存活用計画の周知 町民へ向けた積極的な情報発信（広報誌、HP、解説案内板などの利用） 地域のNPO団体や観光関連事業への情報提供
中期計画 体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の保存・活用を進める本格的な体制を構築する。 ・史跡の管理運営の担い手の育成・支援方法、場の活用方法などの具体的な活用計画を立案する。 <p>【体制の構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> 史跡の保存・活用を一元的に進める体制づくり 町民参画による維持管理・運営管理の進展 新たなストーリーでの情報発信とPRによるイメージづくり
長期計画 管理運営の 進展と 見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・中期計画で構築した体制を活かし、今後の管理・運営体制の母体とする。 ・ガイダンス施設や整備した史跡空間を積極的に活用する。 <p>【活用の展開】</p> <ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動の展開 教育委員会自主事業の開催など（学校教育や生涯学習と連携した各種講座、墨古沢遺跡体験ガイドツアーなど） 観光事業とまちづくり事業との連携事業など

参考事例1

本佐倉城跡管理組合

国史跡本佐倉城跡の元地権者や周辺住民が組織し、町からの委託を受けて草刈り、倒木除去、樹木剪定、植栽管理、トイレ掃除、案内所運営等を実施。平成元年度より「根古谷を明るくする会」から始まり、平成12年度に現在の管理組合の組織になり現在も続く。現組合員数27名。

この組織の前身として「本佐倉城址保存会」がボランティア組織としてあったが、手弁当の活動に限界があり、約8年で休止。その教訓もあり管理組合へは町からの委託事業「史跡本佐倉城跡保全事業」として実施してもらう。地元民であるため城跡への愛着度も高まっている。



参考事例2

墨ウエルカムロード実行委員会

大型アウトレットモールの開業に伴い町内外からの来訪者増加を受け、町を訪れる人々に爽やかな楽しい気持ちになっていただくと同時に、地域・町のクオリティー向上を目指した活動を行う。

墨地区の老人クラブを中心に活動を行い、町や県、地元企業との連携により、県道富里酒々井線沿いで荒れたままになっている畑、耕作していない畑を無償で借り受け、掃除をして花を植えるなどの景観維持を行い、ウエルカムロードとして県道を通る来訪者の目を楽しませる。

自分たちでできることから始め、やがては協働のまちづくりへと発展させることを目標とした活動を実践する。



第11章 施策の実施計画の策定

(1) 実施すべき施策の方向性

前章までに述べた保存・活用・整備などにおける方向性を実現するため、今後実施すべき施策を、史跡の本質的価値の保存に関わる「保存事業」、史跡の価値を活かすための「活用事業」、史跡の保存及び活用を高める「整備事業」の3つに区分して取り組むものとする。

- ・保存事業では、法的・行政的な事務のほか、史跡の本質的価値を保存する上で緊急的に取り組む必要があるものや、調査・研究の進展が前提となるものなど、種々の条件に応じた実施が求められる。
- ・活用事業では、当面は新たな整備を伴わずに実施できる活用や、一定の整備を前提とする活用が想定される。
- ・整備事業では、保存を目的とした整備について、保存上の課題への対処や緊急的に実施すべき整備のほか、中・長期的な視野で保存環境の改善を図るための各種の整備を行う。また、活用を目的とした整備について、暫定的な案内板や解説板の更新、増設など軽微なものは短期に、活用の効果を高めるために、整備基本計画を策定の上で行うべき重要なものを中・長期に取り組む事業として区分し実施することが必要となる。

これらの施策に取り組むための体制については、これまでも行われてきた地域と行政、関連機関などによる連携を軸としつつ、施策の目的や内容に応じたネットワークを広げながら、多面的な事業を展開するための体制を段階的に構築することとする。

このように実施すべき施策の実施計画の方向性を、次のとおり整理する。

- ◆ 保存・活用・整備の各事業に区分した施策を定める。
- ◆ 施策の実施時期は、緊急的・即応的に実施すべきものを短期に、整備基本計画などの策定の上で行うべきものを、中・長期に区分して定める。

(2) 実施すべき主な施策

①保存・活用・整備の各事業に区分した施策を定める。

本項では、実施すべき主な施策項目を次のとおり示す。

保存事業の主な実施項目

- ・所有者の理解及び協力のもと、公有化の推進
- ・必要に応じた追加指定
- ・潜在する価値を把握し、整備を進めるための計画的な発掘調査
- ・周知・広報計画の検討及び推進
- ・関係機関との連携の方策

- ・ 史跡の保護に関する協議・調整、許認可事務
- ・ 定期的な史跡の点検

活用事業の主な実施項目

- ・ 各種講座などの発展的継続
- ・ 学校教育や生涯学習と連携した学びの方法・計画の検討
- ・ 地域住民や町民が参画する史跡の活用の検討
- ・ 現地見学ができる活用の展開
- ・ 目的に応じた効果的な手法を用いた史跡情報の発信

整備事業の主な実施項目

- ・ 情報発信装置（案内板・解説板・アプリケーションなど）の整備
- ・ 今後定める整備基本計画に基づく、保存・整備の実施及び推進

（3）実施計画の期間と総括表

①施策の実施時期は、緊急的・即応的に実施すべきものを短期に、整備基本計画などの策定の上で行うべきものを、中・長期に区分して定める。

本計画の実施期間は先にも示した通り（第1章（6）・P.24）下記のとおりとする。

期間：令和3年4月1日 ～ 令和12年3月31日

本項では、ここまで検討した保存事業、活用事業、保存及び活用に関わる整備事業の他、運営体制の整備における各施策の内容について、本計画策定後の概ね4か年において実施する短期計画、事前の発掘調査など、各種調査の結果に基づく整備基本計画を策定の上で概ね5か年で実施する中期計画、そしてそれ以降を長期計画として整理し、詳細を総括表（表23）として次のとおり示す。

表2-3 事業計画

内容	年度	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	2024年 (令和6年)	2025年 (令和7年)	2026年 (令和8年)	2027年 (令和9年)	2028年 (令和10年)	2029年 (令和11年)
	保存活用計画										
保存	追加指定										
	公有地化			↑							
	維持管理										
	調査研究										
活用	講演・展示・見学会等		講座等		5周年記念 事業		講座等			10周年記念 事業	
	学校連携		出張授業・講座 (小学生・中学生・教職員)・こどもおもてなし カレッジ等		副読本・こども向け パンフレット		作成				
	ガイド				検討・準備				検討・準備・募集	研修	試用
	計画・設計		整備基本計画		整備基本設計		ガイダンス 実施設計				
整備	周辺道路工事										
	地形復元・遺構表示等工事										
	案内板等設置工事										
	便益施設工事										
	ガイダンス施設工事										
	(仮)整備活用委員会										
	庁内関係強化										
運営体制	ボラティア組織										
								検討・準備			

指定5周年

指定10周年

町制施行
140周年

第12章 経過観察

(1) 方向性

史跡を確実に保存し、有効に活用するためには、地域住民や広く町民の協力や参加を得ながら、継続的に取り組む必要がある。しかし、日常的な維持管理、史跡の公開・活用を進めた上での問題点の把握、その他の社会情勢などによる様々な要因により、史跡を取り巻く環境が変化していくことが予想される。

このため、実施した各種事業の達成状況や効果を定期的に把握し、適切な修正・改善を行うことを目的として、自己点検（表 24）による経過観察を行うものとする。

この経過観察は、保存・活用に関わる本町の関係各課や地域住民、諸団体へ、その取り組み内容や進捗状況、成果などを聞き取り整理する。

こうした経過観察の結果（評価）は、次の図に示すPDCAサイクルの考え方（図 66）に基づき、計画の実施、修正・改善の基礎的資料・判断材料として、その後の保存・活用の円滑な実施や方法などの改善に活かしていくものとする。

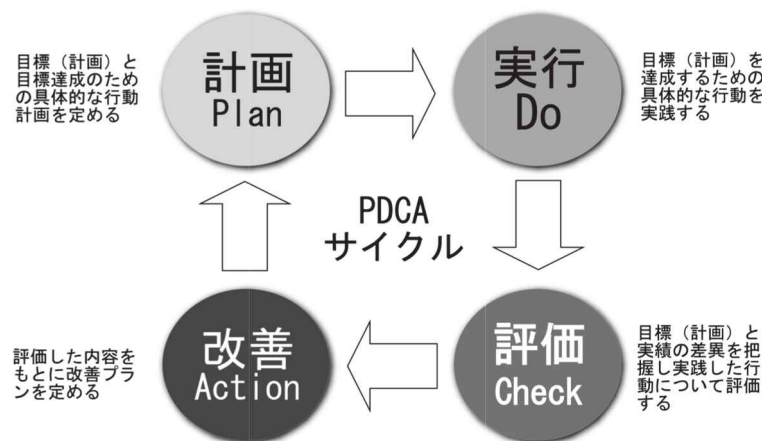


図 66 経過観察の循環イメージ

(2) 方法

保存活用計画に掲げた施策等の実施状況、保存・管理、活用、整備、管理運営などについての経過観察の方法と内容を以下に示す。

担当課である酒々井町教育委員会生涯学習課は、施策等の実施状況をとりまとめ、酒々井町文化財審議会、（仮）史跡墨古沢遺跡保存活用委員会等の保存活用に関わる学識経験者などの意見を聴取し、こうして得た意見や評価を踏まえながら総合的にとりまとめ、**改善**に活かすことができる取組みにつなげていくこととする。

これらの実施時期としては、5年程度、中長期は5年から10年以上を想定しているが、内容や実施時期等については、必要に応じて追加や変更等の見直しを行うものとする。

表 24 点検項目

項目	点検項目・案
保存について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡の適切な保存が保たれているか。 ・ 史跡境界標の設置等，現地での範囲の明示はできているか。 ・ 地区区分ごとに適切に管理されているか。 ・ 現状変更の取扱基準が徹底されているか。 ・ 各種届出は徹底されているか。 ・ 公有化に向けた協議が進められているか。 ・ 追加指定に向けて協議が進められているか。 ・ 史跡内道路の取扱について協議が進められているか。 ・ 計画的な調査・研究は進められているか。
活用について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育において活用されているか。 ・ 社会教育の場として活用されているか。 ・ B1地区の一体的な活用について協議が進められているか。 ・ 地域において活用されているか。 ・ 観光資源として活用されているか。 ・ 調査研究の一環として活用されているか。 ・ 整備の成果は公開できているか。 ・ 市の広報誌やホームページ、SNSで情報を発信しているか。 ・ パンフレットを作成し、配布できているか。 ・ 周辺の関連遺跡等を併せた見学ルートを作成し、配布できているか。 ・ 町関係各課と協力した事業が実施できているか。 ・ 旧石器時代の遺跡を有する市町村と協力した事業が実施できているか。
整備に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 説明板や案内板は設置されているか。 ・ それらは遺構等に影響が生じないように整備されているか。 ・ 見どころや見学路の整備はされているか。 ・ 新たな整備手法の検討は進められているか。 ・ 見学時の安全対策は講じられているか。 ・ ガイダンス施設の設置は検討されているか。 ・ 整備基本計画の策定は進められているか。
管理・運営に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保存活用に必要な適切な体制が整えられているか。 ・ 専門的機関の指導に基づいて行われているか。 ・ 文化庁、県との連携を図り、指導・助言を受けているか。 ・ 庁内の他部署と事業目的の共有や連携が取られているか。 ・ 地域との連携は図られているか。 ・ 住民や関係団体との協働は図られているか。 ・ ボランティア等の育成や支援は図られているか。 ・ 史跡等周辺の環境保全のために、地域住民や関係機関との連携は図られているか。

参考・引用文献

<酒々井町関係文献>

- 折目庸雄 1999『酒々井の植物』千葉県植物誌資料編集同人
- 酒々井町 1987『酒々井町史 通史編』
- 酒々井町 2014『酒々井町都市計画マスタープラン』
- 酒々井町 2016『酒々井町歴史文化基本構想』
- 酒々井町 2017『酒々井町総合計画 後期基本計画』
- 酒々井町 2018『酒々井町歴史文化保存活用基本計画』
- 酒々井町教育委員会 2011『わたしたちの酒々井町 新版』
- 酒々井町郷土研究会野草部 2008『本佐倉城跡とその周辺の植物』酒々井町郷土研究会
- 酒々井町郷土研究会野草部 2009『酒々井北部地区の植物<伊篠編>』酒々井町郷土研究会
- 酒々井町郷土研究会野草部 2010『酒々井総合公園とその周辺の植物』酒々井町郷土研究会
- 酒々井町郷土研究会野草部 2011a『墨・馬橋地区の植物』酒々井町郷土研究会
- 酒々井町郷土研究会野草部 2011b『酒々井町樹木調査報告書(社寺編)』酒々井町郷土研究会

<墨古沢遺跡関係>

- 石倉亮治 2013『地方特定道路整備委託埋蔵文化財調査報告書—酒々井町墨古沢遺跡—』(公財)千葉県教育振興財団
- 小澤政彦 2018『印旛郡酒々井町墨古沢南 I 遺跡(2)』千葉県教育委員会
- 木内達彦 1987『古沢南 II 遺跡発掘調査報告書』(財)印旛都市文化財センター
- 酒井弘志・村井大海編 2019『墨古沢遺跡総括報告書—下総台地に現存する日本最大級の環状ブロック群—』酒々井町
- 酒々井町 2015『墨古沢南 I 遺跡保存整備基本計画書(案)—旧石器時代環状ブロック群の保存と整備に向けて』
- 酒々井町教育委員会 2019『墨古沢遺跡パンフレット』酒々井町
- 新田浩三 2005『東関東自動車道水戸線酒々井 PA 埋蔵文化財調査報告書 1—酒々井町墨古沢南 I 遺跡—旧石器時代編』(財)千葉県文化財センター
- 新田浩三・横山 仁 2005『東関東自動車道水戸線酒々井 PA 埋蔵文化財調査報告書 2—酒々井町墨古沢南 I 遺跡—縄文時代編』(財)千葉県文化財センター
- 柴田龍司 2006『東関東自動車道水戸線酒々井 PA 埋蔵文化財調査報告書 3—酒々井町墨古沢遺跡—中世編』(財)千葉県教育振興財団
- 横山 仁他 2007『東関東自動車道水戸線酒々井 PA 埋蔵文化財調査報告書 4—酒々井町墨古沢遺跡—旧石器・縄文時代編』(財)千葉県教育振興財団

<一般書籍・図録・論文・報告書>

- 麻生 優・鈴木道之助編 1992『房総の古代史をさぐる』築地書館
- 安蒜政雄 1997『考古学キーワード』有斐閣双書 有斐閣
- 石井 進・宇野俊一 2000『県史 12 千葉県の歴史』山川出版社
- 市川市教育委員会 2018『国指定史跡 下総国分寺跡附北下瓦窯跡 保存活用計画』市川市教育委員会
- 岩宿文化資料館 1992『展示解説 岩宿時代』笠懸町教育委員会
- 宇井義典他 2004『南三里塚宮原第 1・第 2 遺跡—(仮)南三里塚物流基地建設予定地内埋蔵文化財調査—』(財)印旛都市文化財センター
- 大塚初重・三浦茂一監修 2013『印旛の歴史』郷土出版社
- 加藤晋平・鶴丸俊明 1991『図録・石器入門事典<先土器>』柏書房
- 木原高広 2019『酒々井地区の集落』『古代の群と郷をさぐる—下総国印旛郡の事例を中心に—』古代史サマーセミナー(千葉)全体会資料
- 旧石器文化談話会編 2001『旧石器考古学辞典<増補改訂>』学生社
- 小菅将夫 2006『赤城山麓の三万年前のムラ 下触牛伏遺跡』シリーズ遺跡を学ぶ 30 新泉社

後藤和民・熊野正也 1984『日本の古代遺跡 18 千葉北部』保育社

近藤精造監修 1992『千葉の自然をたずねて』日曜の地学 19 築地書館

酒井弘志・宇井義典 2004『印旛の原始・古代—旧石器時代編—』(財)印旛都市文化財センター

酒井弘志他 2004『瀧水寺裏遺跡—本埜村道改良工事に伴う埋蔵文化財調査—』(財)印旛都市文化財センター

佐藤宏之 2019『旧石器時代 日本文化のはじまり』ヒスカルセレクション考古 1 敬文舎

鈴木忠司 1984『先土器時代の知識』考古学シリーズ 3 東京美術

芹沢長介 1986『旧石器の知識』考古学シリーズ 11 東京美術

袖ヶ浦市教育委員会 2020『袖ヶ浦市 国指定史跡 山野貝塚 保存活用計画書』袖ヶ浦市教育委員会

竹内理三編 1984『日本地名大辞典 12 千葉県』角川書店

(公財)千葉県教育振興財団 2019『eco 生活事始め 考古資料から見た上手な資源の使い方』令和元年度出土遺物公開事業展示解説図録

(財)千葉県史料研究財団 1996『千葉県の歴史 別冊 地誌 1 総論』県史シリーズ 36 千葉県

(財)千葉県史料研究財団 1997『千葉県の自然誌 本編 2 千葉県の大地』県史シリーズ 41 千葉県

(財)千葉県史料研究財団 2004『千葉県の歴史 資料編 考古 4(遺跡・遺構・遺物)』県史シリーズ 12 千葉県

(財)千葉県文化財センター1990『房総考古学ライブラリー5 古墳時代(1)』

千葉市教育委員会 2017『史跡 加曽利貝塚 保存活用計画書』千葉市教育委員会

東北歴史資料館 1981『旧石器時代の東北』

富里村教育委員会 1977『千葉県富里村東内野遺跡発掘調査概報』

西口 徹他 2001『千葉東金道路(二期)埋蔵文化財調査報告書 7—松尾町・横芝町四ツ塚遺跡・松尾町千神塚群—』(財)千葉県文化財センター

成田市史編さん委員会 1980『成田市史 通史 原始古代編』成田市

新田浩三 1988「遠山天ノ作遺跡の再検討」『竹篋』第 5 号 北総たけべらの会

新田浩三 1995「下総型石刃再生技法の提唱」『研究紀要 16』(財)千葉県文化財センター

新田浩三他 2004『東関東自動車道(千葉・富津線)埋蔵文化財調査報告書 13—袖ヶ浦市関畑遺跡—』(財)千葉県文化財センター

日本旧石器学会 2010『日本列島の旧石器時代遺跡—日本旧石器(先土器・岩宿)時代遺跡のデータベース—』日本旧石器学会

橋本勝雄 1998「関東細石器考」『千葉県立中央博物館研究報告』第 5 巻第 2 号 千葉県立中央博物館

藤尾慎一郎・松木武彦編『ここが変わる！日本の考古学 先史・古代史研究の最前線』吉川弘文館

古内 茂他 2005『四街道市小屋ノ内遺跡(1) 旧石器時代編—物井地区埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅲ—』(財)千葉県文化財センター

古内 茂 2012『千葉ニュータウン埋蔵文化財調査報告書 X X VI—印西市角田台遺跡(旧石器・縄文時代編)—』(公財)千葉県文化財センター

町田 貞他編 1981『地形学辞典』二宮書店

町田洋・新井房夫 1976「広域に分布する火山灰—始良 Tn 火山灰の発見とその意義」『科学』46(6) 岩波書店

南房総市教育委員会 2019『千葉県南房総市 史跡里見氏城跡岡本城跡 保存活用計画書』南房総市教育委員会

山岡鷹由子 2011『千葉ニュータウン埋蔵文化財調査報告書 X X III—印西市泉北側第 3 遺跡(下層)—』(財)千葉県文化財センター

渡辺修一他 1991『四街道市内黒田遺跡群—内黒田特定土地区画整理事業地内埋蔵文化財発掘調査報告書—』(財)千葉県文化財センター

法令等の参考資料

文化財保護法（抜粋）

（昭和二十五年五月三十日法律第二百四十四号）

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

（中略）

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（生息地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

（中略）

2 この法律の規定（第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第一百五十三条第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第九十九条、第一百条、第一百十二条、第一百二十二条、第三十一条第一項第四号、第一百五十三条第一項第七号及び第八号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」は、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当って関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第二章 削除

第五条から第二十六条まで 削除

第三章 有形文化財

第一節 重要文化財

第一款 指定

（指定）

第二十七条 文部科学大臣は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる。

2 文部科学大臣は、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいしない国民の宝たるものを国宝に指定することができる。

（告示、通知及び指定書の交付）

第二十八条 前条の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該国宝又は重要文化財の所有者に通知してする。

2 前条の規定による指定は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。但し、当該国宝又は重要文化財の所有者に対しては、同項の規定による通知が当該所有者に到達した時からその効力を生ずる。

3 前条の規定による指定をしたときは、文部科学大臣は、当該国宝又は重要文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

4 指定書に記載すべき事項その他指定書に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

5 第三項の規定により国宝の指定書を受けたときは、所有者は、三十日以内に国宝に指定された重要文化財の指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

（解除）

第二十九条 国宝又は重要文化財が国宝又は重要文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、文部科学大臣は、国宝又は重要文化財の指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除は、その旨を官報で告示するとともに、当該国宝又は重要文化財の所有者に通知してする。

3 第一項の規定による指定の解除には、前条第二項の規定を準用する。

4 第二項の通知を受けたときは、所有者は、三十日以内に指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

5 第一項の規定により国宝の指定を解除した場合において当該有形文化財につき重要文化財の指定を解除しないときは、文部科学大臣は、直ちに重要文化財の指定書を所有者に交付しなければならない。

第二款 管理

（管理方法の指示）

第三十条 文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

（所有者の管理義務及び管理責任者）

第三十一条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。

2 重要文化財の所有者は、特別の事情があるときは、適当な者をもつばら自己に代り当該重要文化財の管理の責に任ずべき者（以下この節及び第十二章において「管理責任者」という。）に選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、重要文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、当該管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 管理責任者には、前条及び第一項の規定を準用する。

（所有者又は管理責任者の変更）

第三十二条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

2 重要文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、新管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。この場合には、前条第三項の規定は、適用しない。

3 重要文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。

（管理団体による管理）

第三十二条の二 重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不相当である

と明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要文化財の保存のために必要な管理（当該重要文化財の保存のために必要な施設、設備その他の物件で当該重要文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、当該重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第二十八条第二項の規定を準用する。

5 重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この節及び第十二章において「管理団体」という。）が行う管理又はその管理のために必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

6 管理団体には、第三十条及び第三十一条第一項の規定を準用する。

第三十二条の三 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項及び第二十八条第二項の規定を準用する。

第三十二条の四 管理団体が行う管理に要する費用は、この法律に特別の定のある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理により所有者の受ける利益の限度において、管理に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

（滅失、き損等）

第三十三条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

（所在の変更）

第三十四条 重要文化財の所在の場所を変更しようとするときは、重要文化財の所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、指定書を添えて、所在の場所を変更しようとする日の二十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。但し、文部科学省令の定める場合には、届出を要せず、若しくは届出の際指定書の添付を要せず、又は文部科学省令の定めるところにより所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。

第三款 保護

（修理）

第三十四条の二 重要文化財の修理は、所有者が行うものとする。但し、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

（管理団体による修理）

第三十四条の三 管理団体が修理を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その修理の方法及び時期について当該重要文化財の所有者（所有者が判断しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

2 管理団体が修理を行う場合には、第三十二条の二第五項及び第三十二条の四の規定を準用する。

（管理又は修理の補助）

第三十五条 重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。

3 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第一項の補助金を交付する重要文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

（管理に関する命令又は勧告）

第三十六条 重要文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞があるとき認めるときは、文化庁長官は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の規定による命令又は勧告に基いてする措置のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

3 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第三項の規定を準用する。

（修理に関する命令又は勧告）

第三十七条 文化庁長官は、国宝がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、国宝以外の重要文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前二項の規定による命令又は勧告に基いてする修理のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

4 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、第三十五条第三項の規定を準用する。

（文化庁長官による国宝の修理等の施行）

第三十八条 文化庁長官は、左の各号の一に該当する場合においては、国宝につき自ら修理を行い、又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 所有者、管理責任者又は管理団体が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 国宝がき損している場合又は滅失し、き損し、若しくは盗み取られる虞がある場合において、所有者、管理責任者又は管理団体に修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないとき認められるとき。

2 前項の規定による修理又は措置をしようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、当該国宝の名称、修理又は措置の内容、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付するとともに、権原に基づく占有者にこれらの事項を通知しなければならない。

第三十九条 文化庁長官は、前条第一項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

2 前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当るときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

3 前条第一項の規定による修理又は措置の施行には、第三十二条の二第五項の規定を準用する。

第四十条 第三十八条第一項の規定による修理又は措置のために要する費用は、国庫の負担とする。

2 文化庁長官は、文部科学省令の定めるところにより、第三十八条第一項の規定による修理又は措置のために要した費用の一部を所有者（管理団体がある場合は、その者）から徴収することができる。但し、同条第一項第二号の場合には、修理又は措置を要するに至った事由が所有者、管理責任者若しくは管理団体の責に帰すべきとき、又は所有者若しくは管理団体がその費用の一部を負担する能力があるときに限る。

3 前項の規定による徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。

第四十一条 第三十八条第一項の規定による修理又は措置によって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

2 前項の補償の額は、文化庁長官が決定する。

3 前項の規定による補償額に不服のある者は、訴えをもつてその増額を請求することができる。ただし、前項の補償の決定の通知を受けた日から六箇月を経過したときは、この限りでない。

4 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

（補助等に係る重要文化財譲渡の場合の納付金）

第四十二条 国が修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置（以下この条において、「修理等」という。）につき第三十五条第一項の規定により補助金を交付し、又は第三十六条第二項、第三十七条第三項若しくは第四十条第一項の規定により費用を負担した重要文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者（第二次以下の相続人、受遺者又は受贈者を含む。以下この条において同じ。）（以下この条において、「所有者等」という。）

は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該重要文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額（第四十条第一項の規定による負担金については、同条第二項の規定により所有者から徴収した部分を控除した額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から当該修理等が行われた後重要文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額（以下この条において、「納付金額」という。）を、文部科学省令の定めるところにより国庫に納付しなければならない。

2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した重要文化財又はその部分につき文化庁長官が個別的に定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行った時以後重要文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。

3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該重要文化財が所有者等の責に帰することのできない事由により著しくその価値を減じた場合又は当該重要文化財を国に譲り渡した場合には、文化庁長官は、納付金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

4 文化庁長官の指定する期限までに納付金額を完納しないときは、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

5 納付金額を納付する者が相続人、受遺者又は受贈者であるときは、第一号に定める相続税額又は贈与税額と第二号に定める額との差額に相当する金額を第三号に定める年数で除して得た金額に第四号に定める年数を乗じて得た金額をその者が納付すべき納付金額から控除するものとする。

一 当該重要文化財の取得につきその者が納付した、又は納付すべき相続税額又は贈与税額

二 前号の相続税額又は贈与税額の計算の基礎となった課税価格に算入された当該重要文化財又はその部分につき当該相続、遺贈又は贈与の時までに行つた修理等に係る第一項の補助金又は負担金の額の合計額を当該課税価格から控除して得た金額を課税価格として計算した場合に当該重要文化財又はその部分につき納付すべきこととなる相続税額又は贈与税額に相当する額

三 第二項の規定により当該重要文化財又はその部分につき文化庁長官が定めた耐用年数から当該重要文化財又はその部分の修理等を行った時以後当該重要文化財の相続、遺贈又は贈与の時までの年数を控除した残余の年数（一年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）

四 第二項に規定する当該重要文化財又はその部分についての残余の耐用年数

6 前項第二号に掲げる第一項の補助金又は負担金の額については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「譲渡の時」とあるのは、「相続、遺贈又は贈与の時」と読み替えるものとする。

7 第一項の規定により納付金額を納付する者の同項に規定する譲渡に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十三条第一項に規定する譲渡所得の金額の計算については、第一項の規定により納付する金額は、同条第三項に規定する資産の譲渡に要した費用とする。

(現状変更等の制限)

第四十三条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として前項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、文化庁長官は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(修理の届出等)

第四十三条の二 重要文化財を修理しようとするときは、所有者又は管理団体は、修理に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。但し、前条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 重要文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る重要文化財の修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(輸出の禁止)

第四十四条 重要文化財は、輸出してはならない。但し、文化庁長官が文化の国際的交流その他の事由により特に必要と認めて許可した場合は、この限りでない。

(環境保全)

第四十五条 文化庁長官は、重要文化財の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(国に対する売渡しの申出)

第四十六条 重要文化財を有償で譲り渡そうとする者は、譲渡の相手方、予定対価の額(予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積つた額。以下同じ。)その他文部科学省令で定める事項を記載した書面をもつて、まず文化庁長官に国に対する売渡しの申出をしなければならない。

2 前項の書面においては、当該相手方に対して譲り渡したい事情を記載することができる。

3 文化庁長官は、前項の規定により記載された事情を相当と認めるときは、当該申出のあつた後三十日以内に当該重要文化財を買い取らない旨の通知をするものとする。

4 第一項の規定による売渡しの申出のあつた後三十日以内に文化庁長官が当該重要文化財を国において買い取るべき旨の通知をしたときは、第一項の規定による申出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買が成立したものとみなす。

5 第一項に規定する者は、前項の期間(その期間内に文化庁長官が当該重要文化財を買い取らない旨の通知をしたときは、その時までの期間)内は、当該重要文化財を譲り渡してはならない。

(管理団体による買取りの補助)

第四十六条の二 国は、管理団体である地方公共団体その他の法人が、その管理に係る重要文化財(建造物その他の土地の定着物及びこれと一体のものとして当該重要文化財に指定された土地に限る。)で、その保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買取る場合には、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(管理又は修理の受託又は技術的指導)

第四十七条 重要文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理(管理団体がある場合を除く。)又は修理を委託することができる。

2 文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者(管理団体がある場合は、その者)に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理(管理団体がある場合を除く。)又は修理を委託するように勧告することができる。

3 前二項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を

準用する。

4 重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官に重要文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。

第四節 公開

(公開)

第四十七条の二 重要文化財の公開は、所有者が行うものとする。但し、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

2 前項の規定は、所有者又は管理団体の出品に係る重要文化財を、所有者及び管理団体以外の者が、この法律の規定により行う公開の用に供することを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する重要文化財を公開する場合には、当該重要文化財につき観覧料を徴収することができる。

(文化庁長官による公開)

第四十八条 文化庁長官は、重要文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)に対し、一年以内の期間を限つて、国立博物館(独立行政法人国立文化財機構が設置する博物館をいう。以下この条において同じ。)その他の施設において文化庁長官の行う公開の用に供するため重要文化財を出品することを勧告することができる。

2 文化庁長官は、国庫が管理又は修理につき、その費用の全部若しくは一部を負担し、又は補助金を交付した重要文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)に対し、一年以内の期間を限つて、国立博物館その他の施設において文化庁長官の行う公開の用に供するため当該重要文化財を出品することを命ずることができる。

3 文化庁長官は、前項の場合において必要があると認めるときは、一年以内の期間を限つて、出品の期間を更新することができる。但し、引き続き五年をこえてはならない。

4 第二項の命令又は前項の更新があつたときは、重要文化財の所有者又は管理団体は、その重要文化財を出品しなければならない。

但し、前四項に規定する場合の外、文化庁長官は、重要文化財の所有者(管理団体がある場合は、その者)から国立博物館その他の施設において文化庁長官の行う公開の用に供するため重要文化財を出品したい旨の申出があつた場合において適当と認めるときは、その出品を承認することができる。

第四十九条 文化庁長官は、前条の規定により重要文化財が出品されたときは、第百八十五条に規定する場合を除いて、文化庁の職員のうちから、その重要文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

第五十条 第四十八条の規定による出品のために要する費用は、文部科学省令の定める基準により、国庫の負担とする。

2 政府は、第四十八条の規定により出品した所有者又は管理団体に対し、文部科学省令の定める基準により、給与金を支給する。

(所有者等による公開)

第五十一条 文化庁長官は、重要文化財の所有者又は管理団体に対し、三箇月以内の期間を限つて、重要文化財の公開を勧告することができる。

2 文化庁長官は、国庫が管理、修理又は買取りにつき、その費用の全部若しくは一部を負担し、又は補助金を交付した重要文化財の所有者又は管理団体に対し、三箇月以内の期間を限つて、その公開を命ずることができる。

3 前項の場合には、第四十八条第四項の規定を準用する。

4 文化庁長官は、重要文化財の所有者又は管理団体に対し、前三項の規定による公開及び当該公開に係る重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

5 重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体が前項の指示に従わない場合には、文化庁長官は、公開の停止又は中止を命ずることができる。

6 第二項及び第三項の規定による公開のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

7 前項に規定する場合のほか、重要文化財の所有者又は管理団体がその所有又は管理に係る重要文化財を公開するために要する費用は、文部科学省令で定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

第五十一条の二 前条の規定による公開の場合を除き、重要文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため第三十四条の規定による届出があつた場合には、前条第四項及び第五項の規定を準用する。

(損失の補償)

第五十二条 第四十八条又は第五十一条第一項、第二項若しくは第三項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該重要文化財が滅失し、又はき損したときは、国は、その重要文化財の所有者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、重要文化財が所有者、管理責任者又は管理団体の責に帰すべき事由によつて滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

2 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(所有者等以外の者による公開)

第五十三条 重要文化財の所有者及び管理団体以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて重要文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、文化庁長官以外の国の機関若しくは地方公共団体があらかじめ文化庁長官の承認を受けた博物館その他の施設（以下この項において「公開承認施設」という。）において展覧会その他の催しを主催する場合又は公開承認施設の設置者が当該公開承認施設においてこれらを主催する場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においては、同項に規定する催しを主催した者（文化庁長官を除く。）は、重要文化財を公衆の観覧に供した期間の最終日の翌日から起算して二十日以内に、文部科学省令で定める事項を記載した書面をもって、文化庁長官に届け出るものとする。

3 文化庁長官は、第一項の許可を与える場合において、その許可の条件として、許可に係る公開及び当該公開に係る重要文化財の管理に關し必要な指示をすることができる。

4 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、文化庁長官は、許可に係る公開の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

第五款 調査

（保存のための調査）

第五十四条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第五十五条 文化庁長官は、次の各号の一に該当する場合において、前条の報告によってもなお重要文化財に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する場所に立ち入ってその現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき実地調査をさせることができる。

一 重要文化財に關し現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為につき許可の申請があつたとき。

二 重要文化財がき損しているとき又はその現状若しくは所在の場所につき変更があつたとき。

三 重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞のあるとき。

四 特別の事情によりあらためて国宝又は重要文化財としての価値を鑑査する必要があるとき。

2 前項の規定により立ち入り、調査する場合においては、当該調査に当る者は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

3 第一項の規定による調査によって損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

4 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

第六款 雑則

（所有者変更等に伴う権利義務の承継）

第五十六条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該重要文化財に關しこの法律に基いてする文化庁長官の命令、勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該重要文化財の引渡と同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

3 管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第一項の規定を準用する。但し、管理団体が指定された場合には、もっぱら所有者に属すべき権利義務については、この限りでない。

（中略）

第六章 埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令で定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令で定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に關し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に關し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第九十七条において「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めようとする旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前二項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に關し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国庫財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

（中略）

（地方公共団体による発掘の施行）

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

2 地方公共団体は、前項の発掘に關し、事業者に対し協力を求めることができる。

3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に關し必要な指導及び助言をすることができる。

4 国は、地方公共団体に対し、第一項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

（中略）

（提出）

第一百一条 遺失物法第四条第一項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県教育委員会（当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

（鑑査）

第一百二条 前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

2 都道府県教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めるときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないとき、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

（引渡し）

第一百三條 第一百条第一項に規定する文化財又は同条第二項若しくは前条第二項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

（中略）

（遺失物法の適用）

第一百八条 埋蔵文化財に關しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法の適用があるものとする。

第七章 史跡名勝天然記念物

（指定）

第九十九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

（中略）

（所有権等の尊重及び他の公益との調整）

第一百十一条 文部科学大臣又は都道府県教育委員会は、第九十九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に關し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べるることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じて文化庁長官に対して意見を述べることができる。

(中略)

(管理団体による管理及び復旧)

第百十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第百十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第百九条第四項及び第五項の規定を準用する。

(中略)

第百十五条 第百十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この章及び第十二章において「管理団体」という。)は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、圍いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第百十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

(中略)

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによりして損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第百二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分を政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(第百

八十四条第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第百二十五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(中略)

(管理団体による買取りの補助)

第百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(保存のための調査)

第百三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第百三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(中略)

第百六十八条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じて文化庁長官の同意を求めなければならない。

一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

(中略)

2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。

3 第一項第一号及び前項の場合には、第四十三条第一項ただし書及び同条第二項並びに第百二十五条第一項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

4 文化庁長官は、第一項第一号又は第二項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。

5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

(中略)

第三節 地方公共団体及び教育委員会

(地方公共団体の事務)

第百八十二条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に関する経費につき補助することができる。

2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するものうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

3 前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行った場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、

文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

(地方債についての配慮)

第百八十三条 地方公共団体が文化財の保存及び活用を図るために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、適切な配慮をするものとする。

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

第百八十四条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

一 第三十五条第三項(第三十六条第三項(第八十三条、第百二十一条第二項(第百七十二条第五項で準用する場合を含む。))及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。)、第三十七条第四項(第八十三条及び第百二十二条第三項で準用する場合を含む。)、第四十六条の二第二項、第七十四条第二項、第七十七条第二項(第九十一条で準用する場合を含む。)、第八十三条、第八十七条第二項、第百八十八条、第百二十条、第百二十九条第二項、第百七十二条第五項及び第百七十四条第三項で準用する場合を含む。)の規定による指揮監督

二 第四十三条又は第百二十五条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令(重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。)

(中略)

(書類等の経由)

第百八十八条 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会(当該文化財が指定都市の区域内に存する場合にあっては、当該指定都市の教育委員会。以下この条において同じ。)を経由すべきものとする。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受領したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。

3 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

(文部科学大臣又は文化庁長官に対する意見具申)

第百八十九条 都道府県及び市町村の教育委員会は、当該都道府県又は市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に対して意見を具申することができる。

(中略)

第十三章 罰則

第百九十三条 第四十四条の規定に違反し、文化庁長官の許可を受けずに重要文化財を輸出した者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。

第百九十四条 第八十二条の規定に違反し、文化庁長官の許可を受けずに重要有形民俗文化財を輸出した者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

第百九十五条 重要文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該重要文化財の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第百九十六条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、二年以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第百九十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第四十三条又は第百二十五条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状を変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者

二 第九十六条第二項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかった者

第百九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第三十九条第三項(第八十六条第二項で準用する場合を含む。))で準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

二 第九十八条第三項(第八十六条第二項で準用する場合を含む。))で準用する第三十九条第三項で準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、

又は妨げた者

三 第三十九条第二項(第八十六条第二項で準用する場合を含む。))で準用する第三十九条第三項で準用する第三十二条の二第五項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

第百九十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して第百九十三条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第二百条 第三十九条第一項(第四十七条第三項(第八十三条で準用する場合を含む。))、第百二十三条第二項、第百八十六条第二項又は第百八十七条第二項で準用する場合を含む。)、第四十九条(第八十五条で準用する場合を含む。))又は第百八十五条第二項に規定する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責めに任ずべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるに至らしめたときは、三十万円以下の過料に処する。

第二百一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなくて、第三十六条第一項(第八十三条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。))又は第三十七条第一項の規定による重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の管理又は国宝の修理に関する文化庁長官の命令に従わなかった者

二 正当な理由がなくて、第百二十一条第一項(第百七十二条第五項で準用する場合を含む。))又は第百二十二条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する文化庁長官の命令に従わなかった者

(中略)

第二百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなくて、第四十五条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

二 第四十六条(第八十三条で準用する場合を含む。))の規定に違反して、文化庁長官に国に対する売渡しの申出をせず、若しくは申出をした後第四十六条第五項(第八十三条で準用する場合を含む。))に規定する期間内に、国以外の者に重要文化財又は重要有形民俗文化財を譲り渡し、又は第四十六条第一項(第八十三条で準用する場合を含む。))の規定による売渡しの申出につき、虚偽の事実を申し立てた者

三 第四十八条第四項(第五十一条第三項(第八十五条で準用する場合を含む。))及び第八十五条で準用する場合を含む。))の規定に違反して、出品若しくは公開をせず、又は第五十一条第五項(第五十一条の二(第八十五条で準用する場合を含む。))、第八十四条第二項及び第八十五条で準用する場合を含む。))の規定に違反して、公開の停止若しくは中止の命令に従わなかった者

四 第五十三条第一項、第三項又は第四項の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで重要文化財を公開し、又は公開の停止の命令に従わなかった者

五 第五十四条(第八十六条及び第百七十二条第五項で準用する場合を含む。))、第五十五条、第六十八条(第九十条第三項及び第百三十三条で準用する場合を含む。))、第百三十条(第百七十二条第五項で準用する場合を含む。))、第百三十一条又は第百四十条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第九十二条第二項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかった者

七 正当な理由がなくて、第百二十八条第一項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

第二百三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第二十八条第五項、第二十九条第四項(第七十九条第二項で準用する場合を含む。))、第五十六条第二項(第八十六条で準用する場合を含む。))又は第五十九条第六項若しくは第六十九条(これらの規定を第九十条第三項で準用する場合を含む。))の規定に違反して、重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の指定書又は登録有形文化財若しくは登録有形民俗文化財の登録証を文部科学大臣に返付せず、又は新所有者に引き渡さなかった者

二 第三十一条第三項(第六十条第四項(第九十条第三項で準用する場合を含む。))、第八十条及び第百九条第二項(第百三十三条で準用する場合を含む。))で準用する場合を含む。))、第三十二条(第六十条第四項(第九十条第三項で準用する場合を含む。))、第八十条及び第百二十条(第百三十三条で準用する場合を含む。))で準用する場合を含む。))、第三十三条(第八十条、第百八十八条及び第百

二十条（これらの規定を第三十三條で準用する場合を含む。）並びに第七十二條第五項で準用する場合を含む。）第三十四條（第八十條及び第七十二條第五項で準用する場合を含む。）第四十三條の二第一項、第六十一條若しくは第六十二條（これらの規定を第九十條第三項で準用する場合を含む。）第六十四條第一項（第九十條第三項及び第三十三條で準用する場合を含む。）第六十五條第一項（第九十條第三項で準用する場合を含む。）第七十三條、第八十一條第一項、第八十四條第一項本文、第九十二條第一項、第九十六條第一項、第一百零五條第二項（第九十條、第九十三條及び第七十二條第五項で準用する場合を含む。）第二百二十七條第一項、第三十六條又は第三十九條第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
三 第三十二條の二第五項（第三十四條の三第二項（第八十三條で準用する場合を含む。）第六十條第四項及び第六十三條第二項（これらの規定を第九十條第三項で準用する場合を含む。）並びに第八十條で準用する場合を含む。）又は第九十五條第四項（第三十三條で準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

文化財保護法施行令

（昭和五十年九月九日政令第二百六十七号）

最終改正：平成二八年一月二六日政令第三九六号

内閣は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第五十七條の三第一項、第八十條の二及び第八十三條の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）並びに文化財保護法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第四十九号）附則第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

（中略）

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第五条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会が行うこととする。ただし、我が国にとって歴史上又は学術上の価値が特に高いと認められる埋蔵文化財について、文化庁長官がその保護上特に必要があると認めるときは、自ら第五号に掲げる事務（法第九十二條第一項の規定による届出の受理及び法第九十四條第一項又は第九十七條第一項の規定による通知の受理を除く。）を行うことを妨げない。

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからリまでに掲げる現状変更等が市の区域（法第一百五條第一項に規定する管理団体（以下この条において単に「管理団体」という。）が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画（以下この条において「管理計画」という。）を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「特定区域」という。）内において行われる場合、同号又に掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が特定区域内に存する場合にあっては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第二百五條の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で二年以上の期間を限って設置されるもの新築、増築又は改築
ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築（増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八條第一項第一号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置若しくは改修（改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第一百五條第一項（法第二十條及び第七十二條第五項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修
ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修
ヘ 建築物等の除却（建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。）

ト 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採

取

リ 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取
ヌ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

ル 天然記念物に指定された鳥類の巢で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却
ヲ イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会（当該管理計画が市の区域（管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。）又は町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該管理計画が特定区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

二 法第三十條（法第七十二條第五項において準用する場合を含む。）及び第三百十一條の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヲまでに掲げる現状変更等に係る法第二百五條第一項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

5 前項の管理計画に記載すべき事項は、文部科学省令で定める。
6 都道府県の教育委員会は、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物について、市の区域を対象とする管理計画を定めようとするときは、あらかじめ、当該市の教育委員会に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。（後略）

文化財保護法施行令第五條第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準

（平成二二年四月二八日）

最終改正：平成二七年一月二二日）

地方自治法（昭和二二年法律第六七号）第二四五條の九第一項及び第三項の規定に基づき、文化財保護法施行令（昭和五〇年政令第二六七号。以下「令」という。）第五條第四項第一号イからリまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更または保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）の許可の事務を都道府県又は市の教育委員会が処理するに当たりよるべき基準を次のとおり定める。

I 共通事項

（中略）

（二） 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。

① 史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合

② 史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合

③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合

④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

（三） 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法（昭和二五年法律第二一四号。以下「法」という。）第八〇條第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

（四） 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第八〇條第三項において準用する法第四三條第三項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。

② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員との立会いを求めること。

③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。

④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。

⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図

面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。

⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

II 個別事項

一 令第五条第四項第一号イ関係

(一) 「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和二五年政令第三三八号)第二条第一項第二号に定める建築面積をいう。

(二) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合

② 改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から三ヶ月を超える場合

③ 新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合

(三) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

(四) 新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

二 令第五条第四項第一号ロ関係

(一) 新築、増築、改築又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(二) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

三 令第五条第四項第一号ハ関係

(一) 「工作物」には、次のものを含む。

① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は塀

② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール

③ 小規模な観測・測定機器

④ 木道

(二) 「道路」には、道路法(昭和二七年法律第一八〇号)第三条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となってその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。

(三) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。

(四) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。

(五) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。

(六) 工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可又は令第五条第四項第一号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

四 令第五条第四項第一号ニ関係

(一) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第七二条第一項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。

(二) 設置、改修又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

(三) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であつて、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和二九年文化財保護委員会規則第七号)に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

五 令第五条第四項第一号ホ関係

(一) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。

(二) 改修については、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

六 令第五条第四項第一号へ関係

(一) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。

(二) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。

(三) 木竹の伐採が、法第八〇条第一項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

七 令第五条第四項第一号ト関係

(一) 「個体の保護のため必要な捕獲」とは、天然記念物に指定された動物が傷ついている場合や生命の危険にさらされている場合などに当該動物の個体の安全を確保するため、やむを得ず捕獲することをいう。

(二) 「生息状況の調査のため必要な捕獲」とは、学術調査、公共事業の事前又は事後の環境影響評価のための調査等のため、必要な最小限度のやむを得ない程度の一時的な捕獲をいう。

(三) 「人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲」とは、人の生命若しくは身体に対する危害の防止の必要性が具体的に生じている場合の捕獲をいい、財産に対する危害を防止するための捕獲を含まない。

(四) 「捕獲」には、捕殺を含む。

(五) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

① 「捕獲」と「飼育」又は「標識又は発信機の装着」とが、許可の事務を行う都道府県又は市の区域を超えて行われる場合

② 「捕獲」、「捕獲及び飼育」又は「捕獲及び標識又は発信機の装着」以外に、移動や採血等天然記念物に指定された動物に対する他の現状変更等を併せて行う場合

(六) 標識又は発信機の装着については、標識又は発信機の大きさ、材質又は装着の方法が天然記念物に指定された動物に著しい影響を与えるおそれがある場合には、許可をすることができない。

八 令第五条第四項第一号チ関係

(一) 「動物園」又は「水族館」とは、博物館法(昭和二六年法律第二八五号)第一〇条の規定により登録を受けた博物館、同法第二九条の規定により指定された博物館に相当する施設又はそれ以外の社団法人日本動物園水族館協会の正会員である動物園又は水族館をいう。

(二) 本号による譲受け又は借受けの許可の場合には、天然記念物に指定された動物の譲渡若しくは貸出しを行う動物園又は水族館においては、当該譲渡又は貸出しについての許可を受けることを要しない。

(三) 天然記念物に指定された動物の輸出については、法第八〇条第一項の規定による文化庁長官の許可を要する。

九 令第五条第四項第一号リ関係

天然記念物に指定された鳥類で、電柱に巣を作るものとしては、例えば、天然記念物カササギ生息地におけるカササギがある。

III その他

この裁定は、平成二八年四月一日から適用する。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

(昭和二十六年七月一三日文化財保護委員会規則第十号)

最終改正：平成二七年一月二日 文部科学省令第三六号

文化財保護法(昭和二五年法律第二百四十四号)第八十条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

(許可の申請)

第一条 文化財保護法(昭和二五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第二百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官(法第八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令(昭和二五年政令第二百六十七号。以下「令」という。))第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に提出しなければならない。

一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
十 現状変更等の内容及び実施の方法
十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
十三 現状変更等に係る地域の地番
十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
十五 その他参考となるべき事項
2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。
一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
二 出土品の処置に関する希望
（許可申請書の添附書類等）
第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。
一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
四 現状変更等が必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
六 許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。（終了の報告）
第三条 法第二百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。
2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。
（維持の措置の範囲）
第四条 法第二百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。
（国の機関による現状変更等）
第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第百六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。
2 法第百六十八条第三項で準用する法第二百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。
（管理計画）
第六条 令第五条第四項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
二 指定年月日
三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
四 管理計画を定めた教育委員会
五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
八 その他参考となるべき事項

2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則

（昭和二十六年三月八日文化財保護委員会規則第八号）
最終改正：平成一七年三月二八日 文部科学省令第一一七号
文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第七十四条第三項で準用する同法第三十一条第三項の規定並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条及び第三十三条の規定に基づき、並びに同法第七十五条で準用する同法第三十二条第一項及び第三十三条並びに同法第八十二条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則を次のように定める。

（中略）
（所有者変更の届出書の記載事項等）
第三条 法第二百十条で準用する法第三十二条第一項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
二 指定年月日
三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
四 旧所有者の氏名又は名称及び住所
五 新所有者の氏名又は名称及び住所
六 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積
七 変更の年月日
八 変更の事由
九 その他参考となるべき事項
2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。
（中略）

（所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項）

第五条 法第二百十条で準用する法第三十二条第三項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
二 指定年月日
三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
四 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
五 変更前の氏名若しくは名称又は住所
六 変更後の氏名若しくは名称又は住所
七 変更の年月日
八 その他参考となるべき事項

（史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等）

第六条 法第百八十八条、第二百十条及び第百七十二條第五項で準用する法第三十三条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
二 指定年月日
三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
四 所有者の氏名又は名称及び住所
五 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
七 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難（以下「滅失、き損等」という。）の事実の生じた日時
八 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
九 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
十 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物がその保存上受ける影響

十一 滅失、き損等の事実を知った日
十二 滅失、き損等の事実を知った後に執られた措置その他参考となるべき事項
2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキャビネ型写真及び図面を添えるものとする。

（土地の所在等の異動の届出）

第七条 法第百二十五条第二項（法第二百十条及び第百七十二條第五項で準用する場合を含む。）の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあったのち三十日以内に行わなければならない。
2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

（国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等）

第八条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知の書面については、法第百六十七条第一項

第一号及び第二号の場合に係るときは第三条の規定を、法第六十七号第一項第三号の場合に係るときは第六条の規定を、法第六十七号第一項第七号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則

(昭和二十九年六月二九日文化財保護委員会規則第九号) 最終改正：平成一七年三月二八日文部科学省令第一一〇号
文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第八十条の二第一項(同法第九十条第二項で準用する場合を含む。)の規定に基き、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則を次のように定める。

(復旧の届出)
第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第二百二十七号第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

八 復旧を必要とする理由

九 復旧の内容及び方法

十 復旧の着手及び終了の予定時期

十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

一 設計仕様書

二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面

三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書
(届出書及びその添付書類等の記載事項等の変更)

第二条 前条第一項の届出の書面又は同条第二項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百二十七号第一項の規定により届出を行った者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(復旧の届出を要しない場合)

第四条 法第二百二十七号第一項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第一百八条又は第二十号で準用する法第三十五条第一項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。

二 法第二百二十二号第一項又は第二項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。

三 法第二百五号第一項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知)

第五条 法第六十七号第一項第五号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第一条から第三条までの規定を準用する。

2 法第六十七号第一項第五号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第六十八号第一項第一号又は第二項の規定による同意を得て復旧を行うとき。

二 法第六十九号第一項第二号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則

(昭和二十九年六月二九日文化財保護委員会規則第七号)

最終改正：平成二七年九月一日文部科学省令第三〇号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第十五条第一項及び第七十二条第一項(同法第七十五条及び第九十五条第五項で準用する場合を含む。)の規定に基き、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則を次のように定める。

(標識)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。)第一百五号第一項(法第二百二十号及び第七十二条第五項で準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。

ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、

木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。

2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。

一 史跡、名勝又は天然記念物の別(特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。)及び名称

二 文部科学省(仮指定されたものについては、仮指定を行った都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の教育委員会の名称)の文字(所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。)

三 指定又は仮指定の年月日

四 建設年月日

3 第一項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第二号から第四号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第二号に掲げる事項は裏面に前項第三号及び第四号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

(説明板)

第二条 法第一百五号第一項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

一 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称

二 指定又は仮指定の年月日

三 指定又は仮指定の理由

四 説明事項

五 保存上注意すべき事項

六 その他参考となるべき事項

2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

(標柱及び注意札)

第三条 前条第一項第四号又は第五号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

(境界標)

第四条 法第一百五号第一項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、十三センチメートル角の四角柱とし、地表からの高さは三十センチメートル以上とするものとする。

3 第一項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字(特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とする)を彫るものとする。

4 第一項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な地点に設置するものとする。

(標識等の形状等)

第五条 第一条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

(囲いその他の施設)

第六条 法第一百五号第一項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する

千葉県印旛郡酒々井町
史跡墨古沢遺跡保存活用計画書

令和3年3月25日 発行

編集・発行 酒々井町教育委員会
千葉県印旛郡酒々井町中央台 4-11
電話 043-496-1171

